

官報

平成十一年六月十五日

○第一百四十五回 衆議院会議録 第三十八号

平成十一年六月十五日(火曜日)

議事日程 第二十九号

平成十一年六月十五日

午後一時開議

午後一時開議

第一 住民基本台帳法の一部を改正する法律案
(第百四十二回国会、内閣提出)

第二 著作権法の一部を改正する法律案(内閣

提出、参議院送付)

第三 男女共同参画社会基本法案(内閣提出、
参議院送付)

第四 通商産業省関係の基準・認証制度等の整

理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

第五 住宅の品質確保の促進等に関する法律案
(内閣提出、参議院送付)

官報(号外)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員佐藤信一君に対し、院議をもつ

て功労を表彰することとし、表彰文は議長に

一任するの件(議長発議)

日程第一 住民基本台帳法の一部を改正する法
律案(第百四十二回国会、内閣提出)

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

日程第三 男女共同参画社会基本法案(内閣提
出、参議院送付)

日程第四 通商産業省関係の基準・認証制度等
の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の適用除外制度の整理等に関する法律案
(内閣提出、参議院送付)

日程第五 住宅の品質確保の促進等に関する法
律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。
国会議員として在職二十五年に達せられました
佐藤信一君に対し、先例により、院議をもつてそ
の功労を表彰したいと存じます。(拍手)

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これ

に御異議ありませんか?

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、そのとおり決まりました。
表彰文を朗読いたします。

議員佐藤信一君は国会議員として在職すること
二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の
伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、佐藤信一君から
発言を認められております。これを許します。佐
藤信一君。

〔佐藤信一君登壇〕

○佐藤信一君 このたび、院議をもつて永年勤続

議員として表彰されましたことは、議会人として

身に余る光榮であり、この感激は終生忘れるこ

とはできません。これは、ひとえに諸先輩、同僚議

員、さらには郷里山口県を初めて多くの方々との温か
い、変わらざる御指導、御支援のたまものと、感

謝でいっぱいであり、衷心より厚く御礼申し上げ
ます。ありがとうございました。(拍手)

私が国会に議席をいたしましたのは、昭和四

十九年七月であります。当時、サラリーマンで

あつた私は、やがて政界を退く父栄作の意志、自

由を守り、平和に徹するとの政治信条を受け継い

で、参議院全国区選挙に出馬し、当選することができます。

昭和五十四年秋からは本院に新たな舞

台を求めて、今日まで通算二十五年、みずから

信ずる道を進んでまいりました。父も表彰された

この議場で、父子一代にわたっての栄誉、ただた

だ感無量のものがあります。(拍手)

戦後から今日まで、国民の皆様の並々ならぬ御

努力と勤勉によって、我が国は奇跡と言われるほ

どの繁栄をなし遂げ、経済大国として世界の先進

国の仲間入りをすることができました。しかし、

少子高齢化といった社会構造の変化、エネルギー

の制約、環境問題などの課題に直面している我が

国としては、物質的な繁栄の陰で忘れられた心の

問題があります。道義を欠いた心は、教育現場の

荒廃や頻発する異様な犯罪、環境破壊などといっ

た形で社会の隅々に及び、あわせて、国際的な我

が国の評価の面でも好ましからざる声があること

を否定することはできません。

一国の富の繁栄が永遠に続くものでないこ

とは、既に古今東西、歴史が証明しております。こ

れからの我が国の指標は、心豊かで国際的にも説

得力のある思想、文化を生み出し、世界の国々か

ら精神大国、道義國家としての尊敬をかち得ること

だと信じます。

二十一世紀を目前にして、私は、再び初心に立

ち戻り、温故知新、古きをたずね新しきを知るモットーに、これからもこの国家国民になお一層

御奉公をいたしたいと存じます。(拍手)

皆様方の御支持、御支援を衷心よりお願い申し
上げて、私の謝辞といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) この際、暫時休憩いたし
ます。
平成十一年六月十五日 衆議院会議録第二十八号
住民基本台帳法の一部を改正する法律案

午後一時九分休憩

日程第一　住民基本台帳法の一部を改正する

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長坂井隆喜君。

「書生」

○坂本隆憲君　ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制

号 住民基本台帳法の一部を改正する法律案

を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、住民票の記載事項として住民票コードを追加し、これをもとに住民票の写しの広域・父母及び転入転出手続の特例を設けることとしております。

第二に、市町村長は、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びそれらの変更情報を本確認情報として都道府県知事に通知し、都道府県知事は、別表に掲げる国の機関等から、別表に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときなど、この法律に定められた場合に限り、本人確認情報を提供し、また、みずから事務の遂行のためこれを利用することができることとともに、自治大臣の指定する指定情報処理機関にその処理事務を委任できるものとしております。

第三に、市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び国の機関等は、本人確認情報の安全確保措置を講じることとし、定められた目的以外の個人確認情報の利用、提供を禁止するほか、関係職員等に秘密保持義務を課すとともに、住民票コードの利用権限を有しない者の住民票コードの告知要求及び住民票コードの記録されたデータベースの構成を禁止するものとしております。

そのほか、住民基本台帳に記録されている者は、市町村長から住民基本台帳カードの交付を受けることができるものとすることとしておりまます。

本案は、昨年の二月、第百四十一回国会に提出され、継続審査に付されていたものであります。

て、今国会におきましては、去る四月十三日の本会議において趣旨説明と質疑が行われました。本委員会におきましては、同日野田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、同月二十日審査に入り、五月六日には参考人質疑を行うなど、慎重に審査を行いました。

なれば、本案に如じ附書の説を付することに決しました。

○古賀一成君 本日採決することになりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同修正法案につきまして、民主党を代表して、反対の立場

本法は、四月十三日、この本会議において付託となり、以来、地方行政委員会で審議、参考人の意見聴取等を重ねてまいりました。

本改正案のねらいは、第一に、これまで市町村が固有事務として作成してまいりました住民基本台帳をコンピューター化し、都道府県を経由して中央の指定情報機関とオンラインで結び、全国民

の本人確認情報について全国ネットワークを構築しようとするものであります。本人確認情報とは、国民一人一人につけられる住民票コードといふ名の番号と、氏名、性別、生年月日、住所とさ

次に、全国センターに集められました本人確認情報は、十六省府九十二の事務にわたりまして、本人確認業務に提供されることとされているところであります。

るであります。また、今回の改正により、市町村は自治省令で定める様式と条例により、八千字のICメモリーを持つ住民台帳カードを発行できることとされています。

官報(号外)

ねてまいりましたのは、まず何よりもプライバシーと人権の問題、すなわち、個人情報漏えいの危険性、個人情報保護の必要性がありました。システムホールと呼ばれる情報漏えいの穴があちこちにあるサイバーネットワークでありまして、全国民の情報をゆだねる危険性というものは、決して小さいものではありません。このシステムホールから大量の国民の情報が漏れる危険性は、ぬぐえないのです。

特に、住民票コードが漏えいし、検索ナンバーとして集められれば、行き着く先は民間の名簿屋によるデータマッチング、あるいは企業による名寄せであり、プライバシーが侵されていく危険性は、極めて大きいと言わなければなりません。また、国民の個人情報が次々と行政機関によって集約、管理される国民総背番号制度の第一歩ではないかとの強い懸念も指摘されたところであります。これから的情報化社会のキーワードは、セキュリティーあるいは個人情報の保護そのものであらねばならないと思うのであります。(拍手)

政府が言う、住民票の写しが他市町村でもそれる、こういう便利さ、これは、個人情報の漏えいやデータマッチングの恐ろしさに比べれば、ささやかな、しかもめったにない便利さにしかすぎません。

本改正案の審議中にも、NTTと宇治市役所という二つの公的機関で大きな情報漏えい事件が発覚をいたしました。住民票コードという国民通し番号は、名簿屋や企業から見て、データマッチング、名寄せのキーナンバーとして極めて魅力的

であります。ねてまいりましたのは、まず何よりもプライバシーと人権の問題、すなわち、個人情報漏えいの危険性、個人情報保護の必要性がありました。シ

本改正案の第一の論点、個人情報漏えいの危険性については、工夫してあります。しかし、総体としては決して十分でない、それが審議を行った上での我々の結論であります。具体的にその危険性を指摘したいと思います。

第一に、十六省庁九十二の事務に提供される本人確認情報の漏えいの危険性であります。

つなげば漏れる、漏れたら瞬時に大量の情報が漏れる、これはサイバーネットワークの世界の常識とも言われております。本法案では、まず、一般公衆回線を使わざるを得ない市町村間のデータのやりとりが危険であります。指定情報機関のコンピューターから国民の本人確認情報をもらう十六省庁のコンピューターが、各部局の多数のコンピューターと接続され、それがさらに一般公衆回線とつながっている現実があり、ハッキングによる情報の漏えいの危険性はぬぐえないのであります。

また、本法案は、本人確認情報を得た官庁が自分で利用するだけではなく、他へ提供することを許しており、極めて危険と言わざるを得ません。さらに指定情報機関の業務委託先もあります。あちこちで無造作に個人情報のファイルがつくられ、そこから情報が漏えいする危険は大きいのであります。特に住民基本台帳のコードの一覧は、市町村がつくり上げてきた固有事務の成果の上に、指定情報機関という情報の中中央集中機関を配置し、都道府県から委託料まで取って十六省庁九十二事務の本人確認業務に提供しようとするもの

について付番した住民票コード、これを管理するのが一つの財團法人、民間法人ということであります。

行政機関の増設はまかりならない、既設機関は廃止することができない、ほかでもやっている財團法人であるならば文句はなからう、こういう発想でいとも簡単に全国民の基本情報が民間の公益法人にゆだねられ、全国センターの重大任務を担うことになったのであります。それほど国民の情報は軽いのでしょうか。

国民とは国家にとって何なのか。全国人民の基本情報の重要性はいかばかりのものであるか。これが入ったコンピューターは、だれが所有し、だれが管理すべきか。こういう一番重要な、大切なものを忘れた、本末転倒の論理と言わなければなりません。民間の公益法人が全国人民の情報を集約、管理するこの仕組みは、個人情報保護法ができようができないが、本法案に内在する問題点と言えます。

第三に指摘すべきは、地方自治との関連であります。

本来、住民基本台帳の作成、管理は、地方自治の固有事務として官々とつくり上げられてまいりました。この間、住民のプライバシー保護条例が論議され、制定を見てきたところであります。まさに地方自治として、住民基本台帳の事務はあったのであります。しかるに、本改正案は、市町村がつくり上げてきた固有事務の成果の上に、指定情報機関という情報の中中央集中機関を配

りました。この間、住民のプライバシー保護条例が論議され、制定を見てきたところであります。まさに地方自治として、住民基本台帳の事務はあったのであります。しかるに、本改正案は、市町村がつくり上げてきた固有事務の成果の上に、指定情報機関といふ情報の中中央集中機関を配

であります。

委員会の審議の過程では、納税者番号としての活用も相手にある、あるいは今後多くの中央官庁の業務にこれが拡大利用される、こういう方針が大臣から披瀝されたところであります。ならば、堂々とその将来展望を示し、国の事務として構成すべきではありませんか。

本改正案は、総体として見れば、市町村を本人確認情報全国ネットワークの入力端末として位置づけておるものであり、市町村の苦労の上に安易につくられる中央集権型の国民情報ネットワークとやむされかねないのであります。

第四に、本法で導入されようとしているICカードの問題についてであります。

情報化社会にも光と影がある、修正案の質疑に当たって、小渕總理はこのよくな趣旨の答弁をされました。影の部分を検証しながら光を求めていく、それが情報化社会の道のりと私も考えます。

全国のいろいろな地域、企業グループがICカードの試みを行っている、これもその道程の一つであります。

しかし、今度の法改正で提案されている住民票カードは、住民票コードなど本人確認情報については、自治省令により全国規模で統一されるものであります。八千字のメモリーから見て、今後何が全国的に展開されてくるのかわからぬ、これが率直な懸念であります。各自治体がモデル事業で検証を行い、より安心でより便利な技術とシステムを構築した上で、自主的な地域カードシステムをつくってみる、これが本来のあるべき姿ではないでしょうか。

以上、主要な論点についてのみ、本改正案に対する懸念と反対の論旨を述べました。総括すれば、本改正案は三十時間を超える質疑を行ったとはいえ、論点はまだ数多く残され、政府の答弁も決して国民の懸念を晴らしているものではありません。

最後に、本改正案附則に、個人情報保護に関する所要の措置を将来講ずるとの規定を盛り込む等の修正案が自ら公共同で提案をされました。今後の個人情報保護法制の整備についても私から意見を申し述べたいと思います。

まず、本改正案の施行は、三年以内とされているところであり、一方、本修正案は、速やかに所要の措置を講ずるとしております。ならば……

○議長(伊藤宗一郎君) 古賀一成君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○古賀一成君(続) はい。二、三年のうちに包括的個人情報保護法制を整備し、それを前提としたネットワーク法制を今つければよろしいのではないかでしようか。私は、改正法は施行された、しかし、個人情報保護法制は結局できなかつた、こういう結果を恐れるものであります。今後、この論点につきましては、国会として注目をし、必ず実行されることをこの国会が見守つていかなければならぬ、こう申し上げ、民主党の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 宮路和明君。

〔宮路和明君登壇〕

○宮路和明君 私は、自由民主党、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつております住民基本台帳法の一部を改正する法律案及びその修

正案に対し、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

政府提出の住民基本台帳法の一部を改正する法律案は、二十一世紀の高度情報化社会に向けて、行政サービスの重要な基礎となる全国的な本人確認システム、すなわち住民基本台帳ネットワークシステムを導入しようとするものであります。

このシステムは、市町村が住民基本台帳制度を運営するという制度の基本的枠組みを堅持しつつ、市町村、都道府県が共同して構築、運営するものであり、このように、地方公共団体自身が全國的な広域連携を図っていくことは、まさに地方分権の精神に合致するものであります。

また、このシステムは、近年におけるコンピューター等の技術の飛躍的発展に呼応して、住民サービスの向上を図るとともに、国、地方を通じた事務の省力化、効率化等、行政改革にも大いに資するものであります。

具体的には、住民の利便の向上として、全国どこの市町村においても自分の住民票の写しがとりこと、資格申請や受験等の行政手続の際に住民票の写しを添付しなくても済むようになること、さらに住民基本台帳カードを利用した場合には、多様なサービスや広域的なサービスを受けられるようになると、最近多発しているいわゆるなりふり騒ぎや転出等の不正行為を、住民基本台帳カードを使って防止することができるなど、さまざまなものであります。

また、行政改革の観点からは、窓口業務の簡素化により、窓口人員の一部を、今後地方公共団体の役割が増大する分野で活用することができるること、國の行政機関においても、このシステムから

本人確認情報の提供を受けることにより、事務の簡素化、効率化が図られることなど、数多くのメリットがあるところであります。

改めて申し上げるまでもなく、このシステムが円滑に運営されるためにはプライバシーの保護に万全の対策が必要であり、地方行政委員会においても、この点に最も重点を置きながら、三十時間以上にわたって慎重かつ十分な審議を尽くしてまいりました。私は、この審議は、民間部門をも含めた個人情報保護の議論のきっかけとなる歴史に残る大変充実したものであったと高く評価したいと思います。(拍手)

委員会審議の中では、このシステムの導入について慎重な御意見もありました。しかし、単に案じているばかりではなく変わらないのであります。今や、二十一世紀を目前に控え、こうした時代の要請に迅速かつ的確にこたえるのが政治の役割であり、我々は、未来を切り開くためには、先を見据えた建設的な議論を行い、常に前進しなければならないと思っております。

こうした観点から、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党は、個人情報の保護に関する法律について、今国会中に検討会を設置の上、法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、三年以内に法制化を図ることで合意いたしました。そして、今後三党で十分連携を強く政府に働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、この法案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○春名眞章君 登壇

〔春名眞章君登壇〕

○春名眞章君 私は、日本共産党を代表して、住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対しても反対の討論を行います。(拍手)

反対の理由の第一は、地方行政委員会の審議の中でも最大の焦点となつた個人情報保護措置が、修正を施してもなお不十分であり、不備であるという点であります。

今、現行制度のもとでさえ、住民基本台帳の閲覧制度を利用した不特定多数に送付されるダイレクトメールに、プライバシーが侵害されたと感じ

る國民が増加をしております。こうした現状を反映して、市町村の担当者からは、住民基本台帳の閲覧を公用請求以外は禁止してほしいとの要望さえ出されているのであります。

包括的個人情報保護法も個人情報オブズマン制度もない日本の現状のもとで、氏名、住所、性別、生年月日の四情報と住民票コードを全国ネット

なお、政府提出の法律案においても、プライバシー保護に格段の配慮がなされているところであります。しかし、政府におかれでは、修正案及び国会における審議を十分に踏まえ、住民基本台帳ネットワークシステムの実施に当たって、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えていただくとともに、あわせて、地方公共団体に対し、改正の内容を周知徹底されつつ、地方分権の時代にふさわしいシステムを構築されるよう強く希望するものであります。

トで結ぶこのシステムを導入するなら、今でも後を絶たない個人情報漏えい事件がさらに広がり、大量の個人情報が流出される危険が飛躍的に高まることは間違ありません。プライバシーの権利とは、自己の情報をコントロールする権利であるとの立場に立って、個人情報保護に万全を期すことが厳しく求められていました。

ところが、本法案は、不正に個人情報を利用された場合の中止請求権、情報の提供を受けた行政機関の、データの目的外使用についての刑罰規定も明記をされておりません。また、他の目的への流用防止に全くことのできない、利用後の情報消去という重要な問題についても、自治省令に基づく管理規程で定める所とし、法案には明記されていませんのであります。

民間への住民票コードの任意提供についても、これを禁止する有効な対策がありません。委員会の審議の中でも、修正案提案者の党からもこの点が指摘され、本法施行前の再改正を求めるという事態となっているのであります。本法案の欠陥は明らかであります。自由民主党、公明党・改革クラブ、自由党の三党修正案で、個人情報保護のための所要の措置を講ずることがうたわれましたが、この条文の挿入によっても、なお本法案の持つこうした欠陥は何ら取り除かれないのです。

審議を通じて、プライバシー権を権利として確立し、保障することを土台とした、民間、自治体を網羅する包括的な個人情報保護法の制定が、本法案施行の前提であることが共通の認識となりました。

ところが、修正案の所要の措置の内容につい

て、その責任を負うべき政府の答弁は、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えるというもので、一体どういう内容の法律をつくるのか、あるいは包括的な個人情報保護法を必ずつくるのかどうかさえ、あいまいな姿勢にとどまっているのであります。

包括的な個人情報保護法の制定に全力を尽くす、そしてその制定を待つて本法案の審議を尽くすというのが、国民が納得する筋道ではありますか。本法案を急に押し通す必要は全くないのではありません。いわんや、今述べた欠陥をこのまま残して本法案を通過させるわけには断じていかなといふことを申し上げておきます。(拍手)

第二は、史上初めて全国民に共通番号がつけられることに対する国民合意がないことです。

参考人質疑の中でも、広く国民の間でも、生まれてから死ぬまで番号がつけられ、その番号によって管理される社会へと一步踏み出すことへの大きな不安が寄せられています。ドイツでも、一九八五年の憲法裁判所で、個人を個人格的に管理することにつながる住民基本台帳番号制度は憲法が保障する人格権を侵害するとの判断まで下っています。

日本弁護士連合会からも、国家からの自由を含め、私生活全般、生活全般について把握をされるというような事態は憲法が想定していない状況

ターキーにして、利用範囲を拡大していく政府の意図も明らかとなりました。自治省と厚生省との間では、住民票コードと基礎年金番号の二つの番号制度の導入をめぐって、それぞれの利用範囲を定めた覚書を結び、将来、コードを年金業務に拡大するということが明らかにされています。また、将来的には納税者番号制度の基盤となり得ることもはつきりしてまいりました。

国民総賃番号制につながる危険な道を進むのかどうか、共通番号制度の導入が憲法に抵触しないのかどうか、広く国民的な討議にかけ、慎重な検討が必要であります。

第三は、この制度が、政府の言うような地方自治体が主体の分権型システムではなく、中央集権型、情報一元化を意図したものだということです。

法案は、自治大臣が認可した全国一ヵ所の指定

情報処理機関から国行政機関に住民票コードと四情報を提供できるとしています。その方法の一つは、オンライン接続が予定され、ネットワークシステムの専用回線が使われるこれが明らかになりました。これは、このネットワークシステムの中に入行政機関が完全に組み込まれていることを意味しています。市町村長がつけた個々人の住民票コードと四情報が都道府県センターを介して指定情報処理機関に集められ、その情報が国の行政機関に送信されるという仕組みは、分権型どころか二元化、集権型と言わざるを得ません。

また、各地方自治体が、個人情報は守るべきだ

という大きな流れの中で、個人情報保護条例を制定しています。その数は今や一千四百七团体を超えて、年々、百团体程度増加しているのであります。

その上、審議を通じて、住民票コードをマス

す。この中には、オンラインを全面的に禁止する条項を持っている自治体が五百六十五団体も含まれています。これらの条例は、この法案の成立によって廃棄されることになり、地方自治体が各自と策いてきた個人情報保護措置が水泡に帰すことになるのであります。この面でも分権型システムとはほど遠いものとなつてゐると言わざるを得ないであります。

以上、申し述べてきた本法案が持つ問題点は、わずかの利便性の向上などだけで、看過するわけにはいかない日本社会全体にかかる大問題であります。拙速な採決を避け、慎重な上にも慎重な検討がなお必要であります。このことを厳しく申し上げまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 知久馬二三子君。
〔知久馬二三子君登壇〕
○知久馬二三子君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案並びに自由民主党、公明党・改革クラブ、自由党の共同修正案につきまして、反対の討論を行います。(拍手)

本改正案の目指す住民基本台帳ネットワークシステムの導入は、国民のプライバシーの保護及び

住民基本台帳制度の基本にかかる制度改正であり、将来の国民の権利義務にかかる重大な影響をもたらす法改正であります。

そこで、社会民主党は、与党当時、自治省と数次にわたる折衝を行つてまいりました。我が党の提起した問題点、疑問点の指摘を踏まえ、コード変更の自由化や守秘義務、罰則の強化等の一定の

修正、改善が図られてきたことは評価することができます。

しかし、なお、重要な疑問が残ります。法案の提出は了承するが、法案自体に対する賛否は保留することとしつつ、ネットワークシステムに対する国民の幅広い議論、社会的理理解と合意、国会における十分かつ慎重な審議の必要性を訴え、同時に、法案施行時点での包括的個人情報保護法の実現を提案してきたところであります。

今国会から実質審議が始まりましたが、まず第一に、現時点に至っても、ネットワークシステムの将来の姿も明確であるとは言えませんし、プライバシー保護法も論議が進んでおりません。

第二に、市町村と住民のものである住民基本台帳制度にコード化、ネットワーク化を無理やり押し込むことによる住民基本台帳自体の変質であります。

第三に、EU個人データ保護指令に照らしても不十分なプライバシー保護、強権的権力行政機関に情報提供の道が残されること、他の個別法令によるコードの開示に対する歯どめがないこと、際限のない行政機関による内部データベース作成が防げないことなどのデータマッチングやデータベース作成の禁止の保障の不十分性、住民票コードの変更の記録の取り扱いの問題など、プライバシー保護の不十分性であります。

第四に、オンライン禁止条例を上から解除するなどの地方自治権への侵害、役所の現場で発生するであろうさまざまな問題についての対応が不明確であること等、多くの重大な問題が残されています。

第五に、省庁再編に伴い、自治省ではなく、総

理の支援・補佐機能を持つとされる巨大な国家管

理行政機関である総務省が所管することになります。ですが、これは住民基本台帳ネットワークシステムの性格の重大な変更であり、本法案の提出の前提

社会民主党は、一、全国民的番号付与の市民度、三、市民の選択権、自己情報開示請求権等の

保障、四、強権的権力行政との遮断、五、プライ

バシー保護の強化と包括的個人情報保護法の実現、六、自治省の対応状況の評価等の六点を本法

案の態度を決するに当たっての基準として臨んで

きましたが、いずれもが不十分であると言わざるを得ません。

個人情報の保護に万全を期するための所要の措

置を講ずるものとするという自民、自由、公明三

党の修正案についても、所要の措置やシステムの内

容があいまいで、さらに包括的個人情報保

護法自体の内容の担保もないなど、歯どめ措置と

して満足できる内容となつております。部分的

な修正で本改正案の本質的な問題が直ちに解決するとは考えられないことから、社会民主党は本改正案及び修正案に反対することを明らかにして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長の報告は修正であります。本案

票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参考氏名を点呼)

【各員投票】
○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

【参考投票を計算】
○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

投票総数 四百七十八
可とする者(白票)

【事務総長報告】
投票総数 四百七十八
可とする者(白票)

三百四十八
否とする者(青票)

【拍手】
一百三十
否とする者(青票)

【拍手】
一百三十
否とする者(青票)

【拍手】
一百三十
否とする者(青票)

【拍手】
一百三十
否とする者(青票)

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍	晋三君
逢沢	一郎君
赤城	徳彦君
荒井	太郎君
麻生	広幸君
伊藤	公介君
伊吹	文明君
池田	行彦君
石崎	岳君
栗原	博久君
石破	茂君
石崎	岳君
栗原	裕康君

石原 伸晃君
今井 宏君
岩下 栄一君
植竹 繁雄君
江口 一雄君
衛藤征士郎君
小川 元君
遠藤 武彦君
小野 晋也君
小瀬 潔君
大島 理森君
大野 功統君
大村 秀章君
岡部 英男君
奥谷 通君
奥山 茂彦君
加藤 卓二君
梶山 静六君
金子 一義君
亀井 静香君
亀井 善之君
川崎 二郎君
河村 建夫君
木村 隆秀君
木村 義雄君
岸本 光造君
岸本 章生君
鯨岡 兵輔君
熊谷 市雄君
熊谷 久野統一郎君
倉成 正和君
栗原 雅弘君
岩永 峰一君
白井日出男君
江渡 智徳君
衛藤 晟一君
遠藤 利明君
小此木八郎君
大石 秀政君
大野 松茂君
尾身 幸次君
太田 誠一君
大原 一二君
奥田 幹生君
奥野 誠亮君
加藤 紘一君
嘉数 知賢君
金田 英行君
柏谷 茂君
鷗下 一郎君
河井 克行君
瓦 力君
木村 勉君
岸田 文雄君
北村 直人君
久野統一郎君
熊谷 市雄君
倉成 正和君
栗原 雅弘君

稻葉 大和君
今村 雅弘君
岩永 峰一君
白井日出男君
江渡 智徳君
衛藤 晟一君
遠藤 利明君
小此木八郎君
大石 秀政君
大野 松茂君
尾身 幸次君
太田 誠一君
大原 一二君
奥田 幹生君
奥野 誠亮君
加藤 紘一君
嘉数 知賢君
金田 英行君
柏谷 茂君
鷗下 一郎君
河井 克行君
瓦 力君
木村 勉君
岸田 文雄君
北村 直人君
久野統一郎君
熊谷 市雄君
倉成 正和君
栗原 雅弘君

官報(号外)

平成十一年六月十五日 衆議院会議録第二十八号

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

小泉純一郎君	小島敏男君	小林興起君	古賀誠君	河野太郎君	河本三郎君	佐藤惠君	左藤静雄君	佐藤剛男君	斎藤斗志二君	坂本剛二君	佐藤義雄君	佐藤義雄君	佐藤惠君	佐藤正彦君	佐藤玄一郎君	佐藤信二君	中曾根康弘君	中川昭一君	中野正志君	中山太郎君	中山成彬君	中山雄哉君	中馬弘毅君	戸井田徹君	中川昭一君	中谷元君	中村正三郎君	中山利生君	津島雄二君	虎島和夫君	宮腰光寛君		
玉沢徳一郎君	谷川和穂君	竹本直一君	橋康太郎君	谷川洋一君	田野瀬良太郎君	高市早苗君	田中真紀子君	関谷勝嗣君	田中和徳君	田中昭一君	園田修光君	鈴木俊一君	鈴木正健君	鈴木恒夫君	鈴木圭佑君	杉浦博文君	下村義孝君	島村宣伸君	塙谷立君	桜内義雄君	坂本都三君	坂本義孝君	佐藤義雄君	佐藤義雄君	佐藤正彦君	小杉隆君	小林多門君	河野洋平君	古賀正浩君	小島敏男君	小林興起君	河野太郎君	古賀誠君
近岡理一郎君	谷畠谷	棚橋武部	滝眞実君	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷		
谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷	谷畠谷		
三ツ林政太郎君	松本和那君	松本忠洋君	増田光君	増田和那君	増田忠洋君	増田和那君	増田忠洋君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君	増田和那君			
三塚博君	松永光君	松岡利勝君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君	細田耕輔君			
太田昭宏君	大口善徳君	遠藤和良君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君	市川良夫君			
近江已記天君	大野由利子君	小沢辰男君	遠藤乙彦君	上田勇君	石田幸四郎君	池坊一夫君	石垣赤松君	石垣青山君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君	石垣綿貫君			
野田毅君	西村章三君	西村猛君	西田俊博君	西田啓介君	西田中西君	西田二階君	西田俊博君	西田達増君	西田鈴木君	西田塩田君	西田佐々木君	西田岡島君	西田東君	西田井上君	西田若松君	西田樹屋君	西田冬柴君	西田福島君	西田中野君	西田坂口君	西田端君	西田富沢君	西田茂木君	西田白保君	西田倉田君	西田齊藤君	西田神崎君	西田久保君	西田哲司君	西田正智君			
藤井裕久君	西村陽君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君	西村西野君			

一見 伸明君
吉田 幸弘君
鶴淵 俊之君
武村 正義君
土屋 品子君

三沢 淳君
米津 等史君
園田 博之君
粟屋 敏信君
中村喜四郎君

陸一君
五君
成君
慈君
峻君
雄君

北沢 清功君
辻元 清美君
中川 智子君
畠山 健治郎君
深田 雄君
前島 秀行君

知久馬二三子君
土井たか子君
濱田 中西 繢介君
保坂 健一君
村山 展人君
富市君

意に除去、改変等する行為を著作権等の侵害行為とみなすとともに、當利を目的としてこれを行つ者について罰則を定めること。

第三に、著作物の複製物等を無断で公衆へ譲渡されない権利を譲渡権として新設すること、

第四に、著作物を無断で公に上映されない権利をすべての著作物に拡大すること、

第五に、録音物による演奏についての経過措置を廃止すること

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。文教委員長小川元君。

〔本号末尾に掲載〕

小川元君登壇

○小川元君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展に伴う著作物の利用形態の多様化や世界知的所有権機関における新条約の採択等の国際的動向

を踏まえ、著作権制度の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、ニヒト・ドロクシニ等の技術的保護手段を回避する専用装置を製造、頒布する者に対する罰則を定めること。

伊藤
茂

金田 誠一君
河村たかし君
菅 直人君
熊谷 弘君
玄葉光一郎君
小林 守君
古賀 一成君
今田 保典君
佐々木秀典君
佐藤 敬夫君
城島 聰君
仙谷 正光君
田中 由人君
玉置 甲君
一弥君

川端	鍵田	達夫君
神田	厚君	節哉君
北橋	健治君	
桑原	豊君	
小平	忠正君	
木幡	弘道君	
五島	正規君	
近藤	昭一君	
坂上	富男君	
島津	尚純君	
佐藤謙一郎君		
末松義規君		
田中慶秋君		
高木義明君		
伸二君		

吉田	山本	孝史君
渡辺		
大森		
猛君		
木島日出夫君	穀田	治君
瀬古由起子君	恵二君	
寺前	佐々木	陸海君
中島	武敏君	
春名	真章君	
平賀	高成君	
藤木	洋子君	
古堅	実吉君	
矢島	恒夫君	
吉井	英勝君	

吉田	公一君	横路	孝弘君
石井	郁子君		
金子	満広君		
児玉	健次君		
佐々木	憲昭君		
辻			
志位	和夫君		
中林	よし子君		
東中	光雄君		
不破	哲三君		
藤田	スミ君		
松本	善明君		
山原健二郎君			
伊藤			
茂君			

○小川元君
つきまして、
結果を御報告
本案は、近
進展に伴う著
所有権機関に
を踏まえ、著
で、その主な
第一に、コ
する罰則を定
手段を回避す
第二に、著

一部を改正する法律案及び同報告書
末尾に掲載

卷之三

日程第三とともに、参議院提出、国立公文書館法案を追加して、両案を一括議題とし、委員長の

官 報 (号 外)

報告書を求め、その審議を進められる」ことを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

「異議」二字

提出、參議院送付

卷之三

社会基本法案、ただいま日程に追加されました国立公文書館法案、右両案を一括して議題といたします。

男女共同参画社会基本法案及び同報告書 国立公文書館法案及び同報告書

〔本号未扉は摺軸〕

○二田孝治君　ただいま議題となりました両法規案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国

民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項の調査審議等を行なう男女共同参画審議会を総理府に設置する」と等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院において修正議決の上、去る五月二十一日本院に送付され、六月三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る六月四日野中官房長官から提案理由の説明を聴取し、次いで、参議院における修正部分について修正案の提出者からその趣旨の説明を聴取した後、同月八日から質疑に入り、同月十日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行い、翌十一日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し日本共産党から修正案が提出され、その趣旨の説明を聴取した後、採決を行った結果、同修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しても附帯決議が付されました。次に、国立公文書館法案について申し上げます。

本案は、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資するため、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めようとするものであります。

委員長から提案理由の説明を聴取し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。なお、私から、理事会等における各党の御意見を踏まえながら、委員会を代表して、確認の意味も込めまして、本案提出者に対し御質問を申し上げますことを申添えておきます。

日程第四　通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律
案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、通商産業省の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する事項。

法律案、ただいま日程に追加されました私的独立の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外

君。 外制度の整理等に関する法律案、右兩案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。商工委員長古賀正

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及 合理化に関する法律及び同規則

合理的化に関する法律案及び同報告書
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
の適用除外制度の整理等に関する法律案

び同報告書

卷之三

〔古賀正浩君登壇〕

まず、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案について申し上げます。

力を活用した制度を導入すること等により、消費者の安全等の維持向上を図りつつ、規制の合理化を図ろうとするものでありまして、消費生活用製品安全法等通商産業省関係十一法律について、政府の検査、検定等による基準への適合確認から、事業者による自己確認への移行または自主保安の導入を行うための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る六月三日本委員会に付託され、同月八日与謝野通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十一日質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国経済社会をより開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由なものとしていくため、競争政策の積極的展開を図ろうとするものでありまして、不況カルテル及び合理化カルテル制度の廃止など、独占禁止法の適用除外制度の整理等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月二十一日参議院から送付され、六月九日当委員会に付託されました。同月一日野中内閣官房長官から提案理由の説明を聴取り、本日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第一に、建設大臣は日本住宅性能表示基準を定めなければならぬこと、

第二に、建設大臣が指定した住宅性能評価機関が日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行ふことができるること、

第三に、指定住宅紛争処理機関などの住宅に係る紛争処理体制を整備すること、

第四に、住宅新築請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人または売り主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を十年間担保する責任を負うこと

等の措置を講じようとするものであります。
本案は、参議院先議に係るものであり、衆議院においては、去る六月三日本委員会に付託され、翌四日関谷建設大臣から提案理由の説明を聴取り、九日質疑に入り、十一日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○平田米男君登壇
住宅の品質確保の促進等に関する法律案及び同君の報告書

〔本号末尾に掲載〕

○平田米男君 ただいま議題となりました住宅の品質確保の促進等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

申し上げます。

本案は、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルの増加に対処し、良質な住宅ストックの整備を推進するため、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために必要な措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、建設大臣は日本住宅性能表示基準を定めなければならないこと、

第二に、建設大臣が指定した住宅性能評価機関が日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行ふことができるること、

第三に、指定住宅紛争処理機関などの住宅に係る紛争処理体制を整備すること、

第四に、住宅新築請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人または売り主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を十年間担保する責任を負うこと

○議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受け領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく平成十年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告書

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく平成十一年度において講じようとする高齢社会対策についての文書

(理事補欠選任)

一、去る十一日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官 報 (号 外)

官報(号外)

その約四分の三が執行されているところである。さらに、当該道路の整備については、平成十年度以降は、道路整備特別会計からの予算措置によりこれを継続している。

四の2について
御指摘の「事業が中止又は休止となつた場合」において、既に計画されていた付替道路に関するどのような対応を行うかについては、個別に検討すべきものであると考えている。

五について
個別のダム等事業」とに多様な状況が存することから、御指摘の「影響」について一概に申し述べることはできないと考えている。

六について
御指摘の「ダム周辺地域整備計画」は、宮城県及び気仙沼市が新月ダム周辺地域整備の構想の素案として作成したものであると聞いており、国としてその扱いについて検討すべき性格のものではないと考えている。

平成十一年五月二十日提出
質問 第三二一號

「国旗・日の丸、国歌・君が代」法制化等に関する質問主意書

提出者 石垣 一夫

関する質問主意書

政府は、「国旗・日の丸、国歌・君が代」の法制化を検討しているが、わが国には現に「国旗・日の丸」は現行法として存在している（国歌・君が代は、明確な法的根拠はない）。にもかかわらず、

「太政官布告五七号」に定めている「日の丸」が

なぜ政府は「国旗・日の丸、国歌・君が代」を同列の慣習法というのか。

また、「国旗・日の丸」は、現に法制化されているのなぜ「国歌・君が代」と一本化した新規立法を必要とするのか疑問である。政府は、一本化的新規立法が必要であるならば、現行法の何が欠けるのか、また「国歌・君が代」の慣習法ではなぜいけないのか、その理由を国民に明らかにする必要がある。この課題は、国民の国家規範に関する重要な課題であり、その対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 国旗に関する質問事項

1 「国旗・日の丸」の寸法及びデザインを定めた「郵船商船規則」（明治三年一月二七日、太政官布告五七号）は現在、有効か無効か、その見解を問う。

2 有効とすれば「国旗・日の丸」は、慣習法であるとは言いかねない。よって「国旗・日の丸」の新たな法的根拠の必要性はないと解する。その見解を問う。

3 船舶法（日本国旗掲揚権）、七条（掲示義務）は、国旗掲揚権及び国旗の掲示を義務づけている。義務づけている以上、法律であると解する。その義務づけている国旗は何か

といえ、それは「太政官布告五七号」に定めている「日の丸」である。

また自衛隊法第百二条（自衛艦旗等）では

「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び・を掲げなければならない」と規定されている。こ

れで掲げる国旗とは何かといえば、それは

「太政官布告五七号」に定めている「日の丸」が

根拠法である。両法ともに「日の丸」を指示している。

また航空自衛隊の使用する航空機は、旗ではなく標識として自衛隊法第二条第四項に基づき「赤色の日の丸に白色の輪郭」と表示している。更に海上保安庁の使用する航空機の標識は、最近の官報告示（平成十一年三月二四日）でも「日の丸は紺青色で開み、白色地に赤丸のものとする」とある。このように航空機の標識とは何かといえば、それは「日の丸」を指示している。

これほど明確な法的根拠があるにもかかわらず、なぜ新たに法制化する必要性があるのか。現行法の「国旗・日の丸」に何か欠ける点があるのか。あるとすればその課題と理由を明らかにされたい。

従って日本の「国旗・日の丸」は国際社会に容認されているものである。にもかかわらず、政府は、なぜ「国旗・日の丸」（法的根拠はない）と同列の慣習法というのか、その見解を問う。

8 政府の新たな国旗の法制化において国旗を誰が、いつ、どこで、何のために掲揚せよとするのか。また何を義務化させ、何を尊重し、何を自由意思とするのか、その見解を問う。

ア 憲法七条の国事行為を行う場において国旗掲揚の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。

イ 国民の慶弔行事（祝日、祭日、国葬式、

戦没者追悼式、国技等）のうちどの行事に

際して、国旗掲揚の義務を課するのか、尊

重とするのか、自由とするのか。

ウ 国内・外スポーツ競技の儀式及び表彰、各社放送局の映像放映及び録音放送、またインターネット通信による映像・録音通信

は、国旗掲揚の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。

エ 靖国神社等、宗教的儀式のいかなる場に

おいて国旗掲揚の義務を課するのか、尊重

述されている国旗の意味内容について明らかにされたい。

6 政府は、新たに法制化を検討しているといふが、どういうデザインの国旗を認めようとするのか、その形態を明らかにされたい。

7 「国旗・日の丸」は、法的根拠を有してい

る。また国際間では、現在「国旗掲揚義務に

関する条約」はないが、自國船に国旗を掲揚

することは世界の海洋慣習となっている。

従って日本の「国旗・日の丸」は国際社会に容

認されているものである。にもかかわらず、

政府は、なぜ「国旗・日の丸」（法的根拠はない）と同

列の慣習法というのか、その見解を問う。

8 政府の新たな国旗の法制化において国旗

を誰が、いつ、どこで、何のために掲揚せよ

とするのか。また何を義務化させ、何を尊重

し、何を自由意思とするのか、その見解を問

う。

ア 憲法七条の国事行為を行う場において國

旗掲揚の義務を課するのか、尊重とするの

か、自由とするのか。

イ 国民の慶弔行事（祝日、祭日、国葬式、

戦没者追悼式、国技等）のうちどの行事に

際して、国旗掲揚の義務を課するのか、尊

重とするのか、自由とするのか。

ウ 国内・外スポーツ競技の儀式及び表彰、各

社放送局の映像放映及び録音放送、また

インターネット通信による映像・録音通信

は、国旗掲揚の義務を課するのか、尊重と

するのか、自由とするのか。

エ 靖国神社等、宗教的儀式のいかなる場に

おいて国旗掲揚の義務を課するのか、尊重

とするのか、自由とするのか。

イ 国民の慶弔行事（祝日、祭日、国葬式、

戦没者追悼式、国技等）のうちどの行事に

際して、国旗掲揚の義務を課するのか、尊

重とするのか、自由とするのか。

ウ 国内・外スポーツ競技の儀式及び表彰、各

社放送局の映像放映及び録音放送、また

インターネット通信による映像・録音通信

は、国旗掲揚の義務を課するのか、尊重と

するのか、自由とするのか。

エ 靖国神社等、宗教的儀式のいかなる場に

おいて国旗掲揚の義務を課するのか、尊重

とするのか、自由とするのか。

イ 国民の慶弔行事（祝日、祭日、国葬式、

戦没者追悼式、国技等）のうちどの行事に

際して、国旗掲揚の義務を課するのか、尊

重とするのか、自由とするのか。

ウ 国内・外スポーツ競技の儀式及び表彰、各

社放送局の映像放映及び録音放送、また

インターネット通信による映像・録音通信

は、国旗掲揚の義務を課するのか、尊重と

するのか、自由とするのか。

エ 靖国神社等、宗教的儀式のいかなる場に

おいて国旗掲揚の義務を課するのか、尊重

とするのか、自由とするのか。

- 力 都道府県及び市町村行政に関する諸行事のどの行事に際して、国旗掲揚の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。

キ 國際機関の諸行事及び國際儀礼のどの行事に際して、国旗掲揚の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。

9 政府は、日の丸を國旗とする根拠は何か。なぜシンボルマークではないのか。

10 諸外国では、一般的に國旗とは、國民統合の象徴としているが、わが國も國旗は、國民統合の象徴と理解してよいのか、その見解を問う。

11 「日の丸」の由来と歴史的経過について明らかにされたい。

12 「日の丸」の解釈は、「日出する国」「日の出する天子」「朝日の昇る国」など多様である。政府の統一見解を問う。

13 「日の丸」は、特にアジア諸国の侵略のシンボルであるとして法制化に反対する声がある。反省も含めその見解を問う。

14 一時戦前の教育には「國旗・日の丸」の掲揚と「國歌・君が代」を齊唱するに毎朝、東方を向き宮中に礼拝するという命令行為は、さながら天皇を崇拜する教育であつたと解するが、戦前と戦後の国旗掲揚と君が代の齊唱には、どのような相違点があるのか、比較して明らかにされたい。

- 旗を損壊等すれば刑罰の対象となるが、日本は、そもそも「国旗・日の丸」は、法的根拠がないとの認識からか。それとも刑罰に値しない輕犯であるとの認識か。また刑法制定時になぜこの規定を導入しなかったのか、また政府の新規立法案では、刑罰の対象とするのか否か、四点について見解を問う。

16　自衛隊旗には、自衛隊法施行令一条の一に規定されている陸上の自衛隊旗(旧連隊旗)と海上自衛艦隊旗(旧軍艦旗)の二種類(航空自衛隊旗はない)がある。いわゆる旭日旗である。この旭日旗と日の丸とはどのように違うのか。また旭日旗の意義、デザインは何を表しているのか明らかにされたい。

17　航空自衛隊の部隊旗は、鷺の金モールであり、航空機は日の丸の標識である。自衛隊旗では、このように三軍とともにばらばらの旗である。この際、自衛隊法を改正し「国旗・日の丸」に統一する必要性はないのか、その見解を問う。

18　「自衛隊法の旗に関する訓令」には約三十種類の旗がある。例えば、内閣総理大臣旗、防衛廳長官旗、統合幕僚会議議長旗等である。部内といえどもまざらわしく国民には分かりにくいくことから「国旗・日の丸」に統一する、または簡素化・整理することを念頭に検討すべきではないか、その見解を問う。

19　商標法四条では、「国旗と同一又は類似の商標」は使用禁止されている。しかし、すでに商業的には「日の丸タクシー」「銘酒日の丸」「君が代うどん」「君が代そうめん」などは権利としている。こうした権利の実態把握と特許

- 20 昭和六年一月、第五九回帝国議会、衆議院に十一條からなる「大日本帝国国旗法案」が、衆議院議員石原善三郎氏によつて提案された。衆議院は、満場一致で通過したが、貴族院では審議未了となり廃案となつた経過がある。その廃案となつた理由及び当時の社会的背景について政府として認識しているところを明らかにされたい。

21 政府は、過去の国会答弁において「国旗・日の丸」は、太政官布告五七号「郵船商船規則」に制定された実行法であると容認した答弁内容があるのかないのか、あればその主な内容を年代別に明らかにされたい。

22 文部省所管の法律には、船舶法や自衛隊法のように「国旗・日の丸」を掲揚させる現行法があるのかないのか問う。あるとすればその法律名を明らかにされたい。

23 国旗の掲揚義務は、船舶、自衛艦、航空自衛隊及び海上保安庁の使用する航空機についての規定で国旗一般について掲揚する規定はない。故に文部省の国旗・掲揚、国歌・齐唱の行政指導は、各法なき国旗一般に類する対象である故に慣習法というのか、その見解を問う。

24 文部省は、本来ならば学校教育(大学を除く)諸行事のなかで、特に入学式、卒業式には国旗の掲揚義務を課する各法の制定が必要でなかつたのか。各法の制定がないため行政指導とせざるを得なかつたのではないか。なぜ掲揚に関する法制定がこれまでできなかつ

- 25 現行の法体系から考えれば「国旗・日の丸」を掲げるためには、運輸省は船舶法で防衛庁は自衛隊法で海上保安庁は海上保安庁法で国旗の標識を課しているように文部省は文部省の各法をもって掲揚義務を課するものでなければ、何人にも掲揚義務を課することは出来ないのではないか、その見解を問う。

26 国旗掲揚を義務づける法律がないから行政指導をもって執行する行政の目的は理解できる。その行政指導の執行には義務も含まれるのか、含まれるとすれば行政指導の義務と法律義務との区別、相違点を明らかにされたい。

27 行政指導は、相手方の協力を得て行うものであり、国民の権利を制限したり、また国民に義務を課する法律上の強制力はない。従つて法律に制定されていない権利や義務を学習指導要領をもって法律と同等もしくはこれを超えて権利や義務を課することはできないと解するが、なぜ学習指導要領で義務を課することができるのか、その見解を明らかにされたい。

一 国歌に関する質問事項

1 「君が代」は、法的に国歌として制定した歴史的事実はあるのかないのか、その見解を問う。

2 資料によれば「君が代」を国歌扱いにしたのは、大日本帝国憲法発布（一八八九年）教育勅語発布（一八九〇年）というが、この史実に相違はないか、その見解と内容を明らかにされたい。

- 3 明治政府以来、大正、昭和の戦前、戦後に「君が代」を国歌として教科書に明記した事実があるのか。あればその年代、教科書名及びその内容を明らかにされたい。
- 4 「君が代」を学習指導要領として決定する際、文部省はいかなる審議会でどのように審議されたのか。その審議内容及び「日の丸・君が代」の閣議決定の期日並びに内容について明らかにされたい。
- 5 明治政府は、一八八八年(明治二年)に大日本礼式を発布し、諸官庁及び外国に「君が代」の演奏を楽譜として公式に通知している。これは現在も有効か、無効かを問う。また一八九三年(明治二六年三月十一日)文部省第三号告示で「小学校儀式唱歌詞並楽譜」を發布しているが、これは現在も国歌として確定する根拠となるのか否か、その見解を問う。
- 6 政府の新たなる国歌斎唱の法制化は、誰が、いつ、どこで、何のために斎唱するのか。また何を義務化させ、何を尊重し、何を自由意思とするのか、その見解を問う。
- イ 憲法七条の国事行為を行つて場において「君が代」斎唱の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。
- ウ 国民の慶弔行事(祝日、祭日、国葬式、戦没者追悼式、国技等)のうちどの行事に際して、国歌斎唱の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。

- オ 自衛隊、PKO、PKF、海上保安庁、警察行事等のうちどの行事に際して、国歌斎唱の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。
- カ 都道府県及び市町村行政に関する諸行事のうちどの行事に際して、国歌斎唱の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。
- キ 國際機関の諸行事及び國際儀式のうちどの行事に際して、国歌斎唱の義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか。
- 7 「君が代」の作曲、演奏の由来と歴史的経過について明らかにされたい。
- 8 「君が代」の「君」とは、元來、君主ではなく恋人を意味しているという説。また「君」とは、普通の二人称単数であなたの類とされ天皇に限られたものとする説。さらに「君」とは、天皇を示し、万世一系の天皇を賛嘆する意味と解する説など、多様である。
- 9 「君が代」(五・七・五・七・七)歌詞全体の意味について明らかにされたい。
- 10 中でも「……さざれ石の巖となりて」の解釈を問う。さざれ石とは小石のことと小石が次第に大きくなり巖となるのは自然理に反する教えではないか。巖が砕けて自然に小石になるというのが自然的な意味ではないか。義務教育ではどのように教えていているのか、その見解を問つ。

- 11 「君が代」の歌詞について、旧憲法下、特に戦前における「君」の解釈と戦後の「君」の解釈とに相違があるのかないのか、相違があればその内容を明らかにされたい。
- 12 「君が代」は、詠み人知らずの古い歌として愛唱されているが、楽譜には六種類ある。また平成九年四月現在、日本音楽著作権協会に三曲の「君が代」編曲作品が個人名で著作権登録されている、というようによく多種多様な楽譜がある。現在、公式に使用されている「君が代」の作曲著作権は誰に帰属しているのか。また「君が代」の作曲著作権は現行法で保護されているのか、また法の適用対象外なのか、明らかにされたい。
- 13 スポーツ国際大会や大相撲などに演奏される「君が代」の楽譜が統一されていない理由はなぜか、その見解を問う。また六種類の演奏楽譜に加え、三編曲の作品があるが、それぞれどこに相違があるのか、楽譜を比較して明らかにされたい。
- 14 「君が代」の楽譜は別として歌詞が国民的に理解を得られなければ、アラブ首長国連邦国家のように「楽譜はあっても歌詞のない」国歌もある。このように儀式用の演奏曲のみであってもよいのではないかという考え方がある。この見解を問う。また「国旗、国歌」の選定に当たっては、国民投票に委ねることも一つの選択と考える、その見解を問う。
- 15 政府は、なぜ「君が代」を国歌とするのか。この際、新国歌を考えてもよろしくはないかという考え方がある。この見解を問う。

- 16 「国旗・日の丸」は、現に法制化されているので「国歌・君が代」のみ法制化すればよいのではないか、という意見に対する見解を問う。
- 三 国旗・国歌に関する共通の質問事項
- 1 国旗・国歌とは何か、その見解を問う。
- 2 政府が「国旗・日の丸・国歌・君が代」を法制化する目的と背景は何か、その見解を問う。
- 3 「国旗掲揚、国歌斎唱」の義務は、憲法第十一条(基本的人権)及び十九条(思想・良心・自由)との関係性について法的見解を問う。
- 4 子どもの権利条約の十四条(思想・良心・宗教の自由)の規定と「国旗・日の丸・国歌・君が代」斎唱との関係において、学校側が生徒等に対し、「同起立、国歌斎唱」と指導・命令することは、条約の趣旨に反するのかしないのか、その見解を問う。
- 5 国旗、国歌を同時に新規立法とするならば、この際、新国旗・新国歌を新たに考え直すこともあるべきのではないかという意見が一部にある、その見解を問う。
- 6 「国旗・日の丸・国歌・君が代」を國家規範の重要課題として、内閣に「国旗、国歌の法制化に関する審議会」を早急に設置し、国民の合意形成に努めるべきであると考える、その見解を問う。また「国旗、国歌」の選定に当たっては、国民投票に委ねることも一つの選択と考える、その見解を問う。
- 7 諸外国別に国旗の諸事例(制定形式、掲揚義務及び尊重義務、掲揚の状況、学校における取扱い、一般国民の行事等の取扱い)及び国歌の諸事例(制定形式、歌詞の内容、演奏の状況、学校における取扱い、一般国民の行事等の取扱い)について明らかにされたい。

8 政府は、新規立法に当たって、教育現場での「国旗・掲揚、君が代・斉唱」は、義務を課するのか、尊重とするのか、自由とするのか、その見解を問う。

9 「国旗・日の丸、国歌・君が代」の学習指導要領の改正内容を年代別に明らかにされたい。

10 現行の「国旗・掲揚、国歌・斉唱」は、なぜ学校教育(大学は除く)にのみ指導し、一般国民の個人及び諸団体等に対し、掲揚及び斉唱の指導をしなかったのか、その見解を問う。

11 総理府は、昭和五三年三月に「国旗・国歌」に関する世論調査を発表しているが、その後調査は行われていないと聞く。今日かかる国民世論の関心事から、政府は、直ちに世論調査を実施し、その実態を公表すべきであると解する。近時その計画が予定されているのかないのか、その見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一四五第三一号 平成十一年六月十一日 内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 衆議院議員石垣一夫君提出「国旗・日の丸、国歌・君が代」法制化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石垣一夫君提出「国旗・日の丸、国歌・君が代」法制化等に関する質問に対する答弁書 の1について 商船規則(明治二年太政官布告第五十七号)の

うち、国旗の様式に関する規定は現在も有効である。

一の2及び7について 商船規則は、船舶に掲げるべき国旗の様式を定めたものであり、国旗一般について定めたものではない。

一の3について 商船規則は、船舶に掲げるべき国旗の様式を定めたものであり、国旗一般について定めたものではない。

一の4について 商船規則は、船舶に掲げるべき国旗の様式を定めたものであり、国旗一般について定めたものではない。

一の5について 商船規則は、船舶に掲げるべき国旗の様式を定めたものであり、国旗一般について定めたものではない。

一の6について 商船規則は、船舶に掲げるべき国旗の様式を定めたものであり、国旗一般について定めた法

律はない。しかしながら、長年の慣行により日本の丸が我が國の国旗であるとの認識が確立し、広く国民の間に定着していると考えられ、その意味で、現在、日の丸が我が國の国旗であるという法的確信が成立していることがわかる。

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第一百二条第一項等に規定する「国旗」も、日の丸が慣習法上国旗の制式となっていることを当然の前提としているものと考える。

このような現状を踏まえ、日の丸が我が國の国旗であるということについて、成文法として

その根拠を明確に規定することが必要であると

の認識の下に、法制化を行うものである。

一の4について

政府としては、法制化に当たっては、御指摘の点を踏まえ、国旗の制式(寸法の割合及び色彩)を明確に定めることとしている。

一の5について

日の丸の意味について一義的に特定することは困難であるが、日の丸は太陽を表すとするのが一般的であると承知している。白地については、不詳である。文部省において編さんした

「尋常小學國語讀本 卷十一」(大正十二年発行)

第十三課「国旗」においては、我が国及び主たる諸外国の国旗について述べられているが、その中で、「各國の國旗は、或は其の建國の歴史を暗示し、或は其の國民の理想・信仰を表すものなれば、國民の之に對する尊敬は、即ち其の國歌に對する忠愛の情の發露なり。」と記述されている。

一の6について

国旗の制式については、日の丸が長年の慣行により国民の間に広く定着していることを踏まえるとともに、国内外における国旗の使用実態、國際的な動向等を考慮しながら、寸法の割合及び日章の位置並びに彩色について定めることしたものである。

一の7について

政府としては、法制化に当たり、国旗の掲揚等に關し義務付けを行なうこととは、考えていない。したがって、現行の運用に変更が生ずることとはならないと考えている。

一の8について

日の丸が我が國の国旗であるとの認識は、国民の間に広く定着していると考えている。

一般的には、国旗は國家を象徴する標識であると認識されているものと理解している。

一の9について

日の丸の由来については、つまびらかではなが、歴史的に見ると、江戸時代以前にも使用されていたという記録が残っているものと承知している。江戸時代に至って、日の丸は、寛永十一年(壬午年)に幕府官章として定められ、その後、日の丸は、安政元年(千八百四十五年)日本總船印に、また、安政六年(千八百五十九年)には御國總標とされたものと承知し

ている。明治時代に入り、明治二年に布告された商船規則で、船舶に掲げるべき国旗として日の丸の様式が定められたところである。

一の10について

日の丸の意味について一義的に特定することは困難であるが、日の丸は太陽を表すとするのが一般的であると承知している。白地について

は、不詳である。文部省において編さんした

「刑法明治四十年法律第四十五号」第九十二条第一項は、外國に對して侮辱を加える目的で、その國の國旗その他の國章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万

円以下の罰金に処する旨規定しているが、同条は、刑法第二編第四章の「国交に関する罪」の中に置かれているとおり、我が国の外交作用の円滑、安全等を考慮して、かかる行為を处罚することとしたものと考えられる。

これに対し、我が国の国旗等に対する同様の行為については、これを处罚する規定がなく、刑法制定当時ににおける具体的な論議は必ずしも明らかではないが、これは、国家の威信の保護の在り方として刑罰をもつて強制することが適當かという根本的な問題があることのほか、他人の所有する国旗等の損壊等については刑法第二百六十一条(器物損壊罪)が適用されることが適ども考慮されているものと考えられ、御指摘のような認識によるものではないと考えられる。

また、政府としては法制化に当たり、国旗の損壊等を新たに刑罰の対象とすることは考えていない。

一の16について

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第一条の二に規定されている自衛隊旗

は、部隊の所在を示すとともに、組織の團結の強化、士氣の向上に資するとの觀点から、また、同條に規定されている自衛艦旗は、自衛艦の所在を示すとともに、組織の團結の強化、士

気の向上に資するとの觀点から、それ定められており、それぞれ日章及び光線により構成される意匠の旗としている。

一の17及び18について

自衛隊において使用されている旗の意匠は、既にそれぞれ自衛隊において定着していることから、これらを「統一」又は「簡素化・整理」することは考えていない。

円以下の罰金に処する旨規定しているが、同条

一の19について

商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第四条第一項第一号に規定する「国旗」とは、「日の丸の旗」を指すものであり、同法第二条第一項に規定しているところの圓形たる商標に関するものである。また、「国歌」については、商標法

上、不登録事由とする規定がないところである。したがって、「日の丸」及び「君が代」の文字商標については登録の対象となり得、事実、これらに係る商標について登録されている事例は存在しているところである。なお、今回の法制化により、商標法における取扱いを変更するようなことは考えていない。

大日本帝國國旗法案は、昭和六年二月十九日に提出され、衆議院において審議の上同年三月二十六日に可決され貴族院に送付されたが、同月二十八日が同議会の会期の最終日であったことから、貴族院では審議が行われず廃案になつたものと承知している。

昭和六十三年三月十五日の參議院予算委員会において、内閣法制局長官は、商船規則は船舶に掲げるべき國旗の様式を定めたものであり国旗一般についての規定はない旨の答弁を行つてゐる。

文部省が所管する法律において、「国旗・日の丸」の掲揚について規定するものはない。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)において、教科に関する事項は文部大臣が定めることとされ(同法第二十条、第三十八条、第四

十三条及び第一百六条)、同法の委任を受けて定められた学校教育法施行規則(昭和二十一年文部省令第十一号)において、教育課程について

は、教育課程の基準として文部大臣が公示する学習指導要領によるものとしている(同規則第二十五条、第五十四条の二及び第五十七条の二)ことから、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領は、これらの規定に基づき文部大臣が定め、告示しているものである。

日の丸が国旗、君が代が国歌であることについては、一般的な法令の規定はないが、長年の慣行により、国民の間に広く定着していると認められ、政府においても、国会においてその旨答弁しているところである。これを踏まえ、学校教育における国旗及び国歌の指導については、学習指導要領において、「日の丸を国旗、君が代を国歌として取り扱い、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を齊唱するよう指導するものとする」としているところである。

なお、学習指導要領は、学校教育法及び同法施行規則の規定に基づいて、文部大臣が告示として定めるものであり、法規としての性質を有している。このことは、伝習館高校事件最高裁判決(平成二年一月十六日)においても明確にされているところである。

平成元年に告示した現行の学習指導要領については、昭和六十二年十一月の教育課程審議会の「入学式や卒業式などの儀式等においては、日本人としての自覺を養い國を愛する心を育てるとともにすべての國の国旗及び国歌に対し等しく敬意を表する態度を育てる觀点から、国旗を掲揚し国歌を齊唱することを明確にする」との答申を踏まえている。なお、学習指導要領の告示に当たって閣議決定は行われていない。

君が代は、長年の慣行により、国歌として国民の間に広く定着しているものと考えている。

二の2について

大日本帝国憲法は明治二十二年一月に公布され、教育勅語は明治二十三年十月に発せられたものであるが、君が代についての記述は特に見られないところである。

二の3について

昭和二十年以前に文部省において編さんした教科書中、「尋常小學修身書 卷四」(昭和十二年発行)には、「君が代は、日本の國歌です。」と記載されている。

なお、昭和五十五年度以降に使用されている小学校音楽科教科書及び昭和五十六年度以降に使用されている中学校音楽科教科書並びに平成四年度以降に使用されている小学校社会科教科書においては、「君が代」が「國歌」であると記載されているところである。

学習指導要領は教育課程の基準として文部大臣が告示するものであるが、その内容については、文部大臣の諮問に応じて教育課程に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議するために設置されている教育課程審議会における審議、答申を踏まえて決定している。

御指摘の明治政府が明治二十一年に大日本礼式を発布し、諸官庁及び外国に君が代の樂譜を公式に通知したということについては、現時において、そのような事實の有無について確認できないところである。

また、明治二十六年八月十二日の文部省告示第三号では、「小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞並樂譜別冊ノ通撰定ス」として、「君が代」の歌詞及び樂曲が告示されているが、これは、祝日及び大祭日における学校儀式用の唱歌を定めたものである。

二の6について

政府としては、法制化に当たり、國歌の齊唱等に関し義務付けを行うことは考えていらない。したがって、現行の運用に変更が生ずるようなことはならないと考えている。

二の7について

君が代の現在の旋律は、明治十三年十月に宮内省等伶人の林広守によって付けられたものと承知している。また、君が代は、明治十三年十一月三日の天長節に際し、宮中で演奏されたものと承知している。

二の8及び11について

君が代の「君」とは、大日本帝国憲法下では主権者である天皇を指していたと言われているが、日本国憲法の下では、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇と解釈するのが適当であると考える。

二の9について

日本国憲法の下では、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと理解することが適当であると考える。

二の10について

学習指導要領を解説した小学校指導書社会編（平成元年）においては、国歌「君が代」は、我が国が繁栄するようにとの願いを込めた歌であることを理解させるよう配慮する必要があるとしており、これを踏まえて、各学校において児童

生徒の発達段階に即した指導が行われているところである。

二の12について

明治二十六年八月十二日の文部省告示第三号において、「君が代」は、林広守が作曲したものとして公衆に提供又は提示されてきたことから、著者は林広守であると考えられる。しかし、林広守は明治二十九年に死んでおり、現在、同人の「君が代」に係る著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に基づく著作者人格権及び著作権は消滅しているものと考えられる。ただし、同法第六十条には、著者が存しなくなった後ににおける人格的利益の保護が規定されており、この規定により、現在においても、著作者が存しているとしたならば著作者人格権の侵害となるべき行為をすることは禁じられている。

二の13について

君が代の樂譜は、長い歴史の中で、様々な演奏形式等のものが用いられてきたと推測される。長野オリンピック冬季競技大会等の国際的なスポーツ大会や大相撲においても、その大会等を運営する団体の判断により、様々な演奏形式等の楽譜が使用されているところである。

二の14について

君が代の歌詞及び樂曲は、長年の慣行により、国民の間に広く定着しているものと考えている。

二の15について

君が代は、長年の慣行により、国歌として国民の間に広く定着しているものと考えている。

丸が国旗として国民の間に広く定着していることを踏まえてその法制化を行うものである。

一般的には、国旗は国家を象徴する標識として認識され、また、国歌は国家を代表する歌として認識されているものと承知している。

三の1について

日の丸及び君が代が、長年の慣行により、それぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることを踏まえ、二十一世紀を迎えることを一つの契機として、成文法にその根柢を明確に規定することが必要であるとの認識の下に、法制化を行うものである。

三の2について

日の丸及び君が代が、長年の慣行により、それぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることを踏まえて、国旗及び国歌の法制化を行ふものである。

三の3及び8について

政府としては、法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うことは、考えていない。したがって、現行の運用に変更が生ずることとはならないと考えている。

三の4について

児童の権利に関する条約（平成六年条約第一号）第十四条の思想、良心の自由とは、一般に内心（すなわちもの）の考え方ないし見方）について、國家はそれを制限したり、禁止したりすることは許されないという意味であると解される。学校における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導は、日の丸及び君が代が長年の慣行により、それぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることを踏まえ、児童生徒が国旗及び国歌の意義を理解し、それを尊重する心情と態度を育てるとともに、すべての国の国旗及び国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるために行うこととしているものである。このような指導は、児童生徒が将来広い視野に立つて物事を考えられるようとの観点から、国民どし

て必要な基礎的、基本的な内容を身につけることを目的として行われているもので、児童生徒の思想、良心を制約しようというものではなく、同条には反しないと考えられる。

三の5及び6について

長年の慣行により、日の丸及び君が代がそれぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることを踏まえて、国旗及び国歌の法制化を行ふものである。

三の7について

主要国における国旗及び国歌の法制化や取扱いの状況について、現時点で承知しているものは別表一のとおりである。

三の8について

国旗については、昭和六十年九月の政務次官会議において、各省庁とも毎日自主的に国旗を掲揚することが申し合わされた昭和三十七年の政務次官会議の趣旨の徹底を図るとともに、地方公共団体及び国所管の団体等に対して祝日に国旗を掲揚することの協力方をお願いしてきたところである。

三の9について

国旗及び国歌に関する世論調査は、昭和四十九年十二月に実施した「年号制度・国旗・国歌に関する世論調査」（昭和五十年三月公表）以降、実施していない。政府としては、長年の慣行により、日の丸及び君が代がそれぞれ国旗及び国歌として、国民の間に広く定着しているものと考えており、現在、国旗及び国歌に関する世論調査を改めて実施する予定はない。

別表一

諸外国の国旗について

国名	国旗の制定形式	国旗の掲揚・尊重義務	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
グレートブリテン及び北 部アイルランド連合王国	慣習上、国旗として取り扱わ れている（ユニオン・フラッグを 国旗と定めた法令はない）。	文化・メディア・スポーツ者が官公庁に国旗を 掲揚する日を指示。 侮辱禁止を定めた法律はない。	扱い
アメリカ合衆国	一九四七年、連邦法により規定。 一九五九年のハワイ州の追加に より、同年の大統領令で修正。	連邦法で、官公庁では掲揚すべきものと規定。 尊重義務及び侮辱に対する罰則も連邦法で規定。 侮辱禁止を定めた法律はない。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
フランス共和国	一九五八年の憲法により規定。	掲揚義務及び尊重義務を定めた法的規定はない。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
ドイツ連邦共和国	一九四九年、基本法により制定。	大統領令及び連邦政府布告で官庁等に掲揚義務 を規定。 刑法に侮辱罪の規定あり。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
イタリア共和国	一九四七年、憲法によつて制定。	国祭日等に全ての公共的建物に掲揚すべき旨定 める規定がある。刑法に侮辱罪の規定がある。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
カナダ	一九六五年、紹勅により制定。	刑法に侮辱罪の規定あり。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
中華人民共和国	一九八二年の憲法により規定。	連邦政府機関のみが拘束されるガイドラインが 掲揚義務及び尊重義務を規定。罰則はなし。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い
大韓民国	一九八四年の大統領令により規 定。	国旗法で、官公庁、全日制学校等での掲揚義務 を規定。尊重義務も同法で規定。 刑法で侮辱罪の規定あり。	掲揚の状況・一般国民の行事等の取扱い

諸外国の国歌について

国名	国歌の歌詞・旋律等の制定形式	国歌の名称・内容	演奏の状況・一般国民の行事等の取扱い	国歌の学校における取り扱い
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	十九世紀に入つてから、慣習上、国歌として歌われるようになつた（制定法令はない）。ただし、国歌とされているのは旋律のみ。	十九世紀に入つてから、慣習上、「神よ女王を護りたまえ」とされている。女王の長い治世などを祈るもの。	規模の大きな行事や王族が臨席する場合に齊唱されることがある。	入学や卒業の機会にも齊唱されない。但し、大学の卒業式で王室が開わる場合に齊唱することがある。
アメリカ合衆国	一九三一年、連邦法により制定。	「星条旗」イギリスとの戦争の際のアメリカ軍の栄誉、勇気を讃えるもの。	スポーツ他各種市民行事でも齊唱されることが多い。	各州政府に扱いが委ねられており、各州政府では各郡教育委員会、各学校に扱いを委ねているケースが多い。
フランス共和国	十八世紀末のフランス革命時の議会の政令で国歌として定められた。（現在は一九五八年、憲法により規定されている。）	「ラ・マルセイエーズ」進軍歌	スポーツの国際試合の際に齊唱されることが多い。	入学式、卒業式自体がなく、齊唱されない。
ドイツ連邦共和国	一九五二年、アデナウアー連邦首相とホイス連邦大統領との書簡交換により制定。	「ドイツの歌」ドイツの統一と正義と自由を讃えたもの。	スポーツ試合や民間施設のオープニングセレモニーでも演奏されるることは通常ない。	入学式や卒業式のような機会にも通常演奏されない。
イタリア共和国	一九四六年、閣議で暫定的採用が決定され、以後慣習的に使用されている。	「イタリアの兄弟達よ」（別名「マーリの賛歌」）イタリア解放への情熱を歌つたもの。	スポーツ試合や民間施設のオープニングセレモニーでも演奏されるることは通常ない。	入学式や卒業式などの機会にも通常演奏されない。
カナダ	一九八〇年、国歌法により制定。	「オー・カナダ」愛國の歌	通常、演奏される機会はない。	入学式、卒業式自体がなく、齊唱されない。
中華人民共和国	一九四九年、人民政治協商會議（当時は立法機關として機能）における決議で制定。	「中華人民共和国国歌」（「義勇軍進行曲」）映画の主題歌であり、日本との戦争時に愛唱された。	スポーツの国際試合がカナダにおいて行われる際に演奏される場合がある。	入学式や卒業式などの機会にも通常演奏されない。
大韓民国	正式な国歌は存在せず、愛国歌が国歌として歌われている。	「愛国歌」国土や民族の精神、歴史等を讃えたもの。	公式行事の他、各種スポーツ競技等の際に、広く齊唱されている。	入学式、卒業式等の学校行事において齊唱されている。

別表一

小学校学習指導要領における国旗及び国歌に関する取扱いの経緯

改訂年	教科等	音楽	社会	会
昭和 33 年	第三節 学校行事等 特別活動	第六学年「三 指導上の留意事項(二)」 わが国の国旗をはじめ諸外国の国旗に対する関心をいっそう深め、これを尊重する態度などを養うことがたいせつである。	第一各学年の目標および内容「第一学年」二 内容 B 表現(歌唱) (四)イ「日の丸」	第六学年「三 指導上の留意事項(二)」 わが国の国旗に対する関心や、これを尊重する態度を深めさせるとともに、諸外国の国旗に対しても同じようにこれを尊重する態度が必要なことを考えさせるように配慮することが必要である。
昭和 43 年	第二 内容 C 歌 第三節 学校行事等 特別活動	第六学年「三 内容の取扱い(四)」 わが国の国旗に対する関心や、これを尊重する態度を深めさせるとともに、諸外国の国旗に対する関心や「これを尊重する態度が必要なことを考えさせるように配慮することが必要である。」	第二各学年の目標および内容「第一学年」二 内容 A 表現 (二)ウ 共通教材 「日のまる」(文部省唱歌)	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国の国旗に対する関心や「これを尊重する態度を育てるように配慮する必要がある。」
昭和 52 年	第二 内容 C 歌 第三節 学校行事等 特別活動	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国の国旗に対する関心や「これを尊重する態度を育てるように配慮する必要がある。」	第二各学年の目標及び内容「第一学年」二 内容 A 表現 (二)ウ 共通教材 「日のまる」(文部省唱歌)	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国の国旗に対する関心や「これを尊重する態度を育てるように配慮する必要がある。」
平成元年	第二 内容 C 歌 第三節 学校行事等 特別活動	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国の国旗に対する関心や「これを尊重する態度を育てるように配慮する必要がある。」	第二各学年の目標及び内容「第一学年」二 内容 A 表現 (二)ウ 共通教材 「日のまる」(文部省唱歌)	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国の国旗に対する関心や「これを尊重する態度を育てるように配慮する必要がある。」
平成 10 年	第二 内容 C 歌 第三節 学校行事等 特別活動	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国には国旗があることを理解させるとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮する必要がある。	第二各学年の目標及び内容「第一学年」二 内容 A 表現 (二)ウ 共通教材 「日のまる」(文部省唱歌)	第六学年「三 内容の取扱い(三)」 我が國や諸外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

なお、昭和三十三年における「特別活動」は、「特別教育活動および学校行事等」であった。

官報(号外)

中学校学習指導要領における国旗及び国歌に関する取扱いの経緯

改訂年	科	活動	特別	等
	教科会	活動	特別	等
昭和 33 年	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし
昭和 44 年	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし
昭和 52 年	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし
平成元年	【公民的分野】 三 内容の取扱い(四) ウ 「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並 らを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重 する態度を育てるよう配慮すること。	第三節 学校行事等 第三 指導計画作成および指導上の留意事項 六 国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場合には、生徒に対しても「それ らを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重 する態度を育てるよう配慮すること。」	第二 内容 C 学校行事 三 (四) 国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場合には、生徒に対しても「それ らを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重 する態度を育てるよう配慮すること。」	第三節 学校行事等 第三 指導計画作成および指導上の留意事項 六 国民の祝日などにおいて儀式などを行なう場合には、生徒に対しても「それ らを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重 する態度を育てるよう配慮すること。」
平成 10 年	【公民的分野】 三 内容の取扱い(四) ウ 「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並 びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重 する態度を育てるよう配慮すること。	第三 指導計画の作成と内容の取扱い 四 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、 國歌を齊唱させるとともに、國旗を掲揚し、國歌を齊唱させることが望ま しい。	第三 指導計画の作成と内容の取扱い 四 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、 國歌を齊唱するよう指導するものとする。	第三 指導計画の作成と内容の取扱い 三 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、 國歌を齊唱するよう指導するものとする。

なお、昭和二十三年における「特別活動」は、「特別教育活動および学校行事等」であった。

高等学校学習指導要領における国旗及び国歌に関する取扱いの基準

改訂年	特 別 科 活 動	教 科 活 等	科 活 等
昭和 35 年			
昭和 45 年			
昭和 53 年			
平成元年			
平成 11 年			

第三 指導計画の作成と内容の取扱い
 (三) 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を齊唱するよう指導するものとする。

第三 指導計画の作成と内容の取扱い
 (四) 国民の祝日などにおいて儀式などをを行う場合には、生徒に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、「君が代」を齊唱させることが望ましいこと。

第四 学校行事一 内容の取扱い
 (三) 工 国民の祝日などにおいて儀式などをを行う場合には、生徒に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、「君が代」を齊唱させることが望ましいこと。

第三 指導計画の作成と内容の取扱い
 (三) 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を齊唱するよう指導するものとする。

第三 指導計画の作成と内容の取扱い
 (三) 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を齊唱するよう指導するものとする。

なお、昭和三十五年における「特別活動」は、「特別教育活動および学校行事等」であり、昭和四十五年における「特別活動」は、「各教科以外の教育活動」であった。

(答弁通知書受領)

一、去る十一日 内閣から、衆議院議員金田誠一君提出「薬価差」等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十一年七月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十一年三月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

住民基本台帳法の一部を改正する法律
第四章 届出(第二十一条~第三十条)を
第一節 住民票コード(第三十一条~第三十
二条)を次のように改正する。

目次中「第四章 届出(第二十一条~第三十条)」を
「第四章 届出(第二十一条~第三十条)
第一節 住民票コード(第三十一条~第三十
二条)」に改める。

第一条中「その他の市町村」を「その他の市
町村」に改め、同条第十三号を第
十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。
十二 住民票コード(番号、記号その他の符号
であつて自治省令で定めるものをいう。以下
同じ。)

第三条第一項中「その他の市町村」を「その他の市
町村」に改め、同条第四項中「住民基
礎」を「第十一項第一項に規定する住民基本台帳の
一部の写しの閲覧」に改める。

第七条第十一号中「同法第七条第一項第一号」を
「同条第一項第一号」に改め、同条第十三号を第
十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 住民票コード(番号、記号その他の符号
であつて自治省令で定めるものをいう。以下
同じ。)

第八条中「政令で」を「第三十条の二第一項及び
第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四
の規定によるほか、政令で」に改める。

第九条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による通知は、自治省令で定め
るところにより、市町村長の使用に係る電子計
算機(入出力装置を含む。以下同じ)から電気
通信回線を通じて相手方である他の市町村の市
町村長の使用に係る電子計算機に送信すること
によって行うものとする。ただし、自治省令で
定める場合にあつては、この限りでない。

第十一条の見出しを「住民基本台帳の一部の写
しの閲覧」に改め、同条第一項を次のように改め
る。

何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備
える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三
号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる
事項については、住所とする。以下この項にお
いて同じ)に係る部分の写し(第六条第三項の
規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製
することにより住民基本台帳を作成している市
町村にあつては、当該住民基本台帳に記録され
を行われるに改める。)

二、
第二条中「その他の市町村」を「その他の市町村」
に、「行なわれ、」を「行われ、」に、「行なわれる」
を「行われる」に改める。

ている事項のうち第七条第一号から第二号まで
及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下
この条及び第五十条において「住民基本台帳の
一部の写し」という。の閲覧を請求することが
できる。

第十二条第三項を削り、同条第四項中「住民基
礎」を「住民基本台帳の一部の写しの閲
覧」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「何人でも、市町村長に対
し、住民票の写し」を「住民基本台帳に記録され
いる者は、その者が記録されている住民基本台帳
を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己
と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し」に
改め、同条第五項中「第一項」を「第一項又は第二
項」に、「同項の」とこれららの規定に規定するに
改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第
二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条
第五項とし、同条第三項中「第一項の住民票の写
しの交付の請求があつたときは、特別の請求がな
い限り、」を「特別の請求がない限り、第一項の住
民票の写しの交付の請求があつたときは、」に、「第
九号から第十三号まで」を「第九号から第十四号ま
でに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した
写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があ
つたときは同条第四号、第五号、第九号から第十
二号まで及び第十四号に改め、同項を同条第四
項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二
項を加える。

2 前項の請求を受けた市町村長(以下この条に
おいて「交付地市町村長」という。)は、政令で定
められた事項を同項の請求をした者の住所地市町村
長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた住所地市町村
長は、政令で定めるところにより、第一項の請
求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求
をした者に交付するものとする。この場合にお
いて、交付地市町村長は、特別の請求がない限
る事項の記載を省略したもの又は住民票記載事
項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第
十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求
することができる。

第十二条の二 住民基本台帳に記録されている者
は、その者が記録されている住民基本台帳を備
える市町村の市町村長(以下この条において「住
所地市町村長」という。)以外の市町村長に対
し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係
る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第
十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を
省略したものとの交付を請求することができる。

この場合において、当該請求をする者は、自治
省令で定めるところにより、第三十条の四十四
第一項に規定する住民基本台帳カード又は自治
省令で定める書類を提示してこれをしなければ
ならない。

3 前項の請求を受けた市町村長(以下この条に
おいて「交付地市町村長」という。)は、政令で定
められた事項を同項の請求をした者の住所地市町村
長に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村
長は、政令で定めるところにより、第一項の請
求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求
をした者に交付するものとする。この場合にお
いて、交付地市町村長は、特別の請求がない限
る事項の記載を省略したもの又は住民票記載事
項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第
十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求
することができる。

官 (号) 外

<p>(本人確認情報保護委員会の設置)</p> <p>第三十条の十五 指定情報処理機関には、本人確認情報保護委員会を置かなければならない。</p> <p>2 本人確認情報保護委員会は、指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる。</p>
<p>(役員の選任及び解任)</p> <p>第三十条の十六 指定情報処理機関の役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 自治大臣は、指定情報処理機関の役員が、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第三十条の十八第一項の本人確認情報管理規程に違反する行為をしたとき、又は本人確認情報処理事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ。(役員の秘密保持義務等)</p> <p>第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計</p>

<p>(算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他)の他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(本人確認情報管理規程)</p> <p>第三十条の十八 指定情報処理機関は、自治省令で定める本人確認情報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定情報処理機関は、前項後段の規定により本人確認情報管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。</p>
--

<p>(交付金)</p> <p>第三十条の二十 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定情報処理機関に対し、当該委任都道府県知事が行わせることとした本人確認情報処理事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。</p> <p>2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定情報処理機関と協議して定めるものとする。</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第三十条の二十一 指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務等に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。</p>
--

<p>(報告及び立入検査)</p> <p>第三十条の二十二 自治大臣は、本人確認情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理機関の事務所の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。</p> <p>2 本人確認情報処理機関は、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第三十条の二十三 自治大臣は、本人確認情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理機関の事務所の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、本確認情報処理事務等の実施の状況に必要な報告を求め、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権</p>

限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十条の二十四 指定情報処理機関は、自治大臣の許可を受けなければ、本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 自治大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 自治大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
(指定の取消し等)

第三十条の二十五 自治大臣は、指定情報処理機関が第三十条の十二第一項第二号に適合しなくなつたとき、又は同条第二項第一号若しくは第三十条の二十九に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第三十条の十二第一項各号(第三号を除く。)の要件を満たさなくなつたと認められる

とき。

二 第三十条の十九第一項若しくは第三項、第三十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十条の十六第二項、第三十条の十八第三項又は第三十条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十八第一項の規定により認可を受けた本人確認情報管理規程によらないで本人確認情報処理事務等を行つたとき。

五 不正な手段により第三十条の十第一項の規定による指定を受けたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
(本人確認情報処理事務の委任の解除)

3 第三十条の二十六 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定情報処理機関及び他の委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。
(本人確認情報処理事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

3 第三十条の二十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が本人確認情報処理事務を行つた場合、自治大臣が第三十条の二十二第一項の規定により本人確認情報処理事務を行つた場合は、その旨を自治大臣に報告するとともに、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととしたとしたときは、その旨を自治大臣に報告するとともに、

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。
(委任都道府県知事による本人確認情報処理事務の実施)

第三十条の二十七 委任都道府県知事は、指定情

報処理機関が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を休止したとき、自治大臣が第三十条の二十九の規定により指定情報処理機関に対し本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他的事由により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において自治大臣が必要があると認めるときは、第三十条の十第三項の規定にかかわらず、当該本人確認情報処理事務の全部又は一部を行なうものとする。

2 自治大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により本人確認情報処理事務を行つこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により本人確認情報処理事務を行つこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 自治大臣は、委任都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(本人確認情報の利用及び提供の制限)

2 第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。
(委任都道府県知事による本人確認情報処理事務の引継ぎ等)

継ぎその他の必要な事項は、自治省令で定め

る。

第四節 本人確認情報の保護

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行つた場合は、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び損の防止その他当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)
第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)
第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は從事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による本人確認情報の安全確保)

第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七 第三十条から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村

村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国(機関の長若しくは法人)は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及び破損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれら(の職)にあつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行つ場合について準用する。

(受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)
第三十条の三十四 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの(遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するもの)とし、当該事務の処理

以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七 第四十項から第六項まで又は第三十条の八第一項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機

関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれら(の職)にあつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報を漏らしてはならない。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。)に対し、書面において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者(の同意があるときは、書面以外の方法により開示)をすることができる。

(開示の期限)
第三十条の三十八 前条第一項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、事務処理上の困難その他正當な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対して、同項の期間内に開示をしができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。

(手数料)
第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理機関は、第三十条の三十七第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第三十条の四十一 都道府県知事又は指定情報処理機関は、この法律の規定により都道府県が處理する事務又は指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務等の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の四十二 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関

は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

ならない。

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告げることを求めてはならない。

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされており、以下この項において同じ。)であつて、当該

4 いるものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告げることを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人とも、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

第五節 住民基本台帳カード

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたカードをいう。以下同

票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。以下この項において同じ。)であつて、当該

4 住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものと構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を当該住民基本台帳カードを交付した市町村長に届け出なければならない。

7 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他住民基本台帳カードに関する必要な事項は、政令で定める。

8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

官 報 (号外)

第三十一条第一項中「國又は都道府県は」を「國は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し」に、「市町村に対し、この法律の規定により市町村が」を「この法律の規定により都道府県又は市町村が」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は」を「主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対しに改め、「市町村長に対し」を削り、同条第四項中「市町村長は、」を「都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。
 (報告及び検査)

第三十四条の二 都道府県知事は、第三十条の四十三第四項又は第五項の規定による措置に必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関する報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者的服务所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)
 第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、

平成十一年六月十五日 衆議院会議録第三十八号

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十二条の二第一項の住民票の写しの交付を受けた者が、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示に、「五万円」を「十万円」に改め、同条を第五

漏えい、滅失及び損傷の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(苦情処理)

第三十六条の三 市町村長は、この法律の規定により市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第三十七条に次の二項を加える。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関する資料の提供を求めることができる。

第六章中第四十六条を第五十二条とする。

第四十五条第一項中「第二十二条から第二十五まで」を「第二十二条から第二十四まで又は第二十五条に、「第二十八条」を「第二十四条の二第一項若しくは第二十九条まで又は第二十八条」に、「五千円」を「五万円」に改め、同条第二項中「第二十二条から第二十四まで又は第二十五条に、「第二十九条まで」を「第二十二条から第二十四まで又は第二十五条に、「五千円」を「五万円」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十四条中「若しくは第三項」を削り、「住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはその」を「住民基本台帳の」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項若しくは第二項」に改め、「住民戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、

票記載事項証明書の交付を受け」の下に、「第十二

条の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加え、「又は第二十条の三十七第二項の規定による開け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条を第五

四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

第四十二条の前の見出しを削り、同条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十五条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

第三十二条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の二十五第一項の規定による本人確認情報処理事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五年以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五年以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十条の二十四第一項の規定による許可を受けないで本人確認情報処理事務等の全部を廃止したとき。

三 第二十条の二十四第一項の規定による許可を受けないで本人確認情報処理事務等の全部を廃止したとき。

第四十六条 第三十条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

別表第一(第三十条の七関係)

提供を受ける国機関又は法人	事務
総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務

第三十二条の二第一項若しくは第二項に改め、「住民

第三十二条の二第一項若しくは第二項に改め、「住民

運輸省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十一条)第十二条第一項に規定する指定認定機関	運輸省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九条第一項に規定する指定登録機関	運輸省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九条第一項に規定する指定登録機関	運輸省又は国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務	運輸省又は国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務	運輸省又は国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務	運輸省又は国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務	運輸省又は国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務
労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省
労働省又は雇用促進事業団	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省
雇用対策法(昭和四十一年法律第一百三十二条)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	雇用保険法による同法第六十三条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの	雇用保険法(昭和四十九年法律第一百一十六条)による基本手当、高年齢者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本手当、高金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十四年法律第三十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて自治省令で定めるもの	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十四年法律第三十四号)による同法第七十五条第二項に規定する免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十一条)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十一条)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの	電波法(昭和二十五年法律第二百二十一号)による無線局の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省
和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指	和五十一年法律第二十一条)第十二条の二第二項に規定する指
定登録機関	定登録機関	定登録機関	定登録機関	定登録機関	定登録機関	定登録機関	定登録機関
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工业の振興に関する観光に関する法律(平成四年法律第八十一条)第十二条第一項に規定する指定認定機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空機の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	気象業務法(昭和二十七年法律第二百八十五号)による気象予報士の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	電波法(昭和二十五年法律第二百二十一号)による無線局の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空機の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工业の振興に関する観光に関する法律(平成四年法律第八十一条)第十二条第一項に規定する指定認定機関

官 報 (号 外)

別表第三(第三十一条の七関係)

都道府県知事	提供を受ける他の都道府県の執行機関	別表第三(第三十条の七関係)	事務	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の十一第一項に規定する指定試験機関
都道府県知事	提供を受ける他の都道府県の執行機関	別表第二(第三十条の七関係)	事務	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長	市町村長	選挙管理委員会	事務	消防法(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する場合を除く。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する対応する実施機関又は防衛庁	国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百六十六号)において準用する場合を除く。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する対応する実施機関又は防衛庁
市町村長	市町村長	選挙管理委員会	事務	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	事務	消防法(昭和二十二年法律第二百一十八号)による非常勤消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十九条の規定による)による損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	消防法(昭和二十二年法律第二百一十九条の規定による)による非常勤消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十八号)による損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

- 別表第五(第三十条の八関係)

一 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

二 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて自治省令で定めるもの

三 旅券法(昭和二十一年法律第二百六十七号)による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であつて自治省令で定めるもの

四 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

六 旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

七 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの

八 職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る。)又は同法第一百一条の規定により委任された事務

二六八

の実施に関する事務であつて自治省令で定め
るもの

九 建設業法による建設業の許可に関する事務
であつて自治省令で定めるもの

十 淨化槽法による淨化槽工事業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

十一 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取扱主任者資格の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

十二 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の経由又は建築士事務所の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの

十三 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条、第三条及び第十三条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の二第一節、第三十条の七(第三項から第十項までに限る)、第三十条の八、第三十条の九、第三十条の十(第四項及び第五項に限る)、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の二十九、第三十条の三十、第三十条の三十二から第三十条の四十

まで、第三十条の四十二、第三十条の四十三及び同章第五節に係る部分を除く。)、第三十二条の改正規定、第三十六条の次に二条を加える改正規定、第六章中第四十六条を第五十二条とする改正規定、第四十五条第一項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十一条とする改正規定、第四十四条の改正規定(若しくは第三項を削る部分、「住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくは住民基本台帳の「住民基本台帳」に改める部分及び「五万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十条とする改正規定、第四十三条を第四十九条とし、同条の前に三条を加える改正規定(第四十六条に係る部分に限る。)、第四十二条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定(第四十五条に係る部分を除く。)及び第四十三条に係る部分に限る。)並びに附則第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第一条から第五条までに係る部分を除く。)及び第四十三条に係る部分に限る。)並びに附則第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第一条から第五条までに係る部分を除く。)並びに附则第九条及び第十二条の規定を加える改正規定、第二十五条及び第二十六条の次に一章を加える改正規定、第二章の次に一章を加える改

正規定(第四章の二第一五節に係る部分に限る)、第四十五条第一項の改正規定(第二十一条から第二十五条まで)を第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条に、「第二十八条を第二十四条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条に改める部分に限る)、第四十五条第一項の改正規定(第二十二条から第二十五条まで)を第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条に改める部分に限る)、第四十五条第一項の改正規定(住民票記載事項証明書の交付を受け)の下に、第十二条まで又は第二十五条に改める部分に限る)並びに第四十四条の改正規定(住民票記載事項証明書の交付を受け)の下に、第二条の二第一項の住民票の写しの交付を受けを加える部分に限る)並びに附則第十条及び第十二条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（転入届に関する経過措置）

基本台帳に記録されたことがない者及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)附則第二条に規定する施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者にあつては」とする。

(住民票コードの記載に関する経過措置)

第二条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、施行日じ、この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されている者(政令で定める者を除く。)に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)のうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

第四条 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者であるときには、新法第三十条の二第一項の規定にかかるわらず、その者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合には、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードを選択して記載するものとす。

コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

(指定情報処理機関に関する経過措置)

第六条 施行日前に指定情報処理機関の指定がされた場合には、指定情報処理機関は、新法第三十三条の十第一項の規定にかかるらず、施行日の前日までの間は、同項第三号から第七号までに掲げる事務を行わないものとする。
(本人確認情報の処理及び利用等の準備行為)

第七条 市町村長、都道府県知事及び指定情報処理機関は、施行日前においても、新法第四章の二に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(指定都市の特例)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第五条まで及び前条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第八項中「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に、「附記」を「付記」に改める。

(介護保険法の一部改正)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十二条 自治省設置法(昭和二十七年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。

八の二 住民基本台帳法に基づき、指定情報処理機関を指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

理由

住民の利便を増進するとともに、国及び地方公

共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を超えた住民基本台帳

に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第一百四十二回国会開法第七九号)に関する報告書

本案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載を省略)の交付を請求することができ、住民票の記載事項として新たに住民票コードを一

ドを加え、住民票コードを基に市町村の区域を

越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行ったもの体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報の体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするもの

で、その主要な内容は次のとおりである。

1 住民基本台帳に関する事項

(1) 住民票の記載事項等

(1) 住民票の記載事項としての住民票コードを追加すること。

(2) 住民基本台帳の全部の閲覧を廃止し、閲覧の対象を、氏名、生年月日、性別及び住所の四事項を記載した住民基本台帳の一部の写しに限定すること。

(2) 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記録されている本人又は同一世帯員以外の者は、市町村長に対し、住民票コードの記載を省略した住民票の写し又は住民票コード以外の事項に係る住民票記載事項証明書の交付しか請求できないものとすること。

(3) 住民票の写しの広域交付

住民基本台帳に記録されている者は、住民基本台帳カード等を提示して、住所地市町村長以外の市町村長に対し、本人又は同一世帯員の住民票の写し(戸籍の表示等の記載を省略)の交付を請求することができるものとすること。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第一百四十二回国会開法第七九号)に関する報告書

本案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載を省略)の交付を請求することができ、住民票の記載事項として新たに住民票コードを一

本台帳カードを添えて行われる最初の転入届については、転出証明書の添付を要しないものとすること。

届について、転出証明書の添付を要しないものとすること。

本人確認情報の処理及び利用等に関する事項

(1) 住民票コードの記載等

市町村長は、住民票の記載をする場合には、転入者については前住所地における住民票コードを、初めて住民票が作成された者については、全国を通じて重複しない住民票コードを記載するものとすること。

(2) 住民票コードの記載の変更請求

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更請求をすることができるものとすること。

(3) 都道府県知事への本人確認情報の通知

市町村長は、住民票を作成した場合等には、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びそれらの変更情報(以下、「本人確認情報」という。)を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知するものとすること。

(4) 他の市町村への本人確認情報の提供

市町村長は、条例で定める他の市町村の執行機関から条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めることにより、本人確認情報を提供するものとすること。

(1) 指定情報処理機関の業務等

都道府県知事は、自治大臣の指定する者(以下、「指定情報処理機関」という。)に、別表に掲げる者への本人確認情報の提供の事務等の本人確認情報処理事務を行わせることができるものとすること。

(2) 指定情報処理機関は、国の機関等への

(1) 都道府県知事の業務等

都道府県知事は、区域内の市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、通知するものとし、この場合、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、住民票コードが重複しないよう調整を図るものとすること。

(2) 都道府県知事は、別表に掲げる国の機関又は法人(以下「国の機関等」という。)から別表に掲げる事務の遂行のために求めがあったときなど、この法律で定められた場合に限り、国の機関等、区域内の市町村の執行機関、他の都道府県の執行機関又は他の都道府県の区域内の市町村の執行機関に対し本人確認情報を提供することができるものとすること。

(3) 都道府県知事は、別表に掲げる事務を遂行する場合など、この法律で定められた場合に限り、本人確認情報を利用することができるものとすること。

(4) 都道府県は、本人確認情報の保護に関する事項等を調査審議し、及びこれらの事項に関する都道府県知事に建議するための都道府県の審議会を置くものとすること。

(1) 指定情報処理機関の業務等

都道府県知事は、自治大臣の指定する者(以下、「指定情報処理機関」という。)に、別表に掲げる者への本人確認情報の提供の事務等の本人確認情報処理事務を行わせることができるものとすること。

(2) 指定情報処理機関は、国の機関等への

官報(号外)

一 他の都道府県の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に規定する事務の処理に関し求めがあつたと

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、第一号

7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信するこ

とによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

8 都道府県知事(第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。)は、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、自治省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

9 都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(都道府県における本人確認情報の利用)

10 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

(第三節 指定情報処理機関)

3 第三十条の八 都道府県知事は、自治大臣の指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に、次に掲げる事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)を行わせることができる。

一 第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定及びその通知

二 第三十条の七第二項の規定による協議及び調整

三 第三十条の七第三項の規定による本人確認

4 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に係る手数料(次項において「情報提供手数料」という。)を指定情報処理機関の収入として

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(都道府県の審議会の設置)

2 都道府県は、都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の七第六項の規定による本人確認情報の別表第三の上欄に掲げる他の都道府県の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供

六 第三十条の七第七項の規定による本人確認情報の別表第四の上欄に掲げる他の都道府県の区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長への提供

七 第三十七条第二項の規定による本人確認情報に関する資料の国行政機関への提供

2 前項の規定による指定は、本人確認情報処理事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第二節 指定情報処理機関

3 第三十条の十 都道府県知事は、自治大臣の指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に、次に掲げる事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)を行わせることができる。

一 第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定及びその通知

二 第三十条の七第二項の規定による協議及び調整

三 第三十条の七第三項の規定による本人確認

收受させることができる。

5 前項の場合における情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定情報処理機関が定めるものとする。この場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

(指定情報処理機関への通知等)

第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、指定情報処理機関に通知するものとす

る。
2 前項の規定による通知は、自治省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
3 第一項の規定による通知を受けた指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
4 前条第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、自治省令で定めるところにより、指定情報処理機関の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、特別の求めがあったときは、この限りでない。

5 指定情報処理機関は、その事務を管理し、又は執行するに当つて、第三十条の五第三項の規定により委任都道府県知事の磁気ディスクに記録された本人確認情報に誤りがあることを知ったときは、速やく、その旨を当該委任都道府県知事に通報するものとする。

6 指定情報処理機関は、毎年少なくとも一回、

前条第一項の規定により当該指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、自治省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

7 指定情報処理機関は、委任都道府県知事に対し、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。(以下同じ。)に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を抛出しているものであること。

四 申請者が、本人確認情報処理事務等以外の業務を行つている場合には、その業務を行つることによつて本人確認情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 自治大臣は、第三十条の十第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

1 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

2 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第三十条の十四 委任都道府県知事は、第三十条の十第一項の規定により指定情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

5 指定情報処理機関は、第三十条の十四の十第一項の規定により指定情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

6 指定情報処理機関は、第三十条の十四の十第一項の規定により指定情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

7 指定情報処理機関は、第三十条の十四の十第一項の規定により指定情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

8 指定情報処理機関は、委任都道府県知事の統括する都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、委任都道府県知事に対し、必要な協力をしなければならない。

(指定の基準)

第三十条の十二 自治大臣は、他に第三十条の十一の規定による指定を受けた者なく、かかるに、同条第一項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

1 第二十条の二十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

2 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務、前条第三項及び第五項から第八項までに規定する事務並びに第三十条の三十七、第三十条の三十八及び第三十条の四十に規定する

事務をいう。以下同じ。)の実施の方法その他の事項についての本人確認情報処理事務等の実施に関する計画が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施及び本人確認情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の本人確認情報処理事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(指定の公示等)

第三十条の十三 自治大臣は、第三十条の十第一項の規定による指定をしたときは、当該指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

四 四四

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

口 第三十条の十六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

イ 第一号に該当する者

官報(号外)

(本人確認情報保護委員会の設置)

第三十条の十五 指定情報処理機関には、本人確認情報保護委員会を置かなければならない。

2 本人確認情報保護委員会は、指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる。

3 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、指定情報処理機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第三十条の十六 指定情報処理機関の役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第三十条の十八第一項の本人確認情報管理規程に違反する行為をしたとき、又は本人確認情報処理事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員の秘密保持義務等)

第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職についた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託された業務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(算機処理等電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託された業務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十八 指定情報処理機関は、自治省令で定める本人確認情報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、前項後段の規定により本人確認情報管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

3 自治大臣は、第一項の規定により認可をした本人確認情報管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

(事業計画の認可等)

第三十条の十九 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第三十条の十第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。の委託を受けると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定情報処理機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

(交付金)

第三十条の二十 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定情報処理機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした本人確認情報処理事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定情報処理機関と協議して定めるものとする。

3 自治大臣は、第一項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第三十条の二十一 指定情報処理機関は、自治省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務等に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

本人確認情報処理事務等の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

3 指定情報処理機関は、毎事業年度の開始前に(第三十条の十第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。の委託を受けると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

(報告及び立入検査)

第三十条の二十三 自治大臣は、本人確認情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(監督命令等)

第三十条の二十二 自治大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権

限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第三十条の二十四 指定情報処理機関は、自治大臣の許可を受けなければ、本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の適正かつ確實な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 自治大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

4 自治大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知することともに、公示しなければならない。
(指定の取消し等)

第三十条の二十五 自治大臣は、指定情報処理機関が第三十条の十二第一項第三号に適合しなくなつたとき、又は同条第一項第一号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 自治大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条の十二第一項各号(第三号を除く。)の要件を満たさなくなつたと認められる。

とき。

二 第三十条の十九第一項若しくは第三項、第三十条の二十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十条の十六第二項、第三十条の十八第三項又は第三十条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十八第一項の規定により認可を受けた本人確認情報管理規程によらないで本人確認情報処理事務等を行つたとき。

五 不正な手段により第三十条の十第一項の規定による指定を受けたとき。

3 自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
(本人確認情報処理事務の委任の解除)

第三十条の二十六 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定情報処理機関及び他の委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行つたとともに、公表しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。
(本人確認情報処理事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第三十条の二十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が本人確認情報処理事務を行うこととなつた場合、自治大臣が第三十条の二

十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の廃止を許可し、若しくは第三十条の二十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした場合における本人確認情報処理事務の引継ぎ等の手続

報処理機関が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を休止したとき、自治大臣が第三十条の二十五第二項の規定により指定情報処理機関に対し本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において自治大臣が必要があると認めるときは、第三十条の十第三項の規定にかかわらず、当該本人確認情報処理事務の全部又は一部を行なうものとする。

2 自治大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により本人確認情報処理事務を行ふことなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により本人確認情報処理事務を行ふことなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。
(本人確認情報処理事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項に規定する委任都道府県知事の事務を行ふ場合を除き、第三十条の十一

継ぎその他の必要な事項は、自治省令で定めること。

第四節 本人確認情報の保護
(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行つたときは、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
(本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の二十九 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。
(委任都道府県知事による本人確認情報処理事務の実施)

第三十条の二十七 委任都道府県知事は、指定情

官 報 (号 外)

市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)

理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領者等による本人確認情報の安全確保)
第三十条の三十二 第二十条の六、第三十条の七
第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項
の規定により本人確認情報の提供を受けた市町
の役員若しくは職員又はこれらの人等が受け
た者は、その者であつた者は、その委託された業務に關
して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本
人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を
漏らしてはならない。

(本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)
第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理
機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項
又は第三十条の十一第一項の規定による通知に
係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する
事務に從事している者又は從事していた者は、
その事務に関して知り得た事項をみだりに他人
に知らせ、又は不当な目的に使用してはならな
い。

県知事その他の都道府県の執行機関若しくは都道府県の上欄に掲げる國の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」といふ。)

「報」という。の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
（受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限）
第三十条の三十四 受領者は、その者が処理する

事務であるとの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十五 第三十条の六、第二十条の七
第四項から第六項まで又は第三十条の八第一項
の規定により市町村長その他の市町村の執行機
関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関

関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であった者は、その事務に関する秘密又は本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を

第三十三条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務は職員である者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの中の者であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

委託された業務に関する知識を得た本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己)の本人確認情報の開示

は第三十条の十一第三項の規定により磁気データ等に記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせる)を請求することができます。

都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。)があったときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第一項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(開示の期限)

第三十条の三十八 前条第一項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、事務
処理上の困難その他正当な理由により前項に規定
する期間内に開示をすることができないととき
は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対
し、同項の期間内に開示をすることができない
理由及び開示の期限を書面により通知しなけれ
ばなりません。

(手数料) ばならない。

定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が自治大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

報 (号外)

(自己)の本人確認情報の訂正

第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理機関は、第三十条の三十七第一項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

第三十条の四十一 都道府県知事又は指定情報処理機関は、この法律の規定により都道府県が処

理する事務又は指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務等の実施に關する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならぬ。

(住民票カードの告知要求制除)

理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関する本人確認情報の提供

を求めることができる」とされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対し

に記載された住民票コードを告知する」と求め
てはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関

は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に際して個人情報を提供せしめられた個人の権利に関する請求又は個人情報の開示請求等の権利を保障するための規定

その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めては

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事
ならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、
票コードを告知することを求めてはならない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けることができる。
じ。)の交付を求めることができる。

を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に

提出しなければならない。

「田村長は前回の交付書類の返却がござった場合には、その者に対し、政令で定めるところ

るにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、自治省令で定める。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者

は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を当該住民基本台帳カードを交付

6 した市町村長に届け出なければならない。
　住民基本台帳カードの交付を受けている者

は、転出をする場合その他の政令で定める場合、政令で定めるとところにより、当該住民基

本台帳カードを、当該住民基本台帳カードを交付する旨付記し区内に提出せよ。

付した市町村長に返納しなければならない。

カードの再交付を受けようとする場合及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があ

つた場合における手続に関する事項その他住民基本合意カードに関する事項は、政令で定めることとする。

8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところによ

り、条例に規定する目的のために利用する」と
ができる。

官 報 (号 外)

第三十一条第一項中「國又は都道府県は」を「國都道府県及び市町村に對し」、都道府県は市町村に對しに、「市町村に對し、この法律の規定によつて市町村が」を「この法律の規定により都道府県又は市町村が」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は」を「主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に對しに改め、「市町村長に對し」を削り、同条第四項中「市町村長は、」を「都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(報告及び検査)

第三十四条の二 都道府県知事は、第三十条の四十三第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第一項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)
第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に當たつては、

第三十二条第一項中「國又は都道府県は」を「都道府県及び市町村に對し」、都道府県は市町村に對しに、「市町村に對し、この法律の規定により市町村が」を「この法律の規定により都道府県又は市町村が」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は」を「主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に對しに改め、「市町村長に對し」を削り、同条第四項中「市町村長は、」を「都道府県知事は主務大臣に對し、市町村長は」に改める。

2 住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

票記載事項証明書の交付を受けの下に「第二十一条第一項の住民票の写しの交付を受け」を加え、「又は第二十条の戸籍の附票の写しの交付」を除け、「第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け」、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示に、「五万円」を「十万円」に改め、同条を第二十一条とする。

は同項の規定による検査を拒み、防げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し各本条の罰金刑を科す。

第四十二条の前の見出しを削り、同条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第四十五条とし、第六章中同条の前に次の三条を加える。

第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第三項又は第三十条の三十五第一項から第三项までの規

一定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の二十五第二項の規定による本人確認情報処理事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理

機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則の次に別表として次の五表を加える。

A. M. AL-DEEKH / Journal of Macroeconomics 31 (2009) 169–191

務

十一
二年法律第四十八号。他の法律において準用する。による年金である給付の支給に関する事務を定めるもの。

卷之二

平成十一年六月十五日 衆議院会議録第三十八号

住民基本台帳法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一(第三十条の七関係)

<p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>総務省</p>	<p>事務</p> <p>事務</p>
<p>恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの</p>	<p>事務</p>

運輸省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工业の振興に関する事務(平成四年法律第二百七十七号第一項に規定する指定登録機関)	運輸省又は国際観光ホテル整備法による観光及ぶ特定地域商工业の振興に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十七号第一項に規定する指定登録機関)	運輸省又は国際観光ホテル又は旅館の登録に関する事務
郵政省	郵政省	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空機の登録に関する事務
気象庁	気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第二百六十五号)による気象予報士の登録に関する事務
運輸省	運輸省	電波法(昭和二十五年法律第二百二十一号)による無線局の免許に関する事務
労働省	労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務
労働省	労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定期験機関	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	労働省又は作業環境測定法(昭和五十一年法律第二十八号)第三十二条の二第二項に規定する指定期験機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	労働省	労働安全衛生法(昭和四十九年法律第二百一十六号)による基本手当、高年齢者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は求職者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて自治省令で定めるもの
労働省	労働省又は雇用促進事業団	雇用保険法(昭和四十九年法律第二百一十六号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

官 報 (号 外)

別表第三(第二十条の七関係)

市町村長	選挙管理委員会	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
市町村長		公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十号)第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長	事務	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
		同一都道府県の区域内の他の市町村の区域に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十条第一項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの	事務	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防組織法(昭和二十一年法律第二百一十九条)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの		同一都道府県の区域内の他の市町村の区域に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票を行わせることに関する事務	事務	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

		都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
		提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
		公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
市町村長	市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選舉人が從前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選舉投票をする場合において公職選舉法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて自治省令で定めるもの	事務	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて自治省令で定めるもの
消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	消防団組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの	公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む。)の長	都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて自治省令で定めるもの	治省令で定めるもの	職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る。又は同法第一百一条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの)

別表第五(第三十条の八関係)

- 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて自治省令で定めるもの

一 公害健康被害の補償等に関する法律による

であつて自治首領で定めるもの

- 十一 净化槽法による净化槽工事業の登録に関する事務であつて、自治省令で定めるもの

十一 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律第二百三十四号)による特別

附則

もの

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次項の規定 公布の日

六 旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令

一一一
目次の改正規定

六 旅行業法第二十四条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

七 一 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて自治省令で定めるもの

八 職業能力開発促進法による技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第十四条第二項の政令で定めるものに限る。)又は同法第一百一条の規定により委任された事務の実施に関する事務であつて自治省令で定めるもの

九 建設業法による建設業の許可に関する事務

二二
目次の改正規定、第二条、第三条及び第十一条の改正規定、第四章の二第一節、第三十条の七（第三項から第十項までに限る）、第三十一条の八、第三十二条の九、第三十三条の十（第四項及び第五項に限る）、第三十二条の十一、第三十三条の十五、第三十二条の二十九、第三十三条の三十、第三十四条の三十一から第三十四条の四十三まで、第三十五条の四十二、第三十六条の四十三及び同章第五節に係る部分を除く）、第三十七条の改正規定、第三十八条の次に二条を加える改正規定、第六章中第四十六条を第五十

官 報 (号 外)

正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る。)、同条第一項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十一条とする改正規定、第四十四条の改正規定(「若しくは第三項」を削る部分、「住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはその」を「住民基本台帳」に改める部分及び五万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十条とする改正規定、第四十三条を第四十九条とし、同条の前に三条を加える改正規定、第四十六条に係る部分に限る。)、第四十二条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を第四十五条とする改正規定、同条の前に三条を加える改正規定(第六章中同条の前に三条を加える改正規定(第六章中同条の前に三条を加える改正規定(第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第二条から第五条までに係る部分を除く。)及び第四十二条に係る部分に限る。)並びに附則第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第二条から第五条までに係る部分を除く。)並びに附則第九条及び第十二条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

の次に二条を加える改正規定(第十二条の二に係る部分に限る。)、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十五条及び第二十六条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の一第五節に係る部分に限る。)、第四十五条第一項の改正規定(第二十二条から第二十五条までを「第二十二条から第二十五条まで」に、「第二十二条まで又は第二十八条」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(第二十二条まで又は第二十八条を「第二十四条の二第一項若しくは第二十二条から第二十五条まで」に、「第二十二条まで又は第二十八条」に改める部分に限る。)、同条を第五十一条とする改正規定(第二十二条まで又は第二十八条を「第二十四条の二第一項若しくは第二十二条から第二十五条まで」に、「第二十二条まで又は第二十八条」に改める部分に限る。)、同条を第五十一条とする改正規定(第二十二条まで又は第二十八条を「第二十四条の二第一項若しくは第二十二条から第二十五条まで」に、「第二十二条まで又は第二十八条」に改める部分に限る。)

ら第一「十五条まで」を「第二十一一条から第二十四条まで又は第一「十五条」に改める部分に限る。)並びに第四十四条の改正規定(「住民票記載事項証明書の交付を受け」の下に「、第十二条の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加える部分に限る。)並びに附則第十条及び第十二条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める

者を除く。)に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)のうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載して記載するものとする。

理機関は、施行日前においても、新法第四章の二に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

の「を住民基本台帳の」に改める部分及び五万円を「十万円」に改める部分に限る。)、同条を第五十条とする改正規定、第四十三条を第四十九条とし、同条の前に三条を加える改正規定(第四十六条に係る部分に限る)、第四十二条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同条を第四十五条とする改正規定並びに第六章中同条の前に二条を加える改

五名を越えなし医師の上に於て改めて算出する。

日 2 この法律の施行に当つては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。
(転入届に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて施行日以後いずれの市町村(特別区を含む。以下同じ)においても住民基本台帳に

第四条 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民基本台帳に記録されていなかった者であるときは、新法第三十条の二第一項の規定にかかるわらず、その者に係る住民票に新法第三十条の二第二項の規定による住民票コードと異なる住民票コードを選択し、て記載するものとする。

定の適用については、政令で特別の定めをすれば
ことができる。
(その他の経過措置の政令への委任)
第九条 附則第一条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置
は、政令で定める。
(**国民健康保険法の一部改正**)

から第三項までの規定に係る部分を除く)及び第四十二条に係る部分に限る。並びに附則第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第一条から第五条までに係る部分を除く。)並びに附則第九条及び第十二条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

記録されていなかつたもの(この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されていた者であつて政令で定めるものを含む。附則第四条において「施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者」という。)が施行日以後最初にこの法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第二十二条第一項の規定による届出をする場合における同項の規定の適用について

一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一つの住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

九十一号の一部を次のように改正する。

第九条第八項中「第二十二条から第二十五条まで」を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に「附記」を「付記」に改める。
(介護保険法の一部改正)

第十二条 介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「第二十二条から第二十五条」に「付記」を「附記」に改める。

第九条は一項を加える改正規定(第十二条の二の次に二条を加える改正規定(第十二条の二に係る部分に限る。)、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十五条及び第二十六

同項目に記載されたもので、市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者及び住民基本台帳に記録されたことがない者におけるものは、「いざれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがある者」にあつては、

コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。
(指定情報処理機関に関する経過措置)

条まで」を「第一二二条から第一一四条まで又は
第一一五条」に改める。

条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の二第五節に係る部分に限る。)、第四十五条第一項の改正規定(第一十

本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第号)附則第一条に規定する施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者については、とする。

第六条 施行日前に指定情報処理機関の指定がされた場合には、指定情報処理機関は、新法第三十条の十第一項の規定にかかわらず、施行日前にかかる同項に規定する事務を執行する。

百八十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。

第二十四条まで又は第二十五条に、「第二十一条を「第二十四条の二第一項若しくは第二十八条」に改める部分に限る。」、第二十五条第二項の改正規定(「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条に、第二十一条を「第二十四条の二第一項若しくは第二十八条」に改める部分に限る。」)。

(住民票コードの記載に関する経過措置)
第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、施行日に、この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されている者(政令で定める

行日)の前日までの間は、同項第二項から第七項までに掲げる事務を行わないものとする。
(本人確認情報の処理及び利用等の準備行為)

理機関は、施行日前においても、新法第四章の二に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(別紙) 住民基本台帳法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について善処すべきである。

一 政令及び省令の制定並びに法の運用に当たつては、国会審議で論議されたプライバシー保護に関する意見及び地方公共団体の意見を十分尊重し、その業務に支障を来すことのないよう配慮するとともに、地域住民が制度の趣旨を十分理解できるよう徹底を図ること。

二 住民基本台帳ネットワークシステムの導入に当たっては、データ保護及びコンピュータ・セキュリティの確保等について徹底した管理に努め、責任体制を明確化する等、プライバシー保護に十分の措置を講ずることにより、住民が信頼するに足りる制度の確立及び利用に当たつては、住民意思による交付の原則を賀き、カード所有の有無によって行政サービスの内容等に差異が生じることのないよう十分留意すること。

三 住民基本台帳カードの保持及び利用に当たつては、住民意思による交付の原則を賀き、カード所有の有無によって行政サービスの内容等に差異が生じることのないよう十分留意すること。

五 国の機関等による住民基本台帳ネットワークシステムの利用目的を厳格に審査するとともに、定期的に利用状況を検証すること。また、システム利用の安易な拡大を図らないこと。右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年六月一日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」と、「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

第二条第一項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 上映 著作物公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

第二条第一項中第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法(次号において「電磁的方法」という。)により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第六項に規定する著作隣接権(以下この号において「著作権等」という。)を侵害する行為の防止又は抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第一号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものと異なる情報

ハ 他の情報と照合することにより又はロード及び条件に関する情報

口 著作物等の利用を許諾する場合の利用方

法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することにより又はロード及び条件に関する情報

口 著作物等の利用を許諾する場合の利用方

二十一 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する情報

である。イからハまでのいずれかに該当するものうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理(電子計算機によるものに限る。)に用いられないものを除く。)をいう。

二十二 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十三 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十四 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十五 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十六 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十七 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十八 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

二十九 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

三十 働き渡り権 第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)の譲渡により公衆に提供する権利を専有す

る。

三十一 公に上映し、又は「を削る。」
第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十一条の次に次の二条を加える。

六条の次に次の二条を加える。

(譲渡権)

第二十六条の二 著作者は、その著作物(映画の原作品又は複製物、映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。)をそ

れ、又は送信されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理(電子計算機によるものに限る。)に用いられないものを除く。)を

あるものに限る。)に用いられないものを除く。)を

ないと認められる場合を除く。)

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

4 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料又は第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利は、前項の規定の適用について、

は、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権者(次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。)」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権(同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。)」とする。

第五百一十三条の次に次の二条を加える。

(善意者に係る譲渡権の特例)

第一百一十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第一項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一

第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

第五百十九条第一号中「又は実演等」を「若しくは実演等」に改め、「行つた者」の下に「又は第百三十二条第三項の規定により著作者人格権、著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利)を含む。」と改める。

三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者」を加え、同条第二号中「第三十条第一項」を「第三十条第一項第一号」に改める。

第五百二十条の次に次の二条を加える。

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てができるものを含む。)若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸出し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第五百一十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

「第五百一十三条第一項中「第五百十九条」の下に「第五百二十条の二第二号」を加える。
附則第一条第三項中「第五十五条の二第二项」を「第五十五条の二第三項」に、「第五十七条の二第二项」を「第五十七条の二第三項」に改める。

附則第四条の二中「第二十六条の二」を「第二十一条の三」に改める。

附則第五条の二中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(施行期日)

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第五百一十三条の改正規定、第五百十九条の改正規定、第五百二十条の次に一条を加える改正規定、第五百一十三条第一項の改正規定及び附則第五条の改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十二年十月一日から施行する。

2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第五十五条の二第二项及び第五十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物(著作権法第二十一条、第五十九条第一項又は第五十六条に規定する権利を有する者の権利を害さず)を作成されたものに限り、出版権者が作成した著作物の複製物を除く。)の譲渡による場合には、適用しない。

3 改正後の著作権法第二十六条の二第一項の規定は、この法律の施行前に設定された出版権でこの法律の施行の際現に存するものを有する者が当該出版権の存続期間中に行う当該出版権の目的となつてある著作物の複製物の頒布については、適用しない。

4 出版権(この法律の施行前に設定されたものに限る。)が消滅した後において当該出版権を有

していた者が行う当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物の頒布については、なお従前の例による。

5 平成十一年十月一日からこの法律の施行日の前日までの間は、改正後の著作権法第五百一十三条第四項中「第五十五条の二第三項」とあるのは「第五十五条の二第二项」と、「第五十七条の二第三項」とあるのは「第五十七条の二第二项」とあるのは「第五十七条の二第三項」とする。

6 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「整備法」という。)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、整備法の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第四十七条の三中「第四十二条、第四十二条の二」とあるのは「第四十二条」と、「第四十二条又は第四十二条の二」とあるのは「又は第四十二条」とする。

7 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 著作権法の一部を改正する法律の一部改正(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)の一部を改正する法律(昭和六十一一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

9 著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

10 著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」と改める。

附則第三項中「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。

附則第四項中「第九十五条の二第二項」を「第九十五条の三第二項」に改める。

(著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「第九十五条の二第一項」を「第九十五条の三第二項」に改める。

附則第四項中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の三第二項」に改める。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び世界知的所有権機関(WIPO)における著作権条約及び実演・レコード条約の採択等の国際的動向を踏まえ、著作権制度の整備を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 コピープロテクション等の技術的保護手段を回避する専用装置・専用プログラムの製造、頒布等を行った者に対する罰則を定めること。また、技術的保護手段を回避して行う私的使用のための複製についても権利の対象とすること。

2 電子透かし技術等により著作物に付された著作権等の権利管理に関する情報を故意に除

去、改変等をする行為を著作権等を侵害する行為とみなすこと。また、當利を目的として改変等を行った者に対する罰則を定めるこ

と。

3 著作者、実演家又はレコード製作者がその著作物の複製物等を無断で公衆へ譲渡されない権利を譲渡権として新設すること。ただし、一度譲渡法に譲渡された場合は、その後の譲渡には権利が及ばないこととする。

4 著作者が著作物を無断で公に上映されない権利をすべての著作物に拡大すること。

5 録音物による演奏についての経過措置を廃止すること。

6 その他関係規定の整備を行うこと。

7 この法律は、平成十二年一月一日から施行すること。ただし、1及び2の関係規定は、平成十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化や国際的動向に対応して著作権制度の整備を図るため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月十一日

文教委員長 小川 元

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年五月二十一日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

男女共同参画社会基本法

(小字は修正)

目次

総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができる、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が個による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を行ふことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)
第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の方針に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(男女共同参画基本計画)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
— 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

— 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進にて行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解)

第二十一条 総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(男女共同参画審議会)

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
— 男女共同参画基本計画に関し、第十三条规定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社

官報(号外)

会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。
審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
3 総理大臣は、前項に規定する事項に関し、内閣組織
第二十一条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
2 男女のいづれか一方の委員の数は、委員の总数の十分の四未満であってはならない。
(委員)
第二十二条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。
4 委員は、非常勤とする。
(会長)
第二十三条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(資料の提出その他の協力)
第二十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。(政令への委任)
第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)
第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
(経過措置)
第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十二条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかるらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者は又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(男女共同参画社会基本法案(内閣提出、参考議院送付)に関する報告書)
本案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 定義
(一) 男女共同参画社会の形成
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、其に責任を担うべき社会を形成すること。
(二) 積極的改善措置
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
(三) 政策等の立案及び決定への共同参画
男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならないこと。
(四) 家庭生活における活動と他の活動の両立
男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようになることを旨として、行われなければならないこと。

(二) 社会における制度又は慣習についての配慮
男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣習が男女の社会における活動の選択に対する限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。
(三) 基本理念
(一) 男女の人権の尊重
男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることとその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならないこと。
(五) 国際的協調
男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることからかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないこと。
3 責務
(一) 国の責務

国は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定及び実施する責務を有すること。

(二) 地方公共団体の責務
地方公共団体は、基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策及びその他のその区域の特性に応じた施策を策定及び実施する責務を有すること。

(三) 国民の責務
国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のある分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないこと。

(四) 法制上の措置等
政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

(五) 年次報告等
政府は、毎年、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告並びに講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を国会に提出しなければならないこと。

(六) 男女共同参画基本計画
本的施策
(一) 男女共同参画基本計画
政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱等について定進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進の促進に応じて、男女共同参画基本計画を定めなければならないこと。

(二) 内閣総理大臣は、男女共同参画基本計画の意見を聴いて男女共同参画審議会

案を作成し、閣議の決定を求め、閣議の決定があつたときは、男女共同参画基本計画を公表しなければならないこと。

(二) 都道府県男女共同参画計画等
都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域において講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱等について定める都道府県男女共同参画計画を定めなければならないこと。

(一) 都道府県男女共同参画計画及び市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、市町村男女共同参画計画を定めるように努めなければならないこと。

(三) 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならないこと。
施策の策定等に当たっての配慮
国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないこと。

(四) 国民の理解を深めるための措置
国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めよう適切な措置を講じなければならないこと。

(五) 苦情の処理等
国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権が侵害された場合における被害の意見を聴いて男女共同参画審議会

者の救済を図るために必要な措置を講じなければならないこと。

(六) 調査研究
国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとすること。

(七) 國際的協調のための措置
国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外國政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

(八) 地方公共団体及び民間の団体に対する支援
国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

男女共同参画審議会
総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置き、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項の調査審議等をすることとともに、その組織等について所要の規定を置くこと。

施行期日等
この法律は、公布の日から施行すること。

平成十一年六月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動との両立については、ILRO第一五六年条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めることも、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立つて、その社会的支援の充実強化を図ること。
二 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

設置法の規定により置かれた男女共同参画審議会は、本法の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとすること等審議会、委員及び会長等に関する経過措置について所要の規定を置くこと。

(三) 総理府設置法について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由
本案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものとして議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党中央路雅弘君から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適切に講ずること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにからんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

国立公文書館法案

右の本院提出案を送付する。

平成十一年四月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 斎藤 十朗

国立公文書館法案

(目的)

第一条 この法律は、公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国が

保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

(国立公文書館)

第三条 総理府に、国立公文書館を置く。

(公文書等の保存)

公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために基

(公文書等の整理)

公文書等を整理及び提供、専門的技術

(公文書等の研究)

公文書等を研究並びに研修その他の事業を

(公文書等の利用)

公文書等の保存及び利用に

(公文書等の管理)

公文書等の管理を行う機関とする。

(館長の置き)

国立公文書館に、館長を置く。

(館長の命)

館長は、内閣総理大臣の命を受けて館務を掌

(公文書等の保存)

公文書等の保存

(内閣総理大臣の命令)

内閣総理大臣の命令で定める。

(内閣総理大臣と機関との協議)

内閣総理大臣と当該国の機

(機関との合意)

として重要な公文書等の適切な保存のために必

(機関との合意)

要な措置を講ずるものとする。

(内閣総理大臣と機関との合意)

内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基

(内閣総理大臣と機関との合意)

づき、歴史資料として重要な公文書等につい

(内閣総理大臣と機関との合意)

て、国立公文書館において保存する必要があ

ると認めるときは、当該公文書等を保存する國の機関との合意により、その移管を受けることができる。

2 国立公文書館の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

3 館長は、内閣総理大臣の命を受けて館務を掌理する。

4 国立公文書館の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

5 第五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

6 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の閲覧に供することが適当でない公文書等については、この限りでないと。

7 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

第一章 第一節の次に次の二節を加える。

第二章 第一節の二 施設等機関

（国立公文書館）

第八条の二 本府に、国立公文書館を置く。

2 国立公文書館の組織及び所掌事務については、国立公文書館法の定めるところによる。

国立公文書館法案(参議院提出)に関する報告書

告書

（国立公文書館）

第一条 本府に、国立公文書館を置く。

第二条 本府に、国立公文書館の組織及び所掌事務については、国立公文書館法の定めるところによる。

第一 議案の目的及び要旨

本案は、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

第一 議案の目的及び要旨

本案は、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

第一 議案の可決理由

本案は、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資するもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年六月十五日

内閣委員長 田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年四月十九日

内閣総理大臣 小淵 恵二

平成十一年六月十五日 業議院会議録第二十八号

国立公文書館法案及び同報告書 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

六一

い。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特別特定製品

二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて主務省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は主務省令で定める同項第一号の検査設備その他の主務省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一條第二項(特別特定製品の場合にあつては、同項及び前項第一項)の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付すことができる。(改善命令)

第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 届出事業者が第十一條第一項の規定に違反していると認めるとき。

二 第十五條 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三條の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品第十一條第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し又は輸入したもの(除く)が技術基準に適合しない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該技術基準に適合していない特定製品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

2 主務大臣は、届出事業者が前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十二條の規定により表示を付することを禁止することができる。

(認定)

第十八条 主務大臣は、第十二条第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が不公正になるおそれがないものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第十九條 第十二条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く)の申請により行う。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

第十八条 主務大臣は、第十二条第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が不公正になるおそれがないものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

(業務規程)

第二十一条 認定検査機関は、適合性検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、適合性検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第二十二条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第二十三条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十四条 主務大臣は、認定検査機関が第十八条各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その認定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条 主務大臣は、認定検査機関が第二

十条の規定に違反していると認めるときは、当該認定検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十六条 主務大臣は、認定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第一号又は第二号に該当するに至つたとき。

二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条又は次条の規定に違反したとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の認定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十七条 認定検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣による適合性検査業務実施)

第二十八条 主務大臣は、認定検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 主務大臣が前項の規定により適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

第四節 承認検査機関

(承認等)

第二十九条 第十二条第一項の承認は、主務省令で定めるところにより、第十六条の主務省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者に限る)の申請により行う。

第二十条 第十九条までの規定は第十二

条第一項の承認に、第二十条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は第十二条第一項の承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。この場合において、第二十

四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第三十条 主務大臣は、承認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第一項において準用する第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第二項において準用する第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三

条又は第二十七条の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第二十四条第一号又は第二十五条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の承認を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行つ者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第十一条第一項ただし書きの規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く)。

三 第二十二条第一項(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第二十三条(第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第二十六条の規定により認定を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第二十八条第一項(特定製品を除く。)を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(承認)

の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要があると認めてその職員に承認検査機関の事務所又は事業所において第八十四条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第五節 危害防止命令

(危害防止命令)

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防

止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第二十八条第一項(特定製品を除く。)を加える。

二 第八十六条第一項中「承認」の下に「又は認定」を加える。

三 第八十七条第一項中「次の各号に掲げる」を削り、「第二十八条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査を受けようとする」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同条第二項を削る。

四 第二十二条第一項の認定又は承認をしたと認定には、条件を付することができる。

五 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

六 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

七 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

八 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

九 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

十 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

十一 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

十二 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

十三 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

十四 第二十二条第一項(特定製品を除く。)を削る。

「[届出事業者]に對しては業務又は経理の状況」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「指定検定機関」を「認定検査機関」に改め、同項を

第八十四条第一項中「特定製品」を「消費生活用製品」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「認定検査機関」に改め

る。

自ら行うものとするとき、又は自ら行つて
いた適合性検査の業務の全部若しくは一部
を行わないこととするとき。

七 第三十条第一項の規定により承認を取り
消したとき。

第八十八条第二項を削る。

第九十条第一項中「第十九条、第三十二条、
第三十三条の三第一項、第三十二条の五、第三
十二条の五の十一又は第三十二条の五の十四」
を「第二十六条又は第三十条」に改める。

第九十一条を削り、第九十二条を第九十一条
とし、同条の次に次の二条を加える。

(適合性検査についての申請及び主務大臣の
命令)

第九十二条 届出事業者は、その製造、又は
輸入する特別特定製品について、認定検査機
関が適合性検査を行わない場合又は認定検査
機関の適合性検査の結果に異議のある場合
は、主務大臣に対し、認定検査機関が適合性
検査を行うこと又は改めて適合性検査を行う
ことを命ずべきことを申請することができ
る。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合にお
いて、当該申請に係る認定検査機関が第二十
一条の規定による命令をしなければならない。
該申請に係る認定検査機関に対し、第二十
一条の規定による命令をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十
五条の規定による命令をし、又は命令をしな
いことの決定をしたときは、遅滞なく、当該
申請をした届出事業者に通知しなければなら
ない。

4 前三項の規定は、承認検査機関に準用す
る。この場合において、第一項中「命ずべき」
とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第二
十条」とあるのは「第二十九条第二項において
準用する第二十条」と、同項及び前項中「第二
十五条」とあるのは「第二十九条第一項におい

て準用する第二十五条」と、「命令」とあるの
は「請求」と読み替えるものとする。

第九十五条第一項第一号中「安全基準」を「技
術基準」に改め、「第一章第一節第二款の規定
による製造事業者(外国において本邦に輸出さ
む。)の登録及び第一種特定製品の製造の事業を行つ
る者を含む。」の登録及び第一種特定製品の型式の承認、
四条第一項の規定による立入検査(登録製造事
業者に係るものに限る。)」を削り、同項第三号
を「次のように改める。」を削り、同項第三号

第八十三条第二項の規定による報告の徴収(登
録製造事業者に係るものに限る。)並びに第八十
四条第一項の規定による立入検査(登録製造事
業者に係るものに限る。)」を削り、同項第三号
を次のように改める。

三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定に
よる届出の受理及び承認、第二章第二節の規
定による特定製品に係る届出の受理、同
章第三節の規定による認定検査機関の認
定、同章第四節の規定による承認検査機関
の承認、第二十一条及び第八十二条の規定
による命令、第八十三条の規定による報告
の徴収、第八十四条第一項及び第二項の規
定による立入検査、第九十二条の申請及び
に第九十三条の規定による申出に関する事
項については、政令で定めるところによ
り、当該製品の製造、輸入又は販売の事業
を所管する大臣

第四章を第三章とする。

四 第二十三条の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をした者

五 第二十七条の規定に違反して、証明
書の交付を受けず、又は証明書を保存しな
かつた者

六 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又
は虚偽の記載をせず、虚偽の記載をし、
又は帳簿を保存しなかつた者

第七十九条を第九十八条とする。

第九十九条の二から第一百一条までを削る。

め、同条第二号を同条第八号とし、同条第
一項中「第八十四条第一項」の下に「又は第二項」を加
え、同号を同条第七号とし、同条第一号中「第
八十三条第一項又は第二項」を「第八十三条」に
改め、同号を同条第六号とし、同条に第一号か
ら第五号までとして次の五号を加える。

一 第八十二条の規定による届出をする場合にお
いて虚偽の届出をした者

二 第九十七条第一号若しくは第二号又は前
条各本条の罰金刑

三 第九十七条第一号又は第四号

一億円以
下の罰金刑

四 第九十七条第一号若しくは第二号又は前
条各本条の罰金刑

五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

二十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

三十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

四十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

五十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

六十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

七十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

八十九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九〇 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

九九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇〇 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇一 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇二 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇三 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇四 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇五 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇六 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇七 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇八 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

一〇九 第九十七条第一号

一億円以
下の罰金刑

けて製造し、又は輸入したものと除く。)が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、一般消費者等の生命又は身体についての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

(認定)

第三節 認定検査機関

第五十一条 第四十七条第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。(欠格条項)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十七条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第六十一条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のう

ちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

第五十三条 通商産業大臣は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が不公平になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第五十四条 第四十七条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(適合性検査の義務)

第五十五条 第四十七条第一項の認定を受けた者は(以下「認定検査機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 認定検査機関は、公正に、かつ、第四十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十六条 認定検査機関は、適合性検査を行ふ事業所の所在地を変更しようとするときは、その

は、変更しようとする日の一週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十七条 認定検査機関は、適合性検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、適合性検査の業務の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第五十八条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十九条 通商産業大臣は、認定検査機関が第五十三条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)

(承認等)

第六十条 通商産業大臣は、認定検査機関が第五十五条の規定に違反していると認めるときは、当該認定検査機関に対し、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める)が第

2 通商産業大臣が前項の規定により適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(第四節 承認検査機関)

第六十一条 通商産業大臣は、認定検査機関が第五十二条から第五十四条までの規定は、第四十七条第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、第五十五条の通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める)の申請により行う。

2 第五十二条から第五十四条までの規定は、第四十七条第一項の承認に、第五十五条から第六十条までの規定は第四十七条第一項の承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。この場合において、第五十九条及び第六十条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第六十二条 通商産業大臣は、承認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その

承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第五十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第一項において準用する第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項若しくは第五十八条又は第八十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第五十九条又は第六十条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の承認を受けたとき。

六 通商産業大臣が、承認検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 通商産業大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 通商産業大臣が必要があると認めてその職員に承認検査機関の事務所又は事業所において第八十三条第五項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第五節 災害防止命令

(災害防止命令)

第六十五条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第三十九条第一項の規定に違反して液化石油ガス器具等を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の液化石油ガス器具等で第四十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと。(第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第六十六条から第八十条まで 削除

「第八十一条第二項中「又は指定検定機関」及び「又は検定等」を削り、同条に次の二項を加える。」

3 認定検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 前項の規定は、承認検査機関に準用する。

5 第八十二条第三項中「又は指定検定機関」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定検査機関に対し、その業

務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

第六十三条第五項中「指定検定機関」を「認定検査機関」に改める。

第八十六条第一項中「若しくは通商産業局長、協会又は指定検定機関」を「又は通商産業局長」に改め、同項第十一号を次のよう改め同項に次の一号を加える。

十一 第六十二条第一項の規定により通商産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者

第八十六条第一項第十二号から第十八号までを削り、同条第一項中「手数料は」の下に「、通商産業大臣が行う第六十二条第一項の適合性検査」を加え、「検定、第四十三条第一項若しくは第六十七条の二第一項の登録、第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の承認、第六十一条第一項(第六十七条の四第二項において準用する場合を含む)の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付」、「製造事業者登録簿若しくは外国製造事業者登録簿」及び「協会が行う検定等を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定検定機関が行う検定等を受けようとする者の納付するものについては当該指定検定機関の」を削る。

第八十八条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

2 通商産業大臣は、第六十六条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五又は第三十七条の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃を「及び、協会の意見を聴くとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

第三項、第十六条の二第一項、第三十五条の五又は第三十七条の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、協会の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

第九十条第一項中「、第六十四条の規定による禁止又は第六十七条の四第二項において準用する第六十四条の規定による請求」を「又は第五十条の規定による禁止」に改め、同条第二項中「第七十二条」を「第五十六条第六十三条第二項において準用する場合を含む。」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第五十八条第六十三条第一項において準用する場合を含む。の規定による届出が

あつたとき。

第八十八条第一項第七号を削り、同項第八号中「第八十条」を「第六十二条」に、「指定」を「認定」に、「検定等」を「適合性検査」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の二号を加える。

八 第六十二条第一項の規定により通商産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つたいた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

九 第六十四条の規定により承認を取り消したとき。

一部を行わないこととするとき。

九 第六十四条の規定により承認を取り消したとき。

一部を行わないこととするとき。

九 第六十四条の規定により承認を取り消したとき。

第十条第一項に次のただし書きを加える。

に届け出た場合は、この限りでない。

610

ただし、製造施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工

第十二条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同

項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、そ

の旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ
い。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十二条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。
火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし

書の軽微な変更の工事をしたときは、その完了後連絡なく、その旨を都道府県知事に届け

出なければならない。

「項」に改める。

第十二条第一項の許可」の下に「(変更に係るもの
を除く。)」を加え、「若しくは火薬庫」を「の設

直又は火薬庫に改め、「又はその構造若しくは

は都道府県知事」を加え、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条に次のただし書き

を加える。
ただし、火薬類の製造施設又は火薬庫につ

き、通商産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事

<p>に届け出た場合は、この限りでない。 第十五条に次の三項を加える。</p>
<p>2 第十一条第一項の許可又は第十二条第一項の許可(変更に係るものに限る)を受けた者は、火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事(以下「変更工事」という。)をしたときは、製造施設又は火薬庫につき、通商産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>一 火薬類の製造施設又は火薬庫につき、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合</p>
<p>二 自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という。)が、第四十五条の三の十第一項の規定により検査の記録を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合</p>
<p>三 指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項第一号の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。</p>
<p>4 第一項及び第二項の通商産業大臣、都道府県知事又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、通商産業省令で定める。</p>
<p>第二十八条第一項中「防止するため」の下に、「保安の確保のための組織及び方法その他の通商産業省令で定める事項について記載した」を加え、「も同様である」を(第十一条第一項ただし書を除く。)に改め、同項に次のただし書を加える。</p>
<p>第三十五条第一項中「又は発火」を「若しくは発火」に改め、「定めるもの」の下に「(以下「特定施設」という。)」を加え、「火薬庫に」を「火薬庫の組織及び方法に」、「通商産業省令で定めるところにより、定期に、通商産業大臣又は都道府県知事が」に改め、同項に次のただし書を加える。</p>
<p>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>(免状の交付事務の委託)</p>
<p>第三十一条の一 通商産業大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、この節に規定する火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状に係る事務(火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。)の全部又は一部を通商産業省令で定める法人に委託することができる。</p>
<p>2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>第三十五条第一項中「又は発火」を「若しくは発火」に改め、「定めるもの」の下に「(以下「特定施設」という。)」を加え、「火薬庫に」を「火薬庫の組織及び方法に」、「通商産業省令で定めるところにより、定期に、通商産業大臣又は都道府県知事が」に改め、同項に次のただし書を加える。</p>
<p>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>
<p>く。)も同様とするに改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p>
<p>2 前項の軽微な変更の工事に伴い危害を防規程を変更するときは、通商産業大臣に届け出なければならない。</p>
<p>第三十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(保安責任者免状)」を付する。</p>
<p>第三十二条の二に見出しとして「(試験事務の委任)」を付し、同条第一項中「前条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の二条を加える。</p>
<p>2 「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の二条を加える。</p>
<p>2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>第三十五条第一項中「又は発火」を「若しくは発火」に改め、「定めるもの」の下に「(以下「特定施設」という。)」を加え、「火薬庫に」を「火薬庫の組織及び方法に」、「通商産業省令で定めるところにより、定期に、通商産業大臣又は都道府県知事が」に改め、同項に次のただし書を加える。</p>
<p>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>

い。

一 通商産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行なうことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、第四十五条の三の十二項の規定により検査の記録を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

第三十五条第二項中「その施設を「特定施設」に、「第十一」条第一項を「第十二条第三項」に改め、「適合しているかどうか」の下に「並びに第二十八条第一項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして通商産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加え、同条に次の二項を加える。

3 指定保安検査機関は、第一項第一号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項の通商産業大臣、都道府県知事又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、通商産業省令で定める。

第四十四条第六号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第四十五条の四中「第三十一条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

第四十五条の五中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

第四十五条の六、第四十五条の十第一項及び第四十五条の十六第二項第五号中「第三十一条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改めること。

第四十五条の十九を次のように改める。

(業務の休廃止)

第四十五条の三十 指定完成検査機関は、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(解任命令)

第四十五条の三十一 通商産業大臣は、第四十五条の二十五第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十五条の三十二 指定完成検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、完成検査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 完成検査の業務に従事する指定完成検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十五条の三十三 通商産業大臣は、指定完成検査機関が第四十五条の二十五第一号から第五号までに適合しなかつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十五条の三十四 通商産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定又は第十五条第三項の規定に違反したとき。

二 第十五条の二十四第一号又は第二号に

該当するに至つたとき。

三 第十五条の二十九第一項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。

四 第十五条の二十九第三項、第四十五条の三十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十五条第一項ただし書の指定を受けたとき。

(帳簿)

第六十五条の三十五 指定完成検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、完成検査について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第六十五条の三十六 通商産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持を図るため、必要があると認めるときは、指定完成検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関する報告をさせることができる。

(立入検査等)

第六十五条の三十七 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(更新の受けようとする者)

第六十九条第一項に次の一号を加える。
第十四条第一項又は第二項に改め、同号の次に次の一号を加える。

(第十五条第一項の保安検査を受ける者)

第十九条第一項に次の一号を加える。

第十三条 第三十五条第一項の保安検査を受ける者

(第十五条第一項第二号の認定又はその更新の受けようとする者)

第十九条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項若しくは第二項」に改め、「完成検査」の下に「を受けようとする者」第三十五条第一項の保安検査を受ける者又は第十五条第一項第一号若しくは第三十五条第一項第一号の認定若しくはその更新」を加え、「行う第三十一条第三項」を「行う同項」に改める。

第四十九条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項若しくは第二項」に改め、「完成検査」の下に「を受けようとする者」第三十五条第一項の保安検査を受ける者又は第十五条第一項第一号若しくは第三十五条第一項第一号の認定若しくはその更新」を加え、「行う第三十一条第三項」を「行う同項」に改める。

(第一項の規定による立入検査の権限は、犯

(犯の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。)

(指定保安検査機関の指定等)

(第三十五条の三十八第一項第一号)

(第三十五条の三十九第一項第一号)

(第三十五条の四十第一項第一号)

(第三十五条の四十一第一項第一号)

(第三十五条の四十二第一項第一号)

(第三十五条の四十三第一項第一号)

(第三十五条の四十四第一項第一号)

(第三十五条の四十五第一項第一号)

(第三十五条の四十六第一項第一号)

(第三十五条の四十七第一項第一号)

(第三十五条の四十八第一項第一号)

(第三十五条の四十九第一項第一号)

(第三十五条の五十第一項第一号)

(第三十五条の五十一第一項第一号)

(第三十五条の五十二第一項第一号)

(第三十五条の五十三第一項第一号)

(第三十五条の五十四第一項第一号)

(第三十五条の五十五第一項第一号)

(第三十五条の五十六第一項第一号)

(第三十五条の五十七第一項第一号)

(第三十五条の五十八第一項第一号)

(第三十五条の五十九第一項第一号)

(第三十五条の六十第一項第一号)

(第三十五条の六十一第一項第一号)

(第三十五条の六十二第一項第一号)

(第三十五条の六十三第一項第一号)

(第三十五条の六十四第一項第一号)

(第三十五条の六十五第一項第一号)

(第三十五条の六十六第一項第一号)

(第三十五条の六十七第一項第一号)

(第三十五条の六十八第一項第一号)

(第三十五条の六十九第一項第一号)

(第三十五条の七十第一項第一号)

(第三十五条の七十一第一項第一号)

(第三十五条の七十二第一項第一号)

(第三十五条の七十三第一項第一号)

(第三十五条の七十四第一項第一号)

(第三十五条の七十五第一項第一号)

(第三十五条の七十六第一項第一号)

(第三十五条の七十七第一項第一号)

(第三十五条の七十八第一項第一号)

(第三十五条の七十九第一項第一号)

(第三十五条の八十第一項第一号)

(第三十五条の八十一第一項第一号)

(第三十五条の八十二第一項第一号)

(第三十五条の八十三第一項第一号)

(第三十五条の八十四第一項第一号)

(第三十五条の八十五第一項第一号)

(第三十五条の八十六第一項第一号)

(第三十五条の八十七第一項第一号)

(第三十五条の八十八第一項第一号)

(第三十五条の八十九第一項第一号)

(第三十五条の九十第一項第一号)

(第三十五条の九十一第一項第一号)

(第三十五条の九十二第一項第一号)

(第三十五条の九十三第一項第一号)

(第三十五条の九十四第一項第一号)

(第三十五条の九十五第一項第一号)

(第三十五条の九十六第一項第一号)

(第三十五条の九十七第一項第一号)

(第三十五条の九十八第一項第一号)

(第三十五条の九十九第一項第一号)

(第三十五条の一百第一項第一号)

(第三十五条の一百零二第一項第一号)

(第三十五条の一百零三第一項第一号)

(第三十五条の一百零四第一項第一号)

(第三十五条の一百零五第一項第一号)

(第三十五条の一百零六第一項第一号)

(第三十五条の一百零七第一項第一号)

(第三十五条の一百零八第一項第一号)

(第三十五条の一百零九第一項第一号)

(第三十五条の一百十第一項第一号)

(第三十五条の一百十一第一項第一号)

(第三十五条の一百十二第一項第一号)

(第三十五条の一百十三第一項第一号)

(第三十五条の一百十四第一項第一号)

(第三十五条の一百十五第一項第一号)

(第三十五条の一百十六第一項第一号)

(第三十五条の一百十七第一項第一号)

(第三十五条の一百十八第一項第一号)

(第三十五条の一百十九第一項第一号)

(第三十五条の一百二十第一項第一号)

(第三十五条の一百三十第一項第一号)

(第三十五条の一百四十第一項第一号)

(第三十五条の一百五十第一項第一号)

(第三十五条の一百六十第一項第一号)

(第三十五条の一百七十第一項第一号)

(第三十五条の一百八十第一項第一号)

(第三十五条の一百九十第一項第一号)

(第三十五条の一百二十第一項第一号)

(第三十五条の一百三十第一項第一号)

(第三十五条の一百四十第一項第一号)

号のいすれかに改め、同項第九号中「第三十九条の六第一項第五号」を「第三十九条の六第一項二十二第一号」に改める。

第四十九条の八の見出しを「(協会等による調査)」に改め、同条第一項中「協会」の下に「又は通商産業大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会は、前項」を「協会又は前項の指定を受けた者は、同項」に、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第四十九条の十二中「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に、「又は容器等検査規程を変更したとき」を加える。

第四十九条の三十三第二項中「第四十九条の二十二第一号」を「第四十九条の二十二第一号」に改める。

第五十六条の六の五の見出しを「(協会等による調査)」に改め、同条第一項中「協会」の下に「又は通商産業大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会は、前項」を「協会又は前項の指定を受けた者は、同項」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条第三項中「協会は、第一項」を「協会又は第一項の指定を受けた者は、同項」に改める。

第五十六条の六の九中「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に、「又は特定設備検査規程を変更したとき」を加える。

第五十六条の六の十四第二項中「及び」を「には」に改める。

第五十八条の二十四中「したときは、逕済な
く、通商産業省令で定めるところにより」を行ふことによつて「前号に定めるもののほか」に改め、「ないもの」の下に「として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加える。

第五十八条の二十四中「したときは、逕済な
く、通商産業省令で定めるところにより」を「しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ」に改める。

第五十八条の三十の二第二項中「第五十八条

第六節 檢查組織等調查機關

(指定) 第五十九条の三十四 第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の調査(以下「検査組織等調査」と総称する。)ことに、それぞれ通商産業省令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行う。
(指定の基準)
第五十八条の三十五 通商産業大臣は、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査組織等調査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
二 検査組織等調査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四 前号に定めるもののほか、検査組織等調査が不公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。
五 その指定することによつて申請に係る検査組織等調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。
(准用)
第五十九条 第五十八条の十九、第五十八条の

二十の二から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者(以下「検査組織等調査機関」という。)に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項」と、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「検査組織等調査」と、第五十八条の二十一中「第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第一号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十七中「第五十八条の二十第一号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の三十九中「第五十八条の二十第一号から第五号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号から第四号」と、第五十八条の三十中「第二十条第一項」とあるのは「第三十九条の七第一項、同条第四项、第四十九条の八第一項若しくは第五十六条の六の五第二項」と読み替えるものとする。

第五十九条の九第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四 第五十九条の検査組織等調査機関

第五十九条の九第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第二十二条第一項第一号の指定輸入検査機関

第五十九条の九第六号中「第三十九条の指定検査機関」を「第六十二条の二第一項の認定検査機関」に改める。

で「に改める。

第一百一十二条第一項中「指定は」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「第二十七条から第三十九条まで」を「第二十七条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで」に、「第二十七条、第二十八条」を「第二十七条から第二十八条の二まで」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正）

第六条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第一百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改め
る。

（第一条第一項及び第四十二条において准用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

一条第二項及び第一百四十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

4 わなければならぬ。
航空機の製造に係る許可事業者は、航空検査技術者がその確認に関しこの法律の実施を確保するためにする指示に従わなければならぬ。

から第七項までの規定中「航空機」とあるのは「航空機用機器」と、「許可事業者」とあるのは「許可事業者又は届出事業者」と、同条第三項、第四項及び第六項中「確認」とあるのは「製造証明」と、同条第五項中「確認を」とあるのは「製造証明を」と、同条第五項及び第七項中「製造確認書」とあるのは「製造証明書」と、同条第七項ただし書中「第八条第一項ただし書」とあるのは「前条第一項ただし書」と読み替えるものとする。
第十二条第三項を同条第一項とする。

第十五条 第二項中「、製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造證明を「又は製造若しくは修理の方法の認可」に改める。

第十八条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とする。

**第二十一条の二中「左のを次の」は三
万円」を「三百万円」に改める。**

「百万円」に改める。
第二十三条中「左の」を「次の」に、「五万円」を
「五十万円」に改め、同条第二号中「第八条第四

項」を「第八条第七項」に、「第十一条第三項」を「第十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第一「十四」を「三十五」に改め、同条第一号の次に次の二号を加える。

二の二 第八条第六項(第十条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による届出をせず、又は虚偽の

届出をした者

本則に次の二条を加える。

む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

平成十一年六月十五日 衆議院会議録第三十八号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)

第七条 挥発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十一中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

第十七条の十二に次の二号を加える。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十七条の十二(第四号中「民法(明治一十九年法律第八十九号)第二十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員」を「法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員」に改め、同条第五号中「分析業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行ふことによつて」を「前号に定めるもののほか」に改め、「ないもの」の下に「として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(指定の更新)

第十七条の十三の二 分析機関の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

第十七条の十四第三項中「前条第一号」を「第十七条の十三第一号」に改める。

第十七条の十五の見出しを「(分析の義務)」に

改め、同条第一項を次のように改める。

指定分析機関は、第十六条の二第一項の規定による揮発油の分析又は第十七条の三第二項若しくは第十七条の四第三項の規定による揮発油、軽油若しくは灯油の分析の委託を受けるべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、分析業務を行わなければならない。

第十七条の十五第二項中「前項を前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定分析機関は、分析業務を行うときは、

通商産業省令で定めるところにより、第十七条の十三第二号に規定する者に、同条第三号に規定する分析設備を使用して分析業務を行わせなければならない。

第十七条の二十中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「第十七条の十一第二号」を「第十七条の十一第二号又は第三号」に改め、同条第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三項に改める。

第十七条の十五第三項を「第十六条中「第十七条の十五第二項」を「第十八条(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。)

第十七条の十五第三項に改める。

にも適合していることを確認しなければならないに改め、同項第一号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第二号中「適合しないものでないこと」を「適合するものであること」に改め、同項を削り、第二号を第一号とし、第四号を削る。

第三十九条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一項を削除。

第三十九条中「三十万円」を「一百万円」に改め、同条第二号を第五号とし、第三号を第四号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第六号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十二条第一項(同条第二項又は第二

十四条において準用する場合を含む。)又は

第三項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して導管の設置又は変更の工事をした者

第十四条において準用する場合を含む。)又は

第三項(第二十四条において準用する場合を含む。)の一部を次のように改正する。

三 第二十二条第一項(同条第二項又は第二

十四条において準用する場合を含む。)又は

第三項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して導管の設置又は変更の工事をした者

3 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他通商産業省令で定める事項について行う。

4 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第二項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替える

つては、その役員又は法人の種類に応じて通産省省令で定める構成員に、「遂行」を「実施」に改め、同条第四号中「検査の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて」を「前号に定めるもののほか」に改め、「ないもの」の下に「として、通産省省令で定める基準に適合するもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八十八条において準用する第七十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

第八十一条の次に次の一条を加える。

(通商産業大臣による試験)

「第八十九条」に改める。
第五十七条の二第一項中「当該指定調査機関
に係る第八十九条第二項の調査区域第九十一
条第
項の認可又は同様第二項の規定による届

第六十九条の二 第四十九条第一項又は第五十条の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第八十四条の次に次の四条を加える。
（委員会の本務上）

は一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものと

「第五章 指定検査機関 指定試験機関及び
指定調査機関」を「第五章 指定検査機関、指定
安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査
機関」に改める。

第七十一条第一項又は第五十四条の指定を受けた者
二項中「前条第一号」を「第六十九条第一号」に改
める。

第八十四条の三 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第四十五条第一項の指定を受けた臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(事業計画等)

「第四十九条第一項又は第五十四条」に改め、「定めるところにより」の下に「、通商産業省令で定める区分」として加え、「、第五十二条第一項の検査」を削り、「第五十四条第一項」を「第五十四条」に、「、第一百一十七条の二及び第一百九十二条の二第一号を「及び第一百一十七条の二」に改

(業務の休廃止)
第七十三条 指定検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。
指定期間は、毎事業年度経過後三月以

め、同条第一項を削る。

第七十四条及び第七十五条を次のように改め

内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

九条第一項又は第五十四条に改め、**同条第三号**を次のように改める。

第七十四条及び第七十五条削除
第七十六条中「役員又は」を削る。

はならない

三 法人であつて、その業務を行つ役員のう

第七十九条中「第五十五条第一項」を「第四十

第八十四条の四 指定試験機関の役員の選任及

ちに前二号のいずれかに該当する者がある。

第九条第一項又は第五十四条に改める。
第八十二条の次に次の一条を加える。

ひ解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ
ば、その効力を生じない。

第六十九条中「第五十五条第一項」を「第四十
九条第一項又は第五十四条」に改め、同条第三
号中「民法第三十四条の規定により設立された
法人であつて、その役員又は社員」を「法人にあ

(欠格条項) 第八十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十五条第二項の指定を受ける」とができない。

(解任命令)
第八十四条の五 通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反

条又は前条にあるのは第八十四条の五又は第八十六条」と読み替えるものとする。
第八十九条第一項中「指定」の下に「、通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第二項を削る。

第九十条第一号中「調査区域における」を削り、同条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員」を「法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員」に改め、同条第三号中「調査業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて」を「前号に定めるもののほか、」に改め、「ないもの」の下に「として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加える。

第九十一条 削除

第九十一条の三中「(第三号ロを除く。)、第七十二条」を、「第六十九条の二」に改め、「関し」を削り、「取り消すこと」との下に、「同条第三号中第七十二条第一項の認可を受けた」とあるのは「第九十二条の三の規定による届出をして」とを加え、「第九十二条の三」を「第九十二条の四」に改め、「第七十二条第三項若しくは」を削り、第五章第三節中同条を第九十二条の四とする。

第九十二条の二の次に次の二条を加える。

(業務規程)

第九十二条の三 指定調査機関は、調査業務に

関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、調査業務の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第五章中第三节を第四節とし、第二節を第三節とし、第八十条の次に次の節名を付する。

第二節 指定安全管理審査機関

第八十二条を次のように改める。

(指定)

第八十二条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の指定は、通商

産業省令で定めるところにより、通商産業省

令で定める区分ごとに、これらの規定による審査(以下「安全管理審査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

第八十二条の次に次の二条を加える。

(安全管理審査の義務)

第八十二条の二 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の指定を受

けた者(以下「指定安全管理審査機関」といふ。)は、安全管理審査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遷滞なく、安全管理審査を行わなければならぬ。

2 指定安全管理審査機関は、安全管理審査を行つときは、次条において準用する第六十九条第一号に規定する者(以下「安全管理審査員」という。)に安全管理審査を実施させなければならない。

(準用)

第八十二条の三 第六十八条から第六十九条の二まで、第七十二条から第七十三条まで及び第七十六条から第八十条までの規定は、指定安全管理審査機関に準用する。この場合において、第七十六条中「検査員」とあるのは「安全管理審査員」と、第七十九条第一号中「この節」とあるのは「この節又は第五十条の二第五節」とある。

第三項第五十二条第五項又は第五十五条第四項において準用する場合を含む。)と読み替えるものとする。

第八十二条の三 第六十八条第一項の検査を受けようとする者及び指定検査機関が行つ第

五十四条第一項の検査を受ける者の納めるものについては当該指定検査機関のを削る。

第八十二条の二各号を次のように改める。

一 第四十五条第一項 第四十九条第一項、第五十条の二第二項、第五十二条第三項、第五十三条の二第一項の指定をしたとき。

二 第五十七条の二第二項、第七十二条(第

八十二条の三において準用する場合を含む。)、第七十三条(第八十二条の三において準用する場合を含む。)又は第九十二条の二の規定による届出があつたとき。

三 第七十九条(第八十二条の三又は第八十

八条において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は検査の業務、

安全管理審査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第八十四条の二の許可をしたとき。

第一百九条第二項中「第八十八条第一項において」を「第八十二条の二において」に、「第八十八

条第一項及び第九十二条の三において準用する場合を含む。」を「第八十二条の三、第八十八条又は第九十二条の四において準用する場合を含む。」、第八十四条の五に改める。

五百一十二条第一項第四号中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「又は第五十二条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「規定による」の下に「審査又は」を

第六 第八十七条の二の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた試

験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第一百七十二条中「二百万円」を「三百万円」に改め。

第一百七十二条中「二百万円」を「三百万円」に改め。

第一百七十二条中「二百万円」を「三百万円」に改め。

第一百九条第二項中「指定検査機関」の下に「又は第五十二条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「規定による」の下に「若しくは安全管理審査を、

「指定検査機関」の下に「、指定安全管理審査機関」を削る。

(表示の禁止)

第十二条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる

場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその

届出に係る型式の電気用品(第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものと除く)が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

第十三条から第二十六条まで 削除
第三十一条の二を削る。

第二十七条中「販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行う者(以下「販売事業者」という。)」を「製造、輸入又は販売の事業を行う者」に、「第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は前条第一項、第二十五条の四第一項又は前条第一項第一項」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列すると

品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第十八条第一項及び第二項中「第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は第二十六条の六第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「前条第一項」に改め、

「第五章 指定試験機関」を「第五章 認定検査機関等」に改める。

第二十九条の前に次の節名を付する。
第一節 認定検査機関

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

(認定)

第二十九条 第九条第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

(欠格条項)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつ日から二年を経過しない者

二 第四十一条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第三十一条の見出しを「認定の基準」に改め、同条を第三十二条とする。

2 第四十一条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

第三十二条の次に次の二条を加える。

(認定の更新)

第三十二条 第九条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が不公平になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

不公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三前号に定めるものほか、適合性検査が不公平になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

する。

第三十六条を次のように改める。

(業務の休廃止)

第三十六条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

報 (号外)

「機関」に改める。

第三十六条の二を第三十六条の二の五として、
第三十六条の次に次の二款を加える。

第三編 工事計畫及乙標存

第三十六条の二 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

6 業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画について、工事の工程における検査を行わなければ当該工事の計画に係るガス工作物が第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定することができないとして認められる場合において、技術上の基準に適合しているかどうかを判定するために必要なときには、次条第一項の通商産業大臣の認定する者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合に二つ以上、前項に規定する期間内に、第一

合はおいて、前項に規定する其の内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

7
一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通じて記入に添付出しなければならない。

8 商業方面に届け出なければならない
一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合
は、その工事の計画を変更した後、遅滞な

く、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りではない。

(使用前検査) 第三十六条の二の二 一般ガス事業者は、前条

第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物(その工

事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による罰金を科さないものを除く

二項の規定による届出をしていないものを除く。)であつて、通商産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次

項各号に適合していることについて通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の認定する者が行う検査(同条第六項の規定によ

りその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。)を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の通商産業大臣の認定する者が行う検査においては、そのガス工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものと含む。)に従つて行われたものである。

二 第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十六条の二の三 前条第一項の通商産業大臣の認定する者は、同項に規定するガス工作物(専ら大口径ガス事業の用に供するものを除く。)について同項の検査を行つた場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。この場合において、同項の通商産業大臣の認定する者は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかるらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

(定期自査検査)

第三十六条の二の四 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通

商産業省令で定めるものについては、通産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
第三十六条の十五の次に次の款名及び十二条を加える。

第五章 読文ノ二 作物標

第三十六条の十六 第三十六条の二の二 第一項
の認定は、通商産業省令で定めるところによ

り、通商産業省令で定める区分)とに、同項の検査(以下単に「検査」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)
第三十六条の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十六条の二の二第一項の認定

を受けることができない。

定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

二 第三十六条の二十六の規定により認定をなくした日から二年を経過しない者取り消され、その取消しの日から二年を経

三 法人であつて、その業務を行う役員のう過しない者

ちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第三十六条の十八 通商産業大臣は、第三十六条の二第二項の認定の申請が次の各項に該する場合に、認定の基準

第一の語彙の日本語からの合意に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する

二　法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすおるものであること。

それがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、検査が不公正となるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

第三十六条の十九 第三十六条の二の二第一項
の認定は、三年を下らない政令で定める期間
ごとにその更新を受けなければ、その期間の
経過によつて、その効力を失う。
二 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用
する。

(業務の休廃止の届出)
第三十六條の二十三
は、検査の業務の全
は廃止しようとする
定めるところにより、
通商産業大臣に届け
(適合命令)

(適合命令)
第三十六条の二十四 通商産業大臣は、認定ガス工作物検査機関が第三十六条の十八各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定ガス工作物検査機関に対し、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

卷之三

ス工作物検査機関が第三十六条の二十の規定に違反していると認めるときは、当該認定が

第三十一条の二十 第三十二条の二の二第一項
の認定を受けた者(以下「認定ガス工作物検査機関」という。)は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならぬ。
認定ガス工作物検査機関は、公正に、かつ、第二十八条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

第三十六条の二十一 認定ガス工作物検査機関
は、検査三月の事業所の折衷地を交番によろ

(事業所の変更の届出)
第三十六条の二十一 認定ガス工作物検査機関
は、検査を行う事業所の所在地を変更しよう
とするときは、変更しようとする日の二週間
前までに、通商産業大臣に届け出なければな
らない。

(業務規程)

第三十九条の二十一 認定ガス工作物検査機関
は、検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、検査の業務の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様と
する。
業務規程で定めるべき事項は、通商産業省
令で定める。

(帳簿の記載)

(帳簿の記載)
第三十六条の二十七 認定ガス工作物検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならぬ。

第三十七条を次のように改める。

第三十八条中「第一、十七条の三」を削り、「並びに第三十六条を」、「第三十八条並びに第三十九条六条の一(第六項を除く。)」に、「第二十七条の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のもの」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」とし、同条第二項及び第四項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十七条の二第三項

第三十九条中「第二十一条の三、」を削り、「並びに第三十六条を「、第三十六条並びに第三十六条の二(第六項を除く。)」に「第二十七条の三第一項中「前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のもの」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同条第二項及び第四項中「前条第三項各号」とあるのは「第二十一条の二(第三項第一号)」を「同条第四項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、同条第五項中「前条各号」とあるのは「前項第一号」に改める。

(定義) 第三十九条の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス)法第二条第二項に規定する一般消費者等をい

う。以下同じ)がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料(同条第七項に規定する機械、器具又は材料を除く)であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であつて、政令で定めるものをい

の制限

第三十九条の三 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第三十九条の十二の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

一項の規定に違反したとき。当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式三届出事業者が製造し、又は輸入したその規定による命令に違反したとき。当該届出に係る型式のガス用品について、前条の規定により行おうとする者に限る)の規定による命令に違反したとき。当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

第四節 認定ガス用品検査機関(認定等)

第三十九条の十五 第三十九条の十一第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 第三十六条の十七から第三十六条の十九までの規定は第三十九条の十一第一項の認定に、第三十六条の二十から第三十六条の二十七までの規定は第三十九条の十一第一項の認定を受けた者(以下「認定ガス用品検査機関」という。)の申請により行う。この場合において、第三十六条の二十一から第三十六条の二十三まで、第三十六条の二十五及び第三十六条の二十七中の「検査」とあるのは「適合性検査」と、第三十六条の二十一第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第三十九条の十第一項」、第三十六条の二十一第一項と、第三十六条の二十一第一項中「二十五中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第三十九条の十七 通商産業大臣は、承認ガス用品検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。前条第一項において準用する第三十六条の十七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

一 前条第一項において準用する第三十六条の十七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 前条第一項において準用する第三十六条の二十、第三十六条の二十一、第三十六条の二十二第一項、第三十六条の二十三又は第三十六条の二十七の規定に違反したとき。

三 前条第一項において準用する第三十六条の二十四又は第三十六条の二十五の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第四十条第一項の条件に違反したとき。

第五節 承認ガス用品検査機関(承認等)

第三十九条の十六 第三十九条の十一第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の通商産業省令で定める区分

ことに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者に限る)の申請により行う。

2 第三十六条の十七から第三十六条の十九までの規定は第三十九条の十一第一項の承認に、第三十六条の二十から第三十六条の二十一第一項の承認に、第三十六条の二十一第一項及び第三十六条の二十七の規定は第三十六条の十一第一項の承認を受けた者(以下「承認ガス用品検査機関」という。)に準用する。

この場合において、第三十六条の二十一から第三十六条の二十九までの規定中「第三十六条の二十一第一項」とあるのは「第三十九条の二十一第一項」とある。

第三十六条の二十一から第三十六条の二十三まで、第三十六条の二十一第一項中「二十五中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第三十九条の十七 通商産業大臣は、承認ガス用品検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。前条第一項において準用する第三十六条の十七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

一 前条第一項において準用する第三十六条の十七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 前条第一項において準用する第三十六条の二十、第三十六条の二十一、第三十六条の二十二第一項、第三十六条の二十三又は第三十六条の二十七の規定に違反したとき。

三 第三十七条の規定は、適合性検査に準用する。

四 第四十条第一項の条件に違反したとき。

第五節 承認ガス用品検査機関(承認等)

第三十九条の十六 第三十九条の十一第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の通商産業省令で定める区分

五 不正の手段により第三十九条の十一第一項の承認を受けたとき。

六 通商産業大臣が、承認ガス用品検査機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 通商産業大臣が必要があると認めて承認ガス用品検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 通商産業大臣が必要があると認めてその職員に承認ガス用品検査機関の事務所又は事業所において第四十七条第三項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認ガス用品検査機関の負担とする。

第六節 災害防止命令(災害防止命令)

第三十九条の十八 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行つ者が第三十九条の三第一項の規定に違反してガス用品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式のガス用品で第三十九条の十第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(同

二 届出事業者がその届出に係る型式のガス用品で第三十九条の十第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(同

三 第四十二条第一項中「認可」の下に「認定」を加え、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「認可」の下に「認定」を加える。

四 第四十一条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十七条第一項の規定により通商産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者に、第三十七条第一項中「手数料は」の下に「第三十一条の第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がその免状交付事務を行うガス主任技術者免状の交付を受けようとする者及び第三条の第一項の規定による委託を受けて指定試験機関が行う検定又は試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の」を削り、同条の次に次の二条を加える。

六 第三十九条の十七 第三十九条の十第一項の規定により通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三十四条第三項の指定をしたとき。

二 第三十六条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項の認定又は承認をしたとき。

三 第三十六条の六の許可をしたとき。

四 第三十六条の十二の規定により指定を取消し、又は同条第二項の規定により試験

事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第三十六条の十五第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていたその試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

六 第三十六条の二十一（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

七 第三十六条の二十二（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

八 第三十六条の二十六（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消し、又は検査若しくは適合性検査の業務の停止を命じたとき。

九 第三十七条第一項（第三十九条の十五第三項において準用する場合を含む。）の規定により通商産業大臣が検査若しくは適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行つものとするとき、又は自ら行つていた検査若しくは適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

十 第三十九条の十四の規定により表示を付すことを禁止したとき。

十一 第三十九条の十七第一項の規定により承認を取り消したとき。

十二 第四十五条の二を削り、第四十五条の三を第45条の二とする。

第46条第一項中「又は指定検定機関」を削り、同条に次の二項を加える。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定ガス工作物検査機関又は認定ガス用品検査機関に対し、その事業に関して報告をさせることができる。

第四十七条第二項中「又は指定検定機関」を削り、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

五の規定による命令をしなければならない。

六 第三十六条の二十六（第三十九条の十五第三項における請求を削り、同条第一項

「又は第三十九条の十四」に改め、「又は第三十九条第一項中「第三十九条の十三」を

九条の十四第七項において準用する第三十九条の十三の規定による請求」を削り、同条第一項

を次のように改める。

二 第三十九条の三第二項の規定に違反した者

三 第三十九条の四の規定に違反して表示を

四 第三十九条の三第二項の規定に違反した者

五 第三十九条の四の規定による命令に違

反した者

六 第三十九条の三第二項の規定に違反した者

七 第三十九条の三第二項の規定に違反した者

八 第三十九条の三第二項の規定に違反した者

九 第三十九条の三第二項の規定に違反した者

2 通商産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る認定ガス工作物検査機関が第三十六条の二十の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る認定ガス工作物検査機関に対し、第三十六条の二十

三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条

三十六条の二十五の規定による命令をし、又

は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し

なければならぬ。

五の規定による命令をしなければならない。

六 第三十六条の二中「第三十九条の二十一」の規

定による命令に違反した「次の各号の一に該

三十六条の二十六（第三十九条の十五第三項における命令をしたときは、遅

滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し

なければならぬ。

七 第三十六条の二中「第三十九条の二十一」の規

定による命令に違反した「次の各号の一に該

三十六条の二十六（第三十九条の十五第三項における命令をしたときは、遅

滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し

ものとする。

第五十二条の三中「第三十九条の二十一各号」を「第三十九条の十八各号」に改める。

第六 第五十六条中「二百万円」を「三百万円」に改め、同条に次の二号を加える。

一 第三十六条の二「十六（第三十九条の十五第三項における命令をしたときは、遅

滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し

なければならぬ。

二 第三十九条の二中「第三十九条の二十一」の規

定による命令に違反した「次の各号の一に該

三十六条の二十六（第三十九条の十五第三項における命令をしたときは、遅

滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し

なければならぬ。

三 第三十六条の二中「第三十九条の二十一」の規

定による命令に違反した「次の各号の一に該

三十六条の二十六（第三十九条の十五第三項における命令をしたときは、遅

滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し

ものとする。

第五十二条の三中「第三十九条の二十一各号」を「第三十九条の十八各号」に改める。

第六 第五十六条中「五百万元」を「百万元」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 第三十六条の二「第五項（第三十七条の十

において、又は第三十八条の規定により準

用する場合を含む。）の規定による命令に違

反してガス工作物の設置又は変更の工事を

三 第三十六条の二「第五項（第三十七条の十

において、又は第三十八条の規定により準

用する場合を含む。）の規定による命令に違

反してガス工作物の設置又は変更の工事を

三 第三十六条の二「第五項（第三十七条の十

において、又は第三十八条の規定により準

用する場合を含む。）の規定による命令に違

務規程と、旧消費生活用製品安全法第三十二条の五の八の規定による許可を受け又はその申請をしている業務の休廃止は新消費生活用製品安全法第二十三条の規定により届け出た業務の休廃止と、旧消費生活用製品安全法第三十二条の五の十三の規定によりした命令は新消費生活用製品安全法第二十四条の規定によりした命令と、旧消費生活用製品安全法第三十二条の五の十四の規定によりした命令は新消費生活用製品安全法第二十六条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第四条 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第六条の検定の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされないもの又は同条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認の申請であつて、前項の規定により前項にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認を受けていた者(附則第三条第一項の規定により前項にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認を受けていた者)は、その承認に係る型式の移行特別特定製品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧消費生活用製品安全法第二十五条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十三條第一項の規定による義務を履行したもののみなす。

第五条 第一条の規定の施行の際現に旧消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であつて新消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であるもの(以下「移行特定製品」という)に付されている旧消費生活用製品安全法第七条若しくは第二十七条又は第三十二条の十の規定による表示は、第一条の規定の施行の日から起算して移行特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十三條の規定により付された表示とみなす。

第六条 第一条の規定の施行の際現に移行特定製品による表示を付された旧消費生活用製品安全法第二条第二項の第一種特定製品であつて新消費生活用製品安全法第二十二条の二第一項の規定による表示を付された旧消費生活用製品安全法第二十七条の規定による表示を付された旧消費生活用製品安全法第二条第二項の特別特定製品であるもの(以下「移行特別特定製品」という)については、第一条の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

第七条 第一条の規定の施行の際現に移行特別特定製品について旧消費生活用製品安全法第二十条第一項若しくは第三項の規定により前項にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の規定により前項にされた型式の承認を受けていた者(附則第三条第一項の規定により前項にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認を受けていた者)は、その承認に係る型式の移行特別特定製品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧消費生活用製品安全法第二十五条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、なおその効力を有す

ます。

第八条 第一条の規定の施行の際現に移行特定製品の型式について旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の承認を受け若しくはその申請をしている者附則第四条第三項の承認の申請(旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の型式の承認の申請を除く)をしている者を含む。)又は移行特定製品の型式について旧消費生

活用製品安全法第三十二条の六第一項の規定による届出をしている者は、当該承認若しくは申請又は届出に係る型式の移行特定製品について新消費生活用製品安全法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

第九条 旧消費生活用製品安全法の規定に基づき製品安全協会が行う検定等の事務又は指定検定機関の行う検定に係る处分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求については、なお従前の例によることができる。

第十条 製品安全協会については、旧消費生活用製品安全法の規定は、製品安全協会が解散により消滅する時附則第十二条第一項の規定により組織を変更する場合にあっては、その組織の変更の時までの間は、なおその効力を有する。

ガス器具等であつて、新液化石油ガス法第二条の規定の適用の範囲外に該当するもの第七項の液化石油ガス器具等に該当するもの（以下この条において「移行第一種液化石油ガス器具等」という。）については、第一条の規定の施行の日から起算して移行第一種液化石油ガス器具等ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第三十九条第一項の規定（この規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。

石油ガス器具等の型式について旧済作石油ガス法第五十八条第一項の承認を受け又はその申請を行つてゐる者(附則第十二条第三項の承認の

第二十一条 第二条の規定の施行の際現に移行定液化石油ガス器具等について旧液化石油ガス法第五十八条第一項の型式の承認を受けている

者(附則第十七条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請(旧液化石油ガス法第六十七条の四第一項の型式の承認の申請を除く)について承認を受けた者を含む)は、その承認に係る型式の移行特定液化石油ガス器具等を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧液化石油ガス法第六十一条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第四十七条第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 第二条の規定の施行の際現に受けている旧液化石油ガス法第六十七条の四第一項の規定による型式の承認(附則第十七条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認)旧液化石油ガス法第六

十七条の二の外国登録製造事業者に係るものに限る。)を含む。)に係る移行特定液化石油ガス器具等の販売又は表示については、第二条の規定

の施行の日から起算して当該移行特定液化石油ガス器具等に係る附則第十八条第二項の教令で

(七葉頭取審法の一部改正に伴う登過措置)による。

第二十五条 第二条の規定による改正後の火薬類

取締法(以下「新火薬類取締法」という)第十条
第一項ただし書及び第二項又は第十二条第一項
に依る書及び第二項の規定は、第三条の規定の

たなし書及び第二項の規定に 第三項の規定の施行後に行う変更の工事から適用し、同条の規

定による改正前の火薬類取締法(以下「旧火薬類取締法」という。)第十条第一項又は第十二条第三項

一項の許可を受けた変更の工事については、たお從前の例による。

第二十六條 第三条の規定の施行の際現にされて
いる日本国税監査官が第一項の規定によつて

いる「旧火薬類取締法第二十一条第一項の規定による危害予防規程の変更の認可の申請であつ

て、新火薬類取締法第二十八条第一項に規定する危害予防規程の変更に該当するものは、同項

の規定によりした当該危害予防規程の変更の旨
出にみなす。

出とみなす

認可の申請は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行前においても行なうことができる。

(高压ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 第四条の規定の施行前に、この保安基

第二十一条 第四条の規定の旅行前に、(一)が保安管理者、(二)が保安係員、(三)が保安主任者又は保安企

推進員の選任又は解任については、同様の規定による改正後の高圧ガス保安法(以下「新高圧ガ

ス保安法」という。)第二十七条の二第六項(新高
王ガス保安法第二十七条の三第二項において準

用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお

2 第四条の規定の施行前にした保安技術管理 従前の例による。

者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の代理者の選任又は解任については、新高庄

ス保安法第三十三条の規定にかかわらず、なむ従前の例による。

第二十九条 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高圧ガス保安法(以下「旧高圧ガス保安法」という。)第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項第一項第一項の指定を受けている者(以下この条において「指定検査機関等」という。)は新高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定検査機関等に係る指定の有効期間は、改正前の大抵の規定の施行の際に新計量法第一項第一号イの指定を受けたものとみなす。

第三十条 旧高圧ガス保安法第五十九条の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九条の三十の規定は、附則第十七条第一項又は第二項の規定により高圧ガス保安協会が旧液化石油ガス法第三十九条の検定又は旧液化石油ガス法第六十条第一項の試験(以下この条において「検定等」という。)を行う場合にあっては、当該検定等の業務が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の計量法(以下「旧計量法」という。)第十六条第一項第二号イの指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に同条の規定による改正後の計量法(以下「新計量法」という。)第十六条第一項第一号イの指定を受けたものとみなす。

第三十二条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第二十条第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に新計量法第二十条第一項の指定を受けたものとみなす。

第三十三条 第五条の規定の施行の際に旧計量法第三百七十七条第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に新計量法第三百七十七条第一項の規定の施行の日に新計量法第三百七十七条第一項の指定を受けたものとみなす。

以内にその試験に合格したことを証する書面を添付してする旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定の例による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

「という。」と、電気用品安全法第十条、第十一
条及び第四十二条の五第一号中「届出に係る型
式」とあるのは「届出に係る構造の電気用品の属
する型式」とする。

用品取締法第二十一条第一項の指定を受けてい
る者は、第十条の規定の施行の日から起算して
六月を経過する日までの間は、電気用品安全基
準第九条第一項の認定を受けているものとみな
す。その者がその期間内に同項の認定の申請を
した場合において、その申請に係る処分がある
までの間も、同様とする。

施行の日から起算して三年を超えない範囲内において移行電気用品」として政令で定める期間は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定の例による表示を付することができる。

第四十六条 第十一条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第一条第一項の電気用品であつて電気用品安全法第二条第一項の電気用品であるもの(以下「移行電気用品」という。)の型式について旧電気用品取締法第十八条の認可を受け若しくはその申請をしている者(前条第三項の認可の申請をしている者を含む。)旧電気用品取締法第二十三条第一項の認可を受け若しくはその申請をしている者は、当該認可若しくは確認又は申請に係る型式の移行電気用品について電気用品安全法第三条の規定による届出をしたものとみなす。

であるもの(以下「移行特定電気用品」という。)について旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の型式の認可を受けている者又は旧電気用品取締法第二十三条の二第一項の型式の確認を受けている者(附則第四十五条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定による型式の認可若しくは確認を受けた者を含む。)は、その認可若しくは確認に係る型式の移行特定電気用品を製造し、又は輸入した場合には、当該認可を受けた日若しくは当該確認を受けたものとみなされた日から旧電気用品取締法第二条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第九条第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 前項の規定により電気用品安全法第九条第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧電気用品取締法第三十二条の規定によりした届出は電気用品安全法第三十四条の規定によりした届出と、旧電気用品取締法第三十四条第一項の規定による認可を受け又はその申請を行っている業務規定は電気用品安全法第三十五条第一項の規定により届け出た業務規定と、旧電気用品取締法第三十五条の規定による許可を受け又はその申請を行っている業務の休廃止または電気用品安全法第三十六条の規定により届け出た業務の休廃止と、旧電気用品取締法第四十条の規定によりした命令は電気用品安全法第四十条の規定によりした命令と、旧電気用品取締法第四十一条の規定によりした命令は電気用品

第一項の規定による表示及び前条の規定による表示は、第十条の規定の施行の日から起算して通常相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものにあっては、十年)を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による届出をした者は、電気用品安全法の規定による届出をした者は、電気用品安全法第三条の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、これらの者についての電気用品安全法第八条第一項、第十条、第十二条及び第四十二条の五第一号の規定の適用については、電気用品安全法第八条第一項中「第三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)」とあるのは「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二号)第十条の規定による改正前の電気用品取締法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の電気用品の属する型式(以下単に「届出に係る構造の電気用品の属する型式」

2 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧電気用品取締法第二十五条の二第一項の規定による型式の承認附則第四十五条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認を含む。)に係る施行特定電気用品の表示又は販売については、第十一条の規定の施行の日から起算して当該施行特定電気用品に係る附則第五十条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧電気用品取締法第二十五条の三第二項において準用する旧電気用品取締法第二十四条第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第四十八条 第十一条の規定の施行の際現に旧電気

安全法第四十一条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第四十九条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第十八条若しくは第一十三条第一項の認可若しくは旧電気用品取締法第二十三条の二第一項の確認を受けている型式に係る移行特定期電気用品又は旧電気用品取締法第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の旧電気用品取締法第二条第二項の乙種電気用品であつて電気用品安全法第一条第一項の電気用品であるものについては、電気用品安全法第十条第二項の規定にかかる政令で定めるものにあっては、第十条の規定の

で定めるものにあつては、十年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十一条 電気用品安全法第二条第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十条の規定の施行前においても、行うことができる。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 第十一条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第三十一条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第十一条の規定の施行前においても、その申請を行なうことができる。新ガス事業法第三十六条の二(新ガス事業法第三十九条の十五

第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第五十三条 第十一条の規定の施行前にされた同

条の規定による改正前のガス事業法(以ト「旧ガス事業法」という。)第二十七条の二第一項又は第二項(旧ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。)の認可の申請であつて、第十一条の規定の施行の際認可又は不認可の処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

第五十四条 第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十六条の二の二第一項(新ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。)の自主検査を行わなければならない工事に該当するガス工作物の設置の工事を開始している者に関する新ガス事業法第三十条第一項(新ガス事業法第三十七条の十において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新ガス事業法第三十条第一項中「事業(第三十六条の二の二第一項の自主検査を伴うものにあっては、その工事)の開始前に」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一條の規定の施行後遅滞なく」とする。

2 第十一条の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十七条の七第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二の二第一項の自主検査を行わなければならない工事に該当する特定ガス工作物の設置の工事を開始している者に関する新ガス事業法第三十七条の七第三項において準用する新ガス事業法第三十条第一項の規定の適用については、新ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第三十六条の二の二第一項の通商産業省令で定める特定ガス工作物の工事に限る。)を伴う場合にあつては、その工事)の開始前に」とあるのは、

「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一條の規定の施行後遅滞なく」とする。

第五十五条 旧ガス事業法第二十七条の三第一項

(旧ガス事業法第三十七条の十において、又は旧ガス事業法第三十八条の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出であつて第十一條の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、新ガス事業法第三十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十六条 第十一条の規定の施行前にされた旧

ガス事業法第二十七条の四第一項(旧ガス事業法第三十七条の七第二項又は第三十七条の十において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請であつて、第十一条の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がされていないものについての合格又は不合格の処分については、なお従前の例による。

第五十七条 第十一条の規定の施行前にガス主任

技術者免状の交付の申請をした者に対するガス主任技術者免状の交付については、新ガス事業法第二十二条第一項第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十八条 第十一条の規定の施行の際現に旧ガ

ス事業法第三十九条の三の指定を受けている者は、第十一條の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十一第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新ガス事業法第三十九条の

十一第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧ガス事業法第三十九条の十六

第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十二条の規定によりした届出は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する「新ガス事業法第三十六条の二十一の規定によりした届出と、旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十三条第一項の規定による認可を受け又はその申請をしている業務規程は新ガス事業法第三十九条の十二第二項において準用する新ガス事業法第三十条の二十二第一項の規定により届け出た業務規程と、旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十四条の規定による許可を受け又はその申請をしていれる業務の休廃止は新ガス事業法第三十九条の十二第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二十三の規定により届け出た業務の休廃止と、旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十九条の二十六の規定によりした命令は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二十四の規定によりした命令と、旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第八十条の規定によりした命令は新ガス事業法第三十九条の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六条の二十四の規定によりした命令と、旧ガス事業法第三十九条の十六第一項において準用する新ガス事業法第三十六条の二十四の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第六十条 第十一条の規定の施行前にされた旧ガ

ス事業法第三十九条の四の検定の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていないもの又は同条の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九条の八第一項若しくは第三十九条の十三の三の型式の承認の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、な

第六十一条 第十一条の規定の施行前にされた旧ガ

ス事業法第三十九条の九(旧ガス事業法第三十九条の十四第五項において準用する場合を含む。)において同じ。)の試験の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

第六十二条 第十一条の規定の施行前にされた旧ガ

ス事業法第三十九条の九の試験について合格とされた者が第十一條の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことと証する書面を添えてする旧ガス事業法第三十九条の八第一項若しくは第三十九条の十三の三の規定による型式の承認の申請又は前項の規定による試験の申請をした者では第三十九条の十三の三の規定の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことと証する書面を添えてする旧ガス事業法第三十九条の八第一項若しくは第三十九条の十三の三の規定による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

第六十三条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品に付されている旧ガス事業法第三十九

条の五又は第三十九条の十二の規定による表示

は、第十一條の規定の施行の日から起算して移行ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において

規定による届出をしたものとみなす。

新ガス事業法第三十九条の十二の規定により付された表示とみなす。

**第六十四条 第十一条の規定の施行の際に施行
特定ガス用品について旧ガス事業法第三十九条
の八第一項の型式の承認を受けている者(附則
第六十条第一項若しくは第三項の規定によりな
お従前の例によることとされた型式の承認の申
請(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式
の承認の申請を除く。)について承認を受けた者**

（一）新ガス事業法第三十九条の二第一項の規定を付された旧ガス事業法第三十九条の二第一項の第一種ガス用品であつて新ガス事業法第三十九条の二第二項の特定ガス用品であるもの（以下「移行特定ガス用品」という。）については、第十一条の規定の施行の日から起算して移行特定ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかるらず、なお前前の

第六十四条 第十一条の規定の施行の際現に施行
特定ガス用品について旧ガス事業法第三十九条
の八第一項の型式の承認を受けている者(附則
第六十条第一項若しくは第三項の規定によりな
お従前の例によることとされた型式の承認の申
請(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式
の承認の申請を除く。)について承認を受けた者
を含む。)は、その承認に係る型式の移行特定ガ
ス用品を製造した場合には、当該承認を受けた
日から旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政
令で定める期間を経過する日までの間は、新ガ
ス事業法第三十九条の十一第一項の規定による
義務を履行したものとみなす。

2 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧
ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による
型式の承認(附則第六十条第一項若しくは第三
項の規定によりなお従前の例によることとされ

六十二条 第十一条の規定の施行前に製造され
た日^ノの事^ニ三一七〇二百一項^ノの事^ニ重
例による。

第六十四条 第十一條の規定の施行の際現に施行する特定ガス用品について旧ガス事業法第三十九条の八第一項の型式の承認を受けている者(附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請を除く。)について承認を受けた者を含む。)は、その承認に係る型式の移行特定ガス用品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十一第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

第二 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による型式の承認(附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされ、て受けた型式の承認(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録製造事業者に係るものに限り、上記の二点のうちどちらか一方が該型式の規

条において「移行第一種ガス用品」という、(に)いては、第十一條の規定の施行の日から起算して移行第二種ガス用品ことに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過するまでの間は、新ガス事業法第三十九條の三第一項の規定(この規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

第六十四条 第十一条の規定の施行の際現に移行特定ガス用品について旧ガス事業法第三十九条の八第一項の型式の承認を受けている者(附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請を除く。)について承認を受けた者を含む。)は、その承認に係る型式の移行特定ガス用品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十一第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

第二 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による型式の承認(附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録製造事業者に係るものに限る。)を含む。)に係る移行特定ガス用品の販売又は表示については、第十一条の規定の施行の日から起算して当該移行特定ガス用品に係る附則第六十一条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧ガス事業法第三十九条の十四第六項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日のいづれか早い日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかるらず、なお従前の例によ

六十三条 第十一條の規定の施行の際現に施行ガス用品の型式について旧ガス事業法第三十九条の八第一項の承認を受け又はその申請をしている者(附則第六十条第三項の承認の申請をしている者(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請をしている者を除く。)を含む。)は、当該承認又は申請に係る型式の移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の五の

第六十四条 第十一條の規定の施行の際現に移行
特定ガス用品について旧ガス事業法第三十九条
の八第一項の型式の承認を受けている者(附則
第六十条第一項若しくは第三項の規定によりな
お従前の例によることとされた型式の承認の申
請(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式
の承認の申請を除く。)について承認を受けた者
を含む。)は、その承認に係る型式の移行特定ガ
ス用品を製造した場合には、当該承認を受けた
日から旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政
令で定める期間を経過する日までの間は、新ガ
ス事業法第三十九条の十一第一項の規定による
義務を履行したものとみなす。

及び第三十九条の十八第二号の規定の適用については、新ガス事業法第三十九条の四中「同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）」とあるのは「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第一号）第十一条の規定による改正前のガス事業法第三十九条の十七又は第三十九条の十八の規定による届出に係る構造のガス用品の属する型式（以下単に「届出に係る構造のガス用品の属する型式」という。）」と、新ガス事業法第三十九条の十第一項、第三十九条の十二、第三十九条の十四及び第三十九条の十八第一号中「届出に係る型式」とあるのは「届出に係る構造のガス用品の属する型式」とする。

第六十六条 新ガス事業法第三十九条の二第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十一条の規定の施行前においても、行うことができる。

第六十七条 旧ガス事業法の規定に基づき指定検定機関が行う検定の業務に係る処分又は不作為了に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつた処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前（製品安全部会についても附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会につ

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置(罰則に付する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第七十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表製品安全協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第七十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表製品安全協会の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第七十三条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表製品安全協会の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第七十四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号ハ中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に、「第十一条第一項」を「第十一条第三項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の五第一項第六号中「製品安全協会」を削る。

十四条 第七十五条の二)に改める。

第三章 第二節中第七十五条の次に次の二条を

加える。

(私的独占禁止法の適用除外)

第七十五条の二 私的独占禁止法第八条第一項

第一号及び第四号の規定は、中央会が行う第七十四条第一項各号及び前条第一項各号の事業については、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

第一百八条中「第八十八条の二」を「第八十八条」に改める。
(海上運送法の一部改正)

第十一条 海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第十九条の六中「當む者」の下に「(以下「貨物定期航路事業者」という。)」を加える。

第二十五条第一項中「又は旅客不定期航路事業を、旅客不定期航路事業又は第二十九条の七号による届出による行為を行ふ船舶運航事業者が当該行為に係る航路において當む不定期航路事業」に改め、「又は」の下に「関係者に」を加え、同条第二項中「定期航路事業又は旅客不定期航路事業を當む者その他の関係人」を「関係者」に改める。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う第一号から第三号までに掲げる行為又は第二十九条の二第一項の規定による届出をして行う第四号に掲げる行為には、適用しない。

ただし、不公平な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第二十九条の三第四項(第二十九条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示があつた後一月を経過したとき(第二十九条の三第三項又は第二十九条の四第一項の請求に応じ、運輸大臣が次条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

一 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦の各港間の航路において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者が行う共同經營に関する協定の締結

二 本邦の各港間の航路において旅客の利便を増進する適切な運航日程又は運航時刻を設定するため、同一の航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事

業者が行う共同経営に関する協定の締結

三 本邦の各港間の航路において貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、同一の航路において事業を經營している二以上の一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者が行う共同

事業者又は貨物定期航路事業者が行う共同経営に関する協定の締結

四 本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者が他の船舶運航事業者とする運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定若しくは契約の締結又は共同行為

(協定の認可等)

第二十九条 一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者は、前条第一号から第三号ま

での協定を締結し、又はその内容を変更しようとするとときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可による届出に係る行為の内容が前条第二項各号に適合するものでないと認めるときは、その船舶運航事業者に對し、その行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその行為を禁止しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第二十九条の二 運輸大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 運輸大臣は、第二十九条第三項の規定による処分をしたときは、滞滯なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第二十九条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、同条第三項の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなけれ

認めるときは、その一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

第二十九条の次に次の三条を加える。

ばならない。

第二十九条の四 運輸大臣は、第二十九条の二第一項の規定による届出を受理し、又は同条第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 公正取引委員会は、第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条各号に適合するものでないと認めるときは、運輸大臣に対し、第二十九条の二第一項の規定による処分をすべき」とを請求することができる。

3 前条第四項の規定は、前項の請求について準用する。

第三十一条を削り、第三十条の二を第三十一

条とする。

第四十一条中「第二十八条から第三十二条までの規定」を第二十四条、第二十五条、第二十八条规定から第二十九条の四まで及び第三十条(第三号に係るもの)の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に対する第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、第二十四条第一項中「必要がある」とあるのは第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第

ため必要がある」と、「船舶運航事業者」とあ

るのは「当該行為に係る航路において事業を経営している船舶運航事業者」と、「その業務」とあるのは「当該航路におけるその業務」と、第二十五条第一項中「この法律の施行を確保するため」とあるのは「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条各号に適合しているかどうかを判断するため」と、「定期航路事業、旅客不

定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業とあるのは「当該行為を行なう船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。

第四十七条の三中「第二十条の二」を「第二十一条」に改める。

第四十八条第一号中「又は第十五条第一項」を「、第十五条第一項又は第二十九条第一項」に改め、同条第四号中「第二十五条第一項」の下に「(第四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「場合」の下に「及び第四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同条第六号中「第二十九条」を「第二十九条の二第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に

「(第二十九条第一項の処分を除く。)」を「(第二十九条第一項及び第五十八条において準用する場合を除く。)」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十一条を削り、第三十条の二を第三十一

条とする。

第四十一条中「第二十八条から第三十二条までの規定」を第二十四条、第二十五条、第二十八条规定から第二十九条の四まで及び第三十条(第三号に係るもの)

の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令によ

り設立された法人その他の団体以外の者に対する第二十四条及び第二十五条の規定の適用については、第二十四条第一項中「必要がある」とあるのは第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第

(内航海運組合法の一部改正)

百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「第六十五条第四項」を「第六十五条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第六十五条第四項」を「第六十五条第四項」に、「定」を「定め」

に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「海運組合が」を「海運組合の」に、「(第五十八条において準用する場合を含む。)」の規定に基いてする」を「に掲げる事業(海運組合の組合員であつて、資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下)の会社及び個人以外のものが利用するものを除く。」の実施に係る」に改める。

第六十五条第一項中「若しくは」を「又は」に、「又は第十四条第十条第一項及び第五十八条に

おいて準用する場合を含む。)」の処分(認可しない旨の処分を除く。)をしたとき、又は第十五条(第十条第一項及び第五十八条において準用する場合を含む。)の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければ」を「の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議をしなければ」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次の二項を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第十三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第一百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十四条(組合の行為への適用除外)各号」を「第二十四条(組合の行為への適用除外)第一号及び第二号」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 証券取引所に対する私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律第八条の規定の適

(第十条第一項及び第五十八条において準用する場合を含む。)の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければ

する場合を含む。)の届出があつたときは、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第六十九条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(航空法の一部改正)

第一百十一条の二第二項中「第一百十条第一号」を「第一百十条第二号」に、「一百三十号」の一部を次のように改正する。

第十二条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第一百十一条の二第二項中「第一百十条第一号」を「第一百十条第二号」に、「一百三十号」に改め、同条第二項中「第一百十条第一号」を「第一百三十号」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第一百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十四条(組合の行為への適用除外)各号」を「第二十四条(組合の行為への適用除外)第一号及び第二号」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二条 証券取引所に対する私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律第八条の規定の適

用除外について、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)附則第一条第三号に定める政令で定める日までは、なお従前の例による。

可をする」とする处分があったときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定

(証券取引法の一部改正)
第七条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

積極的展開を図ること)が不可欠である。ことにかんがみ、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)に基づく適用除外制度の整理、独占禁止法の適用除外

²商品取引所に対する私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の規定の適用除外については、平成十六年十二月三十日までは、なお従前の例による。

条の届出をした協定、契約又は共同行為で新法第二十八条第四号に該当するものについては、新法第二十九条の二第一項の届出をしたものとみなす。

第一百九十五条 削除

閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一条の規定に基づいて指定された団体であつて、この法律の施行の際現に存するものに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条第一項から第四項までの規定の適用

(内)内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置
第四条 この法律の施行の際現に内航海運組合及び内航海運組合連合会が行っている内航海運組合法第八条第一項第七号から第十三号まで(同法第五十八条において準用する場合を含む。)に

除外については、なお従前の例による。
(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律
による改正前の海上運送法(第三項において「旧

掲げる事業の実施に係る行為に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし

第九条 本州四国連絡橋の建設に伴つ一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第一項に改める。

る海上運送法等の個別の法律について、適用除外の範囲の限定等の整備を行う。

4 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公正かつ自由な競争を一層促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

の海上運送法(以下「この項及び次項において「新

前の例による。

る法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告

平成十一年六月十五日

一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者は、前項に規定する期間内においても、新法第二十九条第一項の認可の申請をすることができる。この場合において、当該期間内に当該認可の協定のいずれかに該当するものについては、

第六条 許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

一 削除
附則第二十一項第一号を次のように改める。

一 議案の目的及び要旨書

本案は、我が国経済社会をより開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由なものとしていくために、規制緩和の推進とともに競争政策の

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十一年四月三日二十八日

参議院議長 藤藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

目次
住宅の品質確保の促進等に関する法律

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 日本住宅性能表示基準(第二条・第四条)

第三章 住宅性能評価

- 第一節 住宅性能評価(第五条・第六条)
第二節 指定住宅性能評価機関(第七条・第二十一条)

第四章 住宅型式性能認定等

- 第一節 住宅型式性能認定等(第二十二条)
第二節 指定住宅型式性能認定機関等(第四十四条)

第五章 特別評価方法認定

- 第一節 特別評価方法認定(第五十二条・第五十五条)

第六章 住宅に係る紛争の処理体制

- 第一節 指定試験機関等(第五十五条・第六十一条)

- 第一条 第七十七条
第二節 住宅紛争処理支援センター(第七十一条・第八十六条)
第七章 瑕疵担保責任の特例(第八十七条・第

九十条)

第八章 雜則(第九十一条・第九十二条规定)

第九章 罰則(第九十三条・第九十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備することとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保

責任について特別の定めをすることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。

第三条 この法律において「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものと除く。)をいう。

第四条 この法律において「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準であって、次条の規定により定められたものをいう。

第二章 日本住宅性能表示基準

(日本住宅性能表示基準)

第三条 建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るために、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。この場合においては、併せて、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき住宅の性能に関する評価(評価のための検査を含む。以下同じ。)の方法の基準(以下「評価方法基準」という。)を定めるものとする。

第四条 何人も、日本住宅性能表示基準でない住宅の性能の表示に関する基準について、日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第三章 住宅性能評価

(住宅性能評価)

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより建設大臣が指定した者(以下「指定住宅性能評価機関」という。)は、申請により、住宅性能評価設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に關し、評価方法基準(第五十二条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第二十二条第一項において同じ。)に従つて評価することをいう。以下同じ。)を行い、建設省令で定める事項を記載し、建設省令で定める標章を付した評価書(以下「住宅性能評価書」という。)を交付することができる。

第六条 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第七条 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(日本住宅性能表示基準の呼称の禁止)

第四条 何人も、日本住宅性能表示基準でない住宅の性能の表示に関する基準について、日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第四章 何人も、日本住宅性能表示基準でない住宅の性能の表示に関する基準について、日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第五章 罰則

(罰則)

第六条 第二項から前項までの規定は、日本住宅性能表示基準又は評価方法基準の変更について準用する。

(住宅性能評価書等と契約内容)
第六条 住宅の建設工事の請負人は、設計された住宅に係る住宅性能評価書(以下「設計住宅性能評価書」という。)若しくはその写しを請負契約書に添付し、又は注文者に対し設計住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該設計住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。

2 新築住宅の建設工事の完了前に当該新築住宅の売買契約を締結した売主は、設計住宅性能評価書若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し設計住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該設計住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

3 新築住宅の建設工事の完了後に当該新築住宅に係る住宅性能評価書(以下「建設住宅性能評価書」という。)若しくはその写しを売買契約書に添付し、又は買主に対し建設住宅性能評価書又はその写しを表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

4 前二項の規定は、請負人又は売主が、請負契約書又は売買契約書において反対の意思を表示しているときは、適用しない。

(指定)

第二節 指定住宅性能評価機関

第七条 第五条第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、同項に規定する業務(以下この節において「評価の業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、評価の業務を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて建設省令で定める区分に従って行わなければならない。

(欠格条項)
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者
 二 破産者で復権を得ないもの
 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わら起算して二年を経過しない者

四 第二十一条第一項又は第二項の規定により、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

**(指定の基準)
 六 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものである**

**(指定の公示等)
 3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。**

4 建設大臣は、評価員が、第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅

評価を行おうとする住宅の種類、規模及び数に応じて建設省令で定める数以上であることに応じて建設省令で定める数以上であること。

2 指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第十二条 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 法人にあっては役員、法人の種類に応じて建設省令で定める構成員又は職員(第十二条第一項の構成が、法人以外の者にあってはそのままの構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること)。

5 評価の業務を行っている場合には、その業務を行つことによって評価の業務

6 評価の業務以外の業務を行つてはならない。

7 第七条から第九条までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(評価員)

第十三条 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行ふときは、建設省令で定める方法に従

2 評価員は、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類及び規模に応じて建設省令で定める要件を備えるもののうちから選任しなければならない。

3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、評価員が、第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅

第一項の評価員の数が、住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行つ事務所の所在地を公示しなければならない。

性能評価に関し著しく不適当な行為をしたときは、又はその在住により指定住宅性能評価機関が第九条第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その評価員を解任すべきことを命ずることができること。

(秘密保持義務等)

第十三条 指定住宅性能評価機関(その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(評価員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評価の業務の義務)

第十四条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

(評価業務規程)
第十五条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程(以下「評価業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程で定めるべき事項は、建設省令

で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定の区分等の掲示)

第十六条 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、指定の区分その他建設省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(評価の業務の休廃止等)

第十八条 指定住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(監督命令)

2 前項に定めるもののほか、指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(指定期取消し等)

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があったときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

(指定期取消し等)

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

2 第二十二条 建設大臣は、指定住宅性能評価機関が第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 建設大臣は、指定住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第十条第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十四条、第十六条、第十七条、前条

に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

たとき。

二 第十五条第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行つたとき。

三 第十二条第四項、第十五条第三項又は第十

八条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

付をしないとき。

五 第九条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 評価の業務に關し著しく不適當な行為をしたとき、又はその業務に從事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価の業務に關し著しく不適當な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

8 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

2 第四章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定等
(住宅型式性能認定)
第十九条 建設大臣は、申請により、住宅型式性能認定(住宅又はその部分で建設大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従つて評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有する旨を認定することをいふ。以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の申請の手続その他住宅型式性能認定に

官報 (号外)

関し必要な事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、住宅型式性能認定をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の特例)

第一二三条 住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなす。

(住宅型式性能認定の取消し)

第一四四条 建設大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有しなくなつたと認めるときは、当該住宅型式性能認定を取り消すことができる。

2 第二十一一条第二項の規定は、前項の規定による住宅型式性能認定の取消しについて準用する。

(型式住宅部分等製造者の認証)

第一五五条 建設大臣は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で建設大臣が定めた「(以下この節において「型式住宅部分等」という。)の製造又は新築(以下この節において単に「製造」という。)をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければ

ばならない。

3 建設大臣は、第一項の認証をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

第一二六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第三十六条第一項若しくは第二項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

3 建設大臣は、第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」という。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、

(認証の更新)

第一二八条 第二十五条第一項の認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間)としの更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第三十一条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(承継)

第一二九条 第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」という。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第二十六条各号のいずれかに該当するときは、

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があったときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(型式適合義務等)

第一三一条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他建設省令で定める場合は、この限りでない。

2 認証型式住宅部分等製造者は、建設省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式住宅部分等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第一三二条 認証型式住宅部分等製造者は、第二十五条第一項の建設省令で定める事項に変更(建設省令で定める軽微なものを除く。)があったと

5 建設大臣は、第六十条の規定の定めるところにより承認する者(以下「承認試験機関」といふ。)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

6 外国において事業を行う者は、承認試験機関が作成した証明書を前条第一項の申請書に添えて特別評価方法認定を申請することができる。

この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行つものとする。

(手数料)

第五十四条 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2 指定試験機関又は承認試験機関(以下この条において「指定試験機関等」という。)が行う試験の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

第二節 指定試験機関等

(指定)
第五十五条 第五十二条第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、

同項の試験を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十二条の規定は前項の規定に、第十一条第一項及び第三項、第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第

四十六条並びに第四十八条の規定は指定試験機関に、第四十一条第一項の規定は前項の申請に、第四十九条の規定は指定試験機関の行う試験について準用する。この場合において、第十一条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定試験機関」と、「並びに評価」とあるのは

「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一条第一項中第七条から第九条まで」とあるのは第

五十五条第一項、同条第二項において準用する第十四条第二項、第五十六条及び第五十七条と、第十三条第一項中「評価員」とあるのは

「試験員」と、第十五条第一項中「評価業務規程」と、第四十一条第二項中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、第四十二条第一項中「試験員」と、第十五条第一項中「評価業務規程」とあるのは

「試験業務規程」と、第四十二条第一項中「試験員」とあるのは「試験の」と、同条第一項

準用する第四十六条第一項」と、同条第一項中「前項第一項」とあるのは「第五十九条第一項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十九条第一項」と、第四十九条中「処分」とあるのは「処分」とあるのは「処分(試験の結果を除く。)」と読み替えるものとする。

四 試験の業務以外の業務を行つている場合に是、その業務を行うことによって試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」とする。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 第八条第一号から第二号までに掲げる者は、第五十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二 第五十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第五十七条 建設大臣は、指定の申請が次に掲げた基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(次条第一項の試験員を含む。第二号において同じ。)、設備、試験の業務の実施の方法その他の事項についての試験の業務の実施に関する計画が、試験の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあっては役員、第九条第四号の建設省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあってはその者及びその職員の構成が、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行つている場合に是、その業務を行うことによって試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、試験の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

六 建設大臣は、試験員が、第五十五条第一項において准用する第十五条第一項の認可を受けたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

七 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、試験を実施させなければならない。

八 試験員は、高度で新しい建築技術に関する知識を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

九 試験員は、試験を実施するに足りる設備、試験機器及び試験用具等を備えなければならない。

一〇 試験員は、試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一一 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一二 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一三 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一四 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一五 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一六 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一七 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一八 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一九 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二〇 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二一 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二二 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二三 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二四 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二五 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二六 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二七 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二八 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二九 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三〇 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三一 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三二 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三三 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三四 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三五 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三六 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三七 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三八 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三九 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四〇 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四一 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四二 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四三 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四四 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六七 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六八 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六九 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六一 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六二 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六三 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六四 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六五 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

四五六六 試験の業務の実施に関する計画を実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

官 報 (号 外)

対し、その試験員を解任すべき」と命ずる」とができる。
 (指定の取消し等)

第五十九条 建設大臣は、指定試験機関が第五十六条第一号又は第二号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十五条第二項において準用する第十一条第二項、第十四条、第十七条若しくは第四十一条第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 第五十五条第二項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七条各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき。

五 試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあってはその役員が、試験の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十二条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による試験の

業務の停止について準用する。
 (承認)

第六十条 第五十三条第五項の規定による承認は、試験を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る)の申請により行う。

2 第十条第一項、第十一項、第五十六条及び第五十七条の規定は前項の承認に、第十条第一項及び第三項、第十四条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第五十二条第四項並びに第五十三条の規定は承認試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認試験機関」と、同項及び同条第二項、第十四条、第十五条第一項及び第二項、第十七條、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一项第一項中「第七条から第九条まで」とあるのは「第六十条第一項並びに同条第二項において準用する第四十一条第一項、第五十六条及び第五十七条」と、第十五条第一項中「命令」とあるのは「請求する」と、第十四条第一項中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第六十条第一項」と、第五十四条第一項中「第五十五条第二項」とあり、及び第五十八条第四項中「第五十五条第二項」と

あるのは「第六十条第一項」と読み替えるものとする。
 (承認の取消し等)

第六十一条 建設大臣は、承認試験機関が前条第一項において準用する第五十六条第一号又は第二号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項若しくは第五十八条第一項から第三項まで又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験を行ったとき。

三 前条第二項において準用する第十五条第三項の規定による承認の取消しについて準用する。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

八 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 前条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による費用の負担をしないとき。

十一 第五十一条第三項の規定は、前二項の規定により設立された法人であって、次条第一項に規定する業務(以下この章において「紛争処理の業務」という。)を公正かつ適確に行うことができると認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

12 建設大臣は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定を受けた者(以下「指定住宅紛争処理機関」という。)の名称及び住所並びに紛争処理の

業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第一項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは、「紛争処理の」と読み替えるものとする。

4 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

4 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならぬ。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（事業計画等）

第七十一条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務）

第六十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅(以下この章において「評価住宅」という。)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁(以下この章において「住宅紛争処理」という。)の業務を行うものとする。

2 前項の手続は、建設省令で定める。(紛争処理委員)

第六十四条 指定住宅紛争処理機関は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、建設省令で定める数以上の紛争処理委員を選任しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理を行うときは、前項の規定により選任した紛争処理委員のうちから、事件ごとに、指定住宅紛争処理機関の長が指名する者に住宅紛争処理を実施

させなければならない。この場合において、指定住宅紛争処理機関の長は、当該事件に関し当事者と利害関係を有することその他住宅紛争処理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員については、当該事件の紛争処理委員に指名してはならない。

3 前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならぬ。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（秘密保持義務等）

第七十二条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の手続の非公開

第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらに職にあつた者は、紛争処理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（申請手数料）

第七十三条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

第六十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、通常なく、紛争処理の業務を行ななければならない。

（紛争処理の業務の義務）

第七十四条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に関し必要な報告を求めることができる。

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、指定住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、指定住宅型式住宅外型式住宅部分等製造者、指定住宅型式

能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関(次項において「指定住宅性能評価機関等」という。)に対して、第七十八条第一項の規定による指定を受けた者を経由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

（申請手数料）

第七十五条 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において建設省令で定める額の申請手数料を指定住宅紛争処理機関に納めなければならない。

（技術的基準）

第七十六条 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により指定住宅紛争処理機関に認められた申請手数料は、指定住宅紛争処理機関の収入とする。

（報告徴収）

第七十七条 建設大臣は、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（区分経理）

第七十八条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に関し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)
第七十五条 建設大臣は、紛争処理の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 (指定の取消し等)
第七十六条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条第三項において準用する第十一条第二項若しくは第二十条第一項、第六十二条第四項、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十二条又は第七十三条の規定に違反したとき。
 二 第七十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 三 前条又はこの項の規定による命令に違反したとき。
 四 紛争処理の業務を公正かつ適確に行うことができないと認めるとき。
 五 不正な手段により指定を受けたとき。
 2 建設大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
 (建設省令への委任)
第七十七条 この法律に規定するもののはか、住

宅紛争処理の手続及びこれに要する費用に関し必要な事項は、建設省令で定める。
 第二節 住宅紛争処理支援センター
第七十八条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第三十

四条の規定により設立された財團法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下この節において「支援等の業務」という。)に関し次に掲げおいて「支援等の業務」という。)に規定する事務所の所在地を公示しなければならない。
 2 建設大臣は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援等の業務を行つ事務所の所在地を公示しなければならない。
 3 第十一条第二項及び第三項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第四十六条並びに第六十五条の規定は、センターについて準用する。この場合において、第十一条第二項、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあり、第四十六条第一項及び第二項中「認定等の」とあり、並びに第六十五条中「紛争処理の」とあるのは「支援等の」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「支援等業務規程」と、第六十五条中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。
 4 前号の支援等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基盤を有するものであること。
 三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 四 支援等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによって支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 五 支援等の業務の実施に要する費用を助成すること。
 2 一 指定住宅紛争処理機関に対して紛争処理の業務の実施に要する費用を助成すること。
 2 建設大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、第十七条第一項の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 2 建設大臣は、センターの支援等の業務に従事する第十五条第一項の認可を受けた支援等業務規程に違反したとき、支援等の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第七十八条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、センターに對

検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建設省設置法の一部改正)

第四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号の次に次の二号を加える。

四十六の二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第二号)の施行

に関する事務を管理すること。

住宅の品質確保の促進等に関する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルの増加に対処し、良質な住宅ストックの整備を推進するため、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならないこととする。

2 建設大臣が指定した住宅性能評価機関が日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行い、標章を付した評価書を交付することができることとし、評価書が契約において交付された場合等には、表示された性能を有する住宅を完成させ、又は引き渡す契約がなされ

たものとみなすこととする。

3 日本住宅性能表示基準に基づく評価について、業務の効率化を図る体制を整備するとともに、日本住宅性能表示基準が予想していない評価方法について、特別の定めをすることとする。

4 住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、指定住宅紛争処理機関などの紛争処理体制を整備することとする。

5 住宅の新築に係る建設工事の請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人又は売主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を十年間担保する責任を負うこととするとともに、契約によって期間を伸長できる特例を設けることとする。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルの増加に対処し、良質な住宅ストックの整備の推進に資するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年六月十一日

建設委員長 平田 米男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

[別紙]

住宅の品質確保の促進等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 欠陥住宅問題を未然に防止するためには、住宅取得者の住宅の品質に対する意識の向上と住宅の工事請負契約及び売買契約の適正化が重要である」とに鑑み、住宅関係業界はもとより一般消費者に対しても住宅性能表示制度及び瑕疵担保責任特例制度を周知徹底に努めること。

二 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の策定に当たっては、欠陥住宅被害の防止の観点から、欠陥住宅事例の調査結果等を参考として地盤評価など消費者ニーズに合った性能項目を積極的に取り上げるとともに、可能な限り客観的な評価方法を採用するよう努めること。また、いわゆるシックハウス問題に関して、関係省庁間の連携を図り、調査研究や被害の防止等に積極的に取り組むこと。

三 指定住宅紛争処理機関の行う住宅紛争処理の参考とする技術的基準の策定に当たっては、住宅紛争の欠陥判断基準に係る判例や関係者の意見を参考として、住宅取得者の利益の保護に十分配慮して定めること。

四 住宅性能表示制度の普及を図るため、住宅性能評価の効率的かつ合理的な運用の指導に努めるとともに、中小住宅生産者が住宅型式性能認定を取得できるよう支援すること。また、瑕疵

担保責任特例制度の実効性の確保を図るために、住宅性能保証制度への公的支援等により、中小住宅生産者の対応が容易になるよう配慮すること。

五 良質な中古住宅の供給を通じて中古住宅市場の活性化を図るため、中古住宅に関する性能表示制度や中古住宅の売買契約にも適用される瑕疵担保責任特例制度の導入について検討すること。

六 住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、建設住宅性能評価書の交付を受けていない住宅についても、工事請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理が円滑に行われるよう住宅紛争処理支援センターを指導すること。

七 住宅の建築工事の請負人又は新築住宅の売主が、住宅性能評価書若しくはその写しを契約の際に提示した場合、請負人等が契約書において反対の意思表示をした場合に評価書等の当該規定が適用されないことが、いやしくも住宅紛争を増加させる新たな要因とならないよう万全を期すこと。

八 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準並びに住宅紛争処理の参考とする技術的基準の策定過程の情報や住宅型式性能認定及び特別評価方法認定に関する技術的情報等を可能な限り公開することにより、手続きの透明性の確保と新しい技術の普及を図ること。

官 報 (号 外)

九 住宅紛争処理支援センターの指定に当たっては、既存の公益法人を指定するとともに、住宅紛争処理の支援業務等が適切かつ公正に実施されるよう十分な指導監督を行うこと。また、センターが新たな省庁の天下り機関になることがないよう万全を期すこと。

十 住宅の品質確保を円滑に図るため、住宅性能表示制度に係る住宅性能評価について、建築基準法に基づく確認・検査、住宅金融公庫の融資制度に係る現場審査及び住宅性能保証制度に係る現場審査と相互に連携した総合的な運用のあり方について検討すること。

十一 住宅性能表示制度に係る住宅性能評価のうち、少なくとも基礎的な性能項目については、すべての住宅について表示が徹底されるよう、住宅性能表示制度の普及を進めること。

官 報 (号 外)

平成十一年六月十五日 衆議院会議録第二十八号

第明治
三
種
郵
便
物
認
可日

発行所
東京一 番 大四 藏 省 印 刷 局
都 港 区 虎 ノ 門 四 丁 目
電話
03 (3587) 4294
定 価
(本 体 四 四 〇 円)
本 号 二 部